

予算特別委員会

令和 6 年 3 月 1 5 ・ 1 8 ・ 1 9 ・ 2 1 日

葛 城 市 議 会

予 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和6年3月15日（金） 午前9時30分 開会
午後8時33分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|-------|-------|---|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 吉 村 | 始 |
| | 委 員 | 西 川 善 | 浩 |
| | 〃 | 柴 田 三 | 乃 |
| | 〃 | 坂 本 剛 | 司 |
| | 〃 | 梨 本 洪 | 珪 |
| | 〃 | 奥 本 佳 | 史 |
| | 〃 | 谷 原 一 | 安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 川 村 優 子 |
| | 議 員 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 人事課長 | 石 田 智 士 |
| 人事課主幹 | 南 直 美 |
| 企画政策課長 | 勝 眞 由 美 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 総務課主幹兼 | |
| 監査委員事務局長 | 吉 村 浩 尚 |
| 管財課長 | 倉 田 主 税 |
| 生活安全課長 | 西 川 雅 大 |

庁舎機能再編推進室長	吉 田 和 裕
〃 補佐	木 下 友 博
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
税務課長	高 松 和 弘
税務課主幹兼	
収納促進室長	油 谷 知 之
市民生活部長	前 村 芳 安
市民窓口課長	森 本 欣 樹
保険課長	増 井 朋 子
人権政策課長	村 田 真 也
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
地域包括支援課長兼	
いきいきセンター所長	西 川 賢
地域包括支援課主幹	津 本 佳 成
介護保険課長	田 中 美 菜
介護保険課主幹	堀 川 雅 樹
こども未来創造部長兼	
子育て支援課長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
都市整備部長	安 川 博 敏
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	西 川 好 彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第28号 令和6年度葛城市一般会計予算の議決について

議第29号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第34号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

- 議第32号 令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第30号 令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第33号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第31号 令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第35号 令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 議第36号 令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日から4日間かけまして、来年度令和6年度の当初予算についてご審議をしていただきます。ちょうど市制施行されて、葛城市になって20年を迎えるということでございます。私も合併前からこの議会におらせていただいて20年を迎えることができたということで、皆さん方と一緒にこの審議に参加させていただけるということについて非常に喜びも持っておるところでございます。20周年ということで、いわゆる市民の方々も喜んでおられるわけでございますけども、節目ということでこの20年間というものを振り返る顧みるときでもあらうかと思えます。ここには新しい議員もたくさんお見えでございます。フレッシュな新鮮なご意見いただきながら審議を進めていただくことをお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは委員外議員の紹介をいたします。手前から言います。松林議員、増田議員、杉本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し赤いランプが点灯しているの確認してからご起立をいただいて、マイク近づけてご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスク着用につきましては、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクの着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席用のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行については、適時休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願いいたします。

ここで、令和6年度当初予算を審査するに当たり、事前に進行及び審査方法について確認したいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法については、お手元に配付の予算特別委員会（当初予算）審査の方法・日程（資料1）のとおり、一般会計予算については、まず歳出の1款、2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。2つの部分に分けて質疑を行いたいと思います。1つ目の部分は、予算書54ページ、2款1項11目防災行政無線管理費の最後までです。また、このときに全ての款の人事課配当の人件費の質疑も行います。2つ目の部分は、予算書54ページ、2款1項12目地方創生臨時交付金事業費から67ページの2款の最後までです。次に、3款及び4款の説明を受け質疑に入りますが、質疑については理事者側の

出席者があまり多くならないように款ごとに職員を入れ替えて行います。次に、5款及び6款の説明を受け、先ほどと同様に質疑については款ごとに職員を入替えて行います。次に、7款及び8款についても同様に行います。最後に9款から12款までの説明を受け、その部分について一括で質疑を行います。続いて歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括質疑については範囲が広うございますので、歳入の前に休憩を取り、出席職員の調整を行いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますよう、ご留意をください。また、委員の皆様におかれましては、歳入と総括質疑の質問票について以前に事務局から配付があったと思いますが、歳入または総括質疑の予定がある方は19日の予算特別委員会終了までに質問票の提出を事務局までお願いをいたします。

特別会計予算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算と下水道事業会計予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

次に、お手元に配付の予算特別委員会（当初予算）の進行及び審査方法についてということで、資料2をご覧ください。1番から2番までは先ほど説明させていただいたとおりでございます。3番については、後ほど資料3を説明する際に併せて説明をいたします。

続いて裏面の4番、質問項目は1回に3問までといたします。質問回数については2回まで、3回目は発言のみといたします。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合にはこれを優先いたします。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置きや要望は議事進行上できるだけ慎んでいただけるようお願いをいたします。7番、質問される場合は、予算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。理事者側においては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、質問者が替わるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭に的確な答弁をお願いいたします。また、答弁において、予算の年度については、新年度予算は令和6年度予算、そして今年度予算は令和5年度予算等、できる限り具体的な年度で説明をお願いします。今回の議会でも何回も申し上げますけども、令和6年度予算、令和5年度予算という形でご説明をお願いいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。原則として、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクにより、答弁をお願いいたします。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表（資料3）をご覧ください。委員会を進めるに当たって時間配分として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員及び理事者側もご協力をお願いいたします。

今申し上げましたけども、以上のことにつき何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営をいたします。

それでは、議案審議に移ります。

議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費、2款総務費まで提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。

本日より、令和6年度当初予算のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。初めに、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億5,100万円と定めるものでございます。次に、第2条の債務負担行為につきましては7ページ第2表で、それから第3条の地方債につきましては8ページ第3表で明記をしております。第4条の一時借入金につきましては、借入れ最高額を35億円と定めるものでございます。また、第5条では歳出予算の流用についてを規定するものでございます。

それでは、歳出1款議会費及び2款総務費でございます。時間短縮の観点から目ごとの主な事業費についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書の30ページをご覧いただきたいと思います。1款議会費、1項1目議会費では、令和6年度予算額1億8,023万2,000円でございます。人件費では、議員15人、また職員5人で1億3,965万2,000円、また議会運営事業では3,743万円でございます。

次に、32ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で6億5,061万5,000円でございます。人件費では、特別職2人、また職員63人で5億3,846万2,000円、また一般管理事業（人事課）では4,296万円、36ページ上段の人事管理事業で809万2,000円、37ページの下段、財政運営事業で685万4,000円、また38ページ上段、入札・契約事業で736万5,000円でございます。

39ページに移っていただきまして、2目文書広報費では1,474万8,000円、広報発行事業で1,109万6,000円でございます。

次に、3目会計管理費で1,649万1,000円で、会計管理事業に要する経費でございます。

40ページの中段、4目財産管理費では3億8,637万4,000円、新庄庁舎管理事業で2億474万6,000円、41ページの当麻庁舎管理事業で1,010万5,000円、42ページ市有財産管理事業で1億6,663万8,000円でございます。

43ページに移っていただきまして、5目電子計算費では8,161万1,000円、44ページ、電算システム共同化推進事業で6,990万1,000円でございます。

下段から45ページにかけてでございます。6目地域情報化推進費で3,610万4,000円で、イントラネットシステム整備事業で3,168万1,000円でございます。

46ページに移っていただきまして、7目交通安全対策費では2,975万9,000円で、交通安全対策事業で783万9,000円、また47ページの下段、交通安全施設整備事業で1,659万9,000円でございます。

続いて、8目の自治振興費では1億8,151万2,000円で、48ページの公共バス運行事業で

8,831万5,000円、49ページの上段ではまちづくり一括交付金事業で5,360万円、また街灯管理事業で1,382万3,000円でございます。

50ページ、9目企画費でございます。6,166万9,000円で、企画制作事業で1,345万9,000円、51ページ下段、空家等対策事業で668万3,000円でございます。

52ページの中段、市制20周年記念事業で3,461万4,000円でございます。

53ページ、10目公平委員会費では23万5,000円でございます。11目防災行政無線管理費では496万4,000円で、防災行政無線管理経費でございます。

54ページ、12目地方創生臨時交付金事業費では330万円でございます。

2項1目税務総務費で1億8,479万9,000円で、人件費で職員17人、1億1,933万4,000円、56ページの上段、ふるさと応援寄附事業で6,000万円でございます。

2目賦課徴収費では6,214万6,000円で、賦課管理事業で1,187万8,000円、57ページ、固定資産税賦課事業で2,137万2,000円、下段の諸税徴収事業で1,965万5,000円でございます。

59ページの上段、3目過年度支出金で1,300万円で前年度同額となっております。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費では9,087万3,000円で、人件費で職員5人、4,084万円、60ページの個人番号カード関連事業で3,471万3,000円でございます。

61ページに移りまして、4項1目人権啓発費では3,680万7,000円で、人件費、職員3人で2,721万4,000円、人権啓発事業で780万3,000円でございます。

63ページに移りまして、5項1目選挙管理委員会費では57万4,000円でございます。

64ページ、3目市長選挙費では2,913万4,000円で、人件費で857万6,000円、市長選挙費で2,055万8,000円でございます。

65ページに移りまして、6項1目統計調査総務費で97万9,000円で、統計調査事業に係る経費でございます。2目基幹統計費では443万6,000円で、66ページ、基幹統計事業で433万8,000円でございます。

7項1目監査委員費では2,672万1,000円で、人件費、職員3人で2,584万1,000円でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただいたとおりです。もう一度繰り返したいと思います。初めに予算書54ページの2款1項11目防災行政無線管理費の最後までの部分と全ての款の人事課配当の人件費に関する質疑に入りたいと思います。それ以降については次にしていただきたいと思いますので、今回はその部分についてお願いをいたします。

質疑ありませんか。

坂本委員。

坂本委員 おはようございます。今日もよろしくお願いします。簡単に1つ、2つちょっと質問させていただきます。2款総務費1項1目です。33ページ、一般管理費の7節報償費、各種大会出場者激励金、これ、今まで聞かれた方があるかも分かりませんが、どういう方にこ

れを渡すものなのか。令和5年度では今までで何人、お金を渡されると思うんですけど、何人に渡されて、お一人幾らお渡しされているのかということが1つと、次の34ページの一番下の17節備品購入費、35ページになりますけれども、公用車購入費490万6,000円、予算の概要で言うと10ページの上の3番になりますけれども、公用車を電気自動車2台購入されるということになっておりますけれども、これは今あるガソリン車を処分して新たに電気自動車を購入されるものなのか、また主に何に使う予定をされているのか、この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問ありました報償費ですが、葛城市慶弔規程により支出します香典と供花になります。

(「激励金」の声あり)

石田人事課長 激励金ですか。申し訳ないです。激励金ですね。スポーツ大会の全国大会に出場された方に対する激励金になります。令和5年度につきましては、個人28名、団体5組に、現段階、出しております。

小中学生につきましては1人5,000円、大学生、社会人におきましては1人1万円、団体につきましては1組1万円で、4名以上の団体になりますと2万円というふうになっております。

以上です。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

公用車の件につきましてでございますが、新庄庁舎と當麻庁舎に配備しております公用車の一部につきましては、購入から25年が経過しております、修繕等における交換部品の在庫の関係、また燃費、排ガスと、故障のリスク、事故のリスクを回避する目的で、順次新車に入替えを予定しております。市内の移動の利便性、排ガス、その辺を軽減するために軽自動車タイプの電気自動車の購入を行うということでございまして、當麻庁舎と新庄庁舎、その辺を総合して車を一部廃車、それから新車の購入というふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。激励金に関しましては5,000円、団体1万円とかお答えいただきましたけれども、これは旅費とかに使われる用途が目的なんでしょうか。それとも、それは激励金ですから頑張ってくれということだと思いますけれども、遠征に行かれるのに役立ててくださいというような内容のものなんでしょうか。それをちょっと簡単に答えてもらったらいいかなと。

それと、公用車に関しましては順次新しい車に替えるということ、これから排ガス問題に考慮して電気自動車にするということですが、主に何に使うのか、ちょっと答えてもらったら。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 公用車の利用につきましてでございますが、現在、新庄庁舎で使っている、各課が予約して利用できる共用車の部分で検討しております。

以上でございます。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 申し訳ございません。各課をまたがって、一部の課が所有してるんですけども、よその課が空いてれば、そこを予約して使えるような形で稼働率を上げるような利用の仕方をしておりますので、そういう車に利用するということでございます。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

こちらの報酬につきましては、スポーツ大会の激励金、いわゆる報償という形になっております。また、旅費に関しては別途規定がございますので、そちらから支出させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。報償ということは、もう結果が出た後の、よくやりましたねというような内容と、それじゃないですか。もう言いつ放しです。そのように思いましたけれども、いい成績を取られたのでご苦労さんという内容であろうかと思えますけども、金額がこれでいいのかどうかというのはまたちょっと考えるところです。公用車に関しましては、市役所内でうまく回して電気自動車を使ってもらおうということで理解いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 今のちょっと誤解があったら駄目なので、旅費は別個やということですね。ご苦労さんという話出たんですけど、行かれる前に渡すんですよね。お答えください。

石田課長。

石田人事課長 スポーツ大会だと激励金になりますので、行かれる前に頑張ってきてくださいというような趣旨かなと。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

今の補足だけちょっとさせていただきたいと思います。基準を設けてまして、前、西川議員の一般質問でもほかの議員もあったと思うんですが、基準がございまして、その全国大会に出場される方に対して事前にお渡しさせていただくという流れで、激励金、この形で支給させていただくというものでございます。よろしいですか。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしくお願いします。関連でちょっと1つ、今の坂本委員の、公用車購入関係経費、これ新規でこれ企画で2台ついてるわけですね。去年は管財課で1台購入されてると思うんです。これほかのも見てると、ちょっとほかの課でも公用車購入されてるところが結構あると思うんですけれども、これ計画どうなってるのか、計画的に入替え

をしてるのか。今、25年経ったからというお話だったんですけれども、どういう計画を立てて、公用車を入れ替えているのかということをも1点目聞かせてください。

ほかのやつもちょっと聞かせてください。次、2点目、もうこの予算案の概要のほうで行かせていただきます。同じく10ページです。真ん中の人事管理事業の職員研修事業について聞かせていただきたいと思います。これ、私、毎年聞いてるので、ここに関してはしっかりとやっていただきたいということで、いろんな研修やっただけだと思っています。その中で、本年、市の単独研修というところがございまして、どういうことを計画されているのか研修内容について、この費用がかかっているもの、かかっていないものも含めて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

3点目です。さらに10ページのその下なんですけれども、各種相談事業、法律相談業務等委託料についてちょっと聞かせてください。これ毎年、顧問弁護士に対する委託料だというふうに考えてるんですけれども、この顧問に対する考え方です。昨日も、補正予算のほうで、およそこれクリーンセンターのあれですかね、裁判、約1,600万円かかってたやつが、税別420万円ぐらいまで交渉で、顧問やってるから抑えられたと、こういう説明がございました。そもそも、同じ顧問弁護士に、例えば昨年で言うならば、政治倫理審査会の委員と、この顧問弁護士がかぶっているというような問題もあったように思うんです。その辺り、政治倫理審査会とか、ほかの顧問弁護士の使い方に関してどういう整理をされたのか。1つは政治倫理審査会、どういうふうに変ったのかということも聞かせていただきたいのと、やはり顧問に対する考え方、どういう使い方をされて、大体年間どんな頻度で今、行政のほうで相談に行かれてるのかということも聞かせていただけますでしょうか。

以上、3点よろしくお願いします。

藤井本委員長 以上、3点。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

公用車の件につきまして、まず財政とも相談いたしまして計画的に、かなり古い車が多いということで、今年と来年にかけまして、今年度につきましては7台を廃車して6台を購入、来年につきましては5台を廃車して4台を購入、更新と全体的な車両の数量の減を計画し、実行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

令和6年度の市単独事業の研修ですが、現在計画しておりますのは、定期的な受講が必要である接客研修、コンプライアンス研修、人事評価研修に加えて、ハラスメント研修、特段令和6年度は階層別に1日かけた研修なども受講を予定しております。具体的な、現在予定しているのは、ワークライフバランス研修であったり、モチベーション向上研修、メンタルヘルス研修等を計画しております。

以上です。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 おはようございます。企画政策課の勝真でございます。よろしくお願いを申し上げます。

私のほうからは、法律相談業務等委託料でございます。この176万円の中には、梨本委員おっしゃっていただきました法律顧問委託料として79万2,000円、それから無料法律相談委託料として96万8,000円、この2つが含まれております。ご質問の顧問弁護士のほうの考え方というところでございますけれども、皆さんご存じいただいておりますように、川崎法律事務所の川崎祥記弁護士のほうに、従来より顧問弁護士としてお願いをさせていただいてるところでございます。合併時より引き続き顧問弁護士として契約をいただいております、契約金額としては据え置いた形でずっと変わらずご契約をいただいているという状況でございます。当弁護士におかれましては、市制以来今日まで長きにわたりまして、市政に係る相談に適切な助言を与えていただいております。弁護士としての能力も高く、経験値も豊富であるということから、市のほうといたしましては、引き続き川崎弁護士のほうにお願いしたいというふうに考えております。

次に、実績のほうでございます。令和4年度につきましては、市のほうからの相談ということで32件ございました。令和5年度につきましては、2月末現在で27件のご相談をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

顧問弁護士と政治倫理審査会のほうの整理というか、考え方のほうだけ答弁させていただきたいと思います。令和5年度の11月末までの政治倫理審査会に顧問弁護士である川崎弁護士がされておられて、それが問題あるのかなのか議論もあったんですが、法律的には直ちに何も問題はないんですが、12月で新しく更新されるに伴いまして、他市の状況も踏まえて見直しをさせていただいたところです。そのような中で、顧問弁護士ではなく違う弁護士で新たに学識経験者としてお願いする形で、現在、就任いただいております状況です。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 では、まず1点目の公用車の件から、令和6年度は7台廃車して6台購入、令和7年度は5台廃車して4台購入ということで、計画的に財政と相談しながらやってるということで、了解いたしました。ただ、これ今、ゼロカーボンシティの温暖化対策の環境課のほうでいろんな計画つくられてるじゃないですか。こういった計画との整合性についてどういうふうになってるのかというところを、もう少し教えていただきたいんですよ。かつ、電気自動車を入れられると思うんですけども、今、充電するポイントが足りてるのかということなんです。例えば、今の新庄庁舎でどれぐらいあって、今、改修してますので、どれぐらい増やそうとしているのか。これ結局6台増えるとなると、昨年入れたものと含めて7台となると、そういう常時充電しないといけないということはないかもしれませんけれども、その辺りど

ういうふうな充電ポイントも含めてどう考えられているのかということと、あとこれ、ちょっとこれも教えて、ちょっと素人的な質問なるかもしれないんですけど、これ、企画に張りついてたりとか管財に張りついてたりとかいろんな課に張りついてて、今、企画に張りついている車に関しては課をまたがって使用すると、こういうご説明なんですけれども、ほかのものも恐らく空いてたら、ほかのものをほかの課で使われているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どこにどう張りつけてるのかということについてもちょっと整理して教えていただけますか。

2つ目の職員研修事業、内容については承知いたしました。私言おうと思ってたんですが、最近やっぱり去年から、例えばビッグモーターであったりとか宝塚であったりとか、いろんなハラスメントの問題等、組織の中で大きくなってきていると思うんです。それから、メンタルヘルスであるとかワークライフバランスとか、その辺り本当に今後考えていただかないと、やっぱり職員のそういった精神状態も含めてやっていく必要があるかなと思ったんですけれども、既に考えていただいているということで、これはもう非常に前もって取り組んでいたという点に対して感謝したいと思います。あと、今の現状、どれぐらいの職員が、これはもういろんな事情があると思います。休職されてる職員、いろんな事情があって、体調不良であったりとかいろんな状況があると思うんですけれども、大体どれぐらいの職員が今、休職されてて、例えば4年前はどれぐらいだったのか、8年前はどれぐらいだったのか、人数分かるようでしたら、どういう経緯があるのかということをお聞かせいただけますか。

3つ目の質問、法律相談業務に関して、政治倫理審査会のことについては理解いたしました。私はやっぱり政治倫理審査会に関しては、市と利害関係がない第三者的な目が入ることが大事だと思いますので、そういう弁護士になっていただいているということは良かったのかなというふうに思っております。あと、顧問弁護士は79万2,000円ということで、これはもう合併以来、當麻町の時代からずっと価格も変えずにやっていただいている、しかも能力の高い川崎弁護士ということで、非常にありがたいことだと思います。ただ、今本当に、各分野分野において法律というのは多岐にわたって、それを1人の弁護士、1つの弁護士事務所が全ての網羅をしていくというのは非常に難しい時代になっていると思うんですよ。そういった意味から、顧問弁護士という考え方よりも、専門性を持っている弁護士にそのときそのときにやっていくというほうが、どちらかというといいアドバイスをいただけるんじゃないかなというふうな私の感覚もございます。その辺り、顧問弁護士としては続けていくということなんですけれども、専門性を持っている弁護士を今後どう活用していくのかとか、そういった専門的な話が起きたときにはどうしようと思ってるのかということ、ちょっと踏み込んでお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

電気自動車の件につきましては、環境課のゼロカーボンシティの関係もございますので、その整合性を取るために今回、今年と来年の電気自動車の購入というふうになっております。

電気自動車の特性もございまして、充電時間、充電設備、航続距離等のデメリット面もございますので、今後につきましては、電気自動車、ハイブリッド車、PHV車を取り混ぜて随時更新していきたいというふうに思っております。

あと、充電設備の件につきましては、屋外でもできるというものではございますが、できるだけ屋根のあるところで充電器をとというふうに考えておりまして、令和6年度につきましては新庄庁舎のほうで工事費を取りまして、新たに充電できる設備を9台設置する予定でございますので、よろしくお願いします。

あと、共用車なのになぜその課でという話なんですけども、維持管理につきましては管財課のほうで一括ということではなくて、今までも言うてますとおり、各課がやっぱりそれぞれの責任を持って主にその車を活用している、空き時間はよその課というふうな考え方で、その課が責任を持って維持管理をするという考えの下に、その担当課のほうで所属配属をしているのと、あとどうしてもやっぱりその課で特殊性があつて、通常ずっともう共用にならずにその課だけで使うという車両もございますので、特殊性のあるところにつきましてはその担当課で維持管理、所有というふうな考え方で今後もやっていくという形になっております。

以上です。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

令和6年3月1日時点で、メンタルの不調により病気休暇または休職している職員は7名で、全職員に対する割合は2.0%となっております。4年前、令和2年3月31日時点では4名で率にして1.3%。その4年前、平成28年3月31日時点では1名で率にして0.3%となっております。

以上です。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

顧問弁護士の今後の考え方の部分について答弁させていただきます。顧問弁護士につきましては、先ほど企画政策課長が申しましたとおり、これまでの経験とか訴訟の状況も見ましても、このまま継続していただくのに何ら問題ないとは考えています。ただ、梨本委員おっしゃいました専門的な部分とか、例えばですけども、ほかに相談に行かなくてももっとスピーディーな対応ができるかという、そういう部分も検討する必要があるとは思っております。そんなような中で、多分のことになるんですけど、教育委員会では今回、専門的なそういう対応できるような弁護士と相談するできる体制を予算化されているという部分も聞いてますので、他市も弁護士の専門職的な方もおられるところもあるとも聞いてますので、全体のそのような状況を踏まえながら今後も検討していきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 公用車の件、承知しました。9台の充電器使ってつけられたということで、今後PHVと

かRHEV等も含めて検討されていくということで、この使い方に関してはしっかりと、どこがキーになるのかというのは大事だと思うんですよ。以前、車検切れの問題で他市の場合は問題になったこともございますので、その辺り、各課に任せずにやはり管財が一括して私はやるのがいいのかなというふうに思いますので、その辺りも、ちょっと管理の仕方、また検討されるといいのかなということだけ付け加えさせていただきます。

次に、職員研修に関しましては承知しました。今、本当に、時代柄、だんだんだんだんそういう心の問題で休職される方というのが、これはもう市役所だけじゃなくていろんなところで増えてきてるというのは承知しています。実際に葛城市においても、1名、4名、7名と、この4年間でかなりの数が増えてきてると。ただ、これに関しては放置してはいけない問題ではあると思いますので、この職員研修も含めてしっかりと対応を取っていただいて、せっかくこの葛城市で働こうという強い意志を持って入庁してくださった方を大事にするという思いを持って対応していただきたいということをお願いしておきます。

法律相談業務に関しまして、承知いたしました。これに関しては、いろいろの間ずっと、この二、三、四年ぐらい見てると、弁護士費用が相当高額でずっと来てるんですよ。これ、報酬なんで仕方ないと思うんですけども、先ほど専門性という話からお伝えさせていただきましたが、この報酬も単費で出してるわけなので、これやっぱりできたら安いほうがいいわけですよ。同じ勝訴でも、この弁護士費用がたくさんかかるのと安く抑えられるのでは大きく違うと思いますので、今、弁護士たくさんいらっしゃいます。司法試験の制度も変わっていろんな方いらっしゃいますので、そういった方に、ちょっと顧問のほう、顧問は顧問での考え方あると思うんですけども、いろんな方にちょっとそういったものも比較しながら、他市の事例なんかも比較しながら、できるだけそういったコストも抑えていただけるようお願いしておきます。私は結構です。

以上です。

(「関連」の声あり)

藤井本委員長 関連多いですね。ほんなら、手の挙げた早いもんでいきましょう。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、申し訳ない。今の予算案の概要の10ページの、今、梨本委員が聞かれました職員研修事業についての関連で伺います。今し方、市の単独研修ということで、ハラスメントとかワークライフバランスとかメンタルヘルスとか、そういったもう新しくされるというふうに伺ったんですが、この費用、これが令和2年が186万4,000円あったんですね。令和3年、令和4年と167万1,000円、148万7,000円、ずっとう、令和5年も143万1,000円とどんどんどんどん減少してたんですが、今回ちょっと若干増えてるんです。もしかしたら新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことかなというふうにも思ったんですけども、この理由についてお聞かせいただけたらと思います。

それから、これとちょっと関連する部分もあるんですけども、この予算書の33ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1報酬、予算案の概要で言うと9ページなんですけど、会計年度任用職員報酬等というところなんです。これが、令和5年度の2,957万

円に対してかなり増えています。予算書の193ページ見ても、人数はさほど変わらないのに職員手当の部分が3倍ほど増えてるのは、これは恐らく、これまで期末手当に加えまして4月1日から勤勉手当が加えられるのと、あと人事院勧告で増えてるものがあると思われるんですけども、この理由について伺います。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

研修のほうの予算額の増につきましては、令和6年度、ウェブ研修を実施することにより増になります。また、予算の中で今まで報償で払ってた部分を委託に変えた部分もございますので、その分で上がっているところがございます。

2つ目の会計年度の件ですね。こちらにつきましては、委員おっしゃったように、法の改正により期末手当と勤勉手当の新設ということによる増になります。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 研修とすれば、ウェブ研修が入ったというふうな理解でよろしいですね。それからあと、期末手当のこれについては、先ほど私の理解で、この会計年度任用職員の報酬等については、理解でいいということで承知しました。

ところで、令和5年度から調整員の制度が始まってると思うんですが、これ暫定任用制だと思うんですが、現在の人数と役割についてお聞かせ願えたらと思います。私、役割というのは、後進の育成というのがあるのと、それからあとその課その課の特殊な技能とかあるのでその継承だというふうに思うんですが、どのようにお考えかというふうについて伺いたいと思います。また、現状についてうまくいっているのかどうか、課題があるのかどうかも伺いたいと思います。

それから、あと研修のことです。ちょっと聞き漏らしたんですが、今し方の、いわゆる研修の目的、スキルアップと、それから士気のアップと、これ両方だというふうに思うんですが、これは例えば、今の外部研修と、それからあといわゆる調整員なんかの内部の先輩方に教えてもらうというふうなことの両輪で学んでいかなければいけないところがあると思うんですが、これについてのお考えも伺いたいと思います。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

現在、調整員は6名いておりまして、60歳で定年退職され、引き続き暫定再任用職員として勤務している職員が調整員となります。豊かな経験と知識を生かして、担当業務はもとより、後進の指導、相談、各調整などを行っております。なお、令和6年4月以降に60歳の役職定年を迎えた職員も調整員となります。

以上です。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 スキルアップの部分と成果というか、どのような課題かも含めまして、令和5年度に係長制度と同じように初めて調整員の制度も入れまして、経験豊かで元部長級、課長級の方

が調整員になっておられる状況です。ですので、職場の中で管理職ではないんですけども、部下の監督もできるし細かい指導もできるということで、そういう意味では成果はあると思いますが、やはりそれなりの職級の方がやっておられますので、中でなかなか若い人が声かけにくいとかそういう部分もありますので、また調整員の皆さんの声を聞きながら、それぞれまた令和6年度に向けて対応していきたいと考えています。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。調整員については効果が出てるということですね。引き続き、特に職員につきましては働く環境、先ほどの梨本委員もメンタルヘルスのことについて聞かれましたけれども、仕事のスキルアップもそうですけれども、やっぱり士気の向上ということが、やっぱり職員の皆さん人間でするので大事なことだと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

藤井本委員長 先ほど関連で手が挙がってた、西川委員。

西川委員。

西川委員 委員長、ちょっと教えてほしいんですけど、関連の質問はしますやんか。関連の質問を、僕、今、坂本委員の関連を質問しようかなと思ってるんですけど、関連の質問の後に自分のその質問……。

藤井本委員長 関連だけで行きましょうか。

西川委員 その辺をちょっと整理しといていただけたら。

藤井本委員長 先ほどもあったんですけど、関連を優先するということで冒頭申し上げてますけども、関連も質問する、そしてまた別の自分の質問もあるといった場合、これから今から関連をもう優先して関連のみにしてください。自分の質問は後にしていただくと。関連が続きますので、ちょっとややこしくなっちゃうんですね。関連は関連だけということで。

西川委員。

西川委員 改めて行きますね、そしたら。激励金の話なんですけど、予算書33ページ、2款1項1目一般管理費の一般管理事業の中の報償費、先ほど坂本委員からもありました7節報償費、各種大会出場激励金というところで、僕も一般質問のほうで昨年の令和5年の6月やったかな、させてもらってるんですけど、これ35万円で金額が変わってないんですね、令和5年度と6年度とね。僕言うたんは、この市内に住所を有する方は、全国大会に出場したら激励金をもらえるというふうなことになってるんですね。高校生、例えば違う高校に行って全国大会に出場しても、その方にはもらえてないわけですよ。それをどうしますかという、その方らも対象になるのと違いますかという話でしてたんですけど、その辺ちょっと教えてほしいのと、あと金額5,000円と、もうちょっと上げてもいいんじゃないかという話もしましたやんか。それをどういうふうに今この予算書では考えていただいていたのかというところ、これ1点ですね。これ、関連じゃないからいいですね。もう改めて、2つはいいですね。

(「それは関連で」の声あり)

西川委員 関連になるんか。僕、改めて言うたつもりやけど、これ、いいです。

藤井本委員長 これ、さっき出てるから関連で。

西川委員 ほんならもうそれだけでいいです、関連で。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。

一般質問以降でそのようなご意見あったので、この人事課のほうで他市の状況、報償額とも調べてます。その中であんまり、今の状況ですけども、あまりそないほど差がなかったもので、額としては今回の予算額同じで要求させていただいたところです。引き続き検討させていただきたいと思います。

それと、市外の方にもというところは、教育委員会の調整が出てくる部分あったと思うので、ちょっと違いますかね。ちょっとそこだけ答えが難しいかなと思っておりますけども。

藤井本委員長 いや、今の質問は、高校生でよそから出られるという、在住があって……。

高垣部長。

高垣企画部長 今の場合の方は、対象にしてるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 そうなんですけどなんですよ、要は。例えば、高校へ行かれて、そこに例えば高校でインターハイとか行かれたときに、その方は探せれてないはずなんですということを言うてるんです。ほんで、でもその方には権利ももちろんあるし、その辺をどういうふうに把握されますか。ほんで、教育部局のその奨励金の話とかじゃないですよ、そやから今言うてんのはね。ほんで、あともう1個言うてた、他市と比較してそれぐらいやというのは、もうそんなん分かってるし、一般質問でも見てやってるし、じゃなくてどうなんですかと、もうちょっと上げてもいいんじゃないですか、市長がせっかく渡すんですやんか、来てもらってね。ということをどういうふうに考えてもらってたんかなというところです。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

ただいまの西川委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市外で来られる方というのを知ってるかどうかということですよ。どんだけ、自分も行ってるのにもらえへん人がおるやんけということですね。

藤井本委員長 ただ、どういう探し方をしてるのかという質問やったので。

東 副市長 その探し方は確か申告制といいますか、これを要は行政としてあくまでも体育振興課のほうに、旅費であったりは体育振興課のほうから出ております。行政としては、市長のほうから激励金が出ております。こういったことで、その周知の方法はやっぱり行政としては今おっしゃったとおりで、周知をしていかなん部分はちょっと否めないかな、うちがもっとPRして、こういう方いらっしゃったら言ってきてくださいねというのをしなくてはいけないのかなというふうに感じました。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 激励金の場合、僕ちょっとそこ分かんかったんですが、申告制なんですね、激励金の場合も。なるほど、それであれば、やっぱり副市長おっしゃるように、ちょっと周知をしていただいて、例えば市内の団体とかやったらそれ分かってはと思うんですよ。市内の団体、学校もそうですし、出ていったらそうやって分かってると思うんですけど、いざ高校に出たときに1人になりますやんか、言うたらね、その方はね。ほんなら、そのときは自分で申告しようかなかなかかならんと思うので、なるほど。ですので、その辺ちょっとしっかりとPRしていただけたらと思います。僕ちょっと、こっちのほうを探してというふうになんかちょっと思ってたので、その辺はしっかりとPRしていただいて、激励金もらえる、あれ何というのかな、その方にももらえる権利がもちろんありますので、表彰してもらえる権利もありますので、そやからぜひともしていただいたほうが、僕はもうその葛城市のスポーツ振興のためにもなっていくと思いますので、いっぱいいいと思いますよ、高校生のインターハイ行ってるとか、もちろん全国大会に行かれてる方というのはいっぱいおると思うので、葛城市におる人でね。そやから、その辺ちょっと何かしら手だて考えてほしいと思います。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員、関連ですか。

柴田委員 関連なんですけど、梨本委員の関連で。

藤井本委員長 いいです。

柴田委員 いいですか。私も、予算の概要の10ページの職員研修事業についてなんですが、私も一般質問で職員のメンタルヘルスをやって、令和6年度から考えてくださってるということで、もう必要なものなのですごくありがたいなと思っておりますが、以前からされている職員研修の中に、コンプライアンスと接遇というのはずっとされてると思うんですけども、毎年されて職員全員が受けてらっしゃるというふうに私理解してるんですけども、特に接遇に関してなんですが、内容は毎年違ったものになっているのかどうかというのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、各種相談事業の消費生活相談なんですけれども、啓発用物品代とかも出てるんですが、具体的に啓発というのはどういうことをされているのか、ちょっとお聞きしたいです。お願いします。

(発言する者あり)

柴田委員 じゃあ、職員研修事業だけお願いします。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

接遇研修は、平成30年度から実施しております。毎年中身のほうは少し変えておりまして、令和5年度につきましてはやさしい日本語というテーマで接遇研修を実施しております。来年度につきましては、またそういったいろんなアンケート等酌みまして、また実施していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 やさしい日本語というのを令和5年度実施させてもらったんですが、そちらにつきましては、葛城市内に住まれている外国の方に対する、難しい日本語じゃなくやさしい日本語といいますかで窓口対応をするということを学ばせていただきました。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。内容的に全職員の方が同じ内容のことを受けられるということに対して、私ちょっと違和感がありまして、というのは、新人の方だったらいいんですけども、長年ここにいらっしゃる方というのは、接遇に関してもかなりもう経験的にいろんなことを体験されてる中で同じような内容を毎年毎年受けるということに関しては、ちょっと考えていただきたいなというふうには思ってるんですけども、それからやさしい日本語を令和5年度入れられたということなんですけれども、私もちょっと日本語関係をずっとやってまして、やさしい日本語に関して言えばすごい専門性が問われる分野なんですけれども、こういった場合、接遇の講師とは別に講師と呼ばれたというふうに考えてよろしいんでしょうか。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

講師のほうは、従来と同じ講師でお願いいたしました。

職員の職階に応じた接遇研修というのにも検討していきたいと考えております。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 接遇もそうなので、ほかの研修にも言えることだとは思いますが、それぞれがすごく専門性を問われる講習だと思うので、毎年毎年同じような内容で同じ講師の方がされるということが、ちょっともう考えていただきたいなというふうに思っております。やはり広く、先ほどの弁護士ではないですけども、やっぱり専門性を追求している方もたくさんいらっしゃいますので、広く公募していただいて、その中から公平に選んでいただけたことが望ましいのかなというふうに私思ってますし、特に私、やさしい日本語はちょっとこだわりがありまして、これから継続していただかれるのであれば、接遇の講師ではなく専門性の高い講師をぜひ採用していただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 関連。

奥本委員。

奥本委員 私も関連で質問させていただきます。まず、各種大会のところの関連については、これスポーツ大会のみなんですかね。例えば、この全国大会でも、小中学生だったら吹奏楽であるとか合唱とかあります。そういったものは教育委員会の管轄になるのか、あるいは一般市民でもそういう方もいらっしゃると思うんですけども、先ほど体育振興課という言葉がキーワードがちらっと出ましたけども、何を対象としているのか、対象とするのであれば、その切り分けはどういうルールがあるのかというのを確認させてください。これがまず最初の確認です。

続いての確認が、ストレスチェックのところ、研修のところ。その研修なんですけども、これは特別職は対象になってるんですかね、特別職の方の。というのは、先ほどの中の説明の中で、メンタルの休職者が年々増えていっているわけなんです。ということは、その理由がやっぱりあるわけなんですね。もしかすると、その理由がメンタルで個人的な事情で、分からない言えないこともあるか分かりません。ハラスメントに関することとかいろんなことがやっぱり関係すると思う。となってくると、この研修をどう生かすか、内容によっては人事政策に関わってくることなんですよ。そしたら、その人事政策をどうしていくかということにつなげていくのであれば、管理職、特別職とかその辺りの方も受けとかと、これを研修を受けるだけで終わってしまうんですよ。それをどういうふうに生かしてるかというのがちょっと見えてこないの、その説明をお願いします。

次の関連質問いいですか。関連質問3点目です。電気自動車の件がございました。これ、梨本委員の質問で、どこにつけるんですかというところの回答がなかったように思うんですけども、ところが関連するところが、ちょっとこれ新規のところの質問に絡んでるんですけども、41ページの1項総務管理費の負担金補助及び交付金の工事請負費、これのことなんです。概要で言ったら12ページ、この中のまず電気自動車充電器設置工事の新規のここだけちょっとまず言いますね、これ関連してるんで。これはどこにつけはるんですかね。新庄庁舎のところだと思うんですけど、書いていますけども、どこに何基分というのを追加でお願いします。

藤井本委員長 以上、3点。

(発言する者あり)

奥本委員 管理職というふうに判断してください。

藤井本委員長 管理職ということですか、副市長も含めた管理職。ちょっとそこが違うから、管理職ですね。

奥本委員 両方というのを。

藤井本委員長 特別職と管理職と。

奥本委員 両方で。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

ストレスチェックにつきましては、管理職は受講しております。特別職については、対象としておりません。

以上です。

藤井本委員長 特別職は対象としていない。

石田人事課長 スポーツの激励金の対象ですが、競技会その他行事等における成績優良者である者となっております。

藤井本委員長 いや、そんな難しい問題じゃないでしょう。スポーツ大会のみかということなんやから、さっき例に出た吹奏楽で全国大会へ行った場合はどうなのと。

高垣部長。

高垣企画部長 対象としては、条例要綱では、その他市長が表彰とか定めるその他の部分でいけるのではないかという考え方をちょっと担当課で話ししてたんですが。

藤井本委員長 ちょっとややこしい。いけるのではないかというそういう実績とかは皆分かるでしょう、それ。

高垣企画部長 今、教育部長からお聞きしましたが、現実もう対象として出てるということで確認できましたので。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

公用車の電気自動車用の設置場所ということでございますが、新庄庁舎の屋根がある公用車置場に分散して9台分新たに設置するというふうな予定でございます。よろしくお願いします。

藤井本委員長 あともう一つなかったかな。特別職は受けなくて管理職の方は受けていただいていると言ってる中で、増えてるわけですね、そういうメンタル的なところで休職者が。そういうときの人事政策にどのように生かしてるかというご質問でしたね。市長か副市長、メンタル的なところで増えてるというんですよね。これは、先ほどの意見の中で、市役所のみならず全般的に増えてるというような意見もございましたけども、その中で管理職等も受けて特別職は受けてないという中で、これを人事政策にどのように生かしているかというところの質問です。これ、なかなか答えにくいと思うので、いけますか。

阿古市長。

阿古市長 ご心配いただきまして、本当にありがとうございます。やはり、今の世代のせいなのか、私は分かりませんねんけども、同じように市町村長が集まったとき話しますと、どこの自治体もやはりそういう傾向があるというお話を聞きます。それが、ある種公務員というその職種の中で、多分、選抜方法にあるのかなという気もするんですけども、非常に挫折感を味わってない世代がやはり公務員試験に受かってくる傾向があるのではないのかというような考え方もちらほら聞かれます。ですので、今の世代の考え方ですとか総合的な判断において職員採用をしていくべきだというようなことも考えておるところなんです。

それ以降の採用した以降の話になりますと、いろんな状況の中でその子のストレスというのは変わってくると思います。その配属された部署等もありますし、その職種もありますし、その部署部署によってかなりストレス管理の在り方というのは変わってくると思いますので、今現在、人事課が申し上げたのはストレスチェックをしているという話でございますので、その中でその傾向をいち早く見つけて、対応するというやり方をしてるというところであります。ご指摘いただきましたことを参考にして、今後どのような形で職場環境を整えていくのかというのは考えていきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 市長、ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まずはその激励金の話ですけども、一応そういう文化的なこと

も対象ということで、それもだから自己申告ということですよ。だからこの辺の、あとさっき言った教育委員会とのすみ分けとか切り分けがどうなってるかだけ、最後教えてください、そのところ。これはもう、どっちかに申請すればどっちかで対応するという理屈でいいんですかね。あるいは、うちこれは対応できませんよというわけじゃないか、そこだけお願いします。

それから、その研修に関するところなんですけど、市長からご答弁いただきましてありがとうございました。研修、やっぱり大事なんですけども、その傾向をつかむというところもそこで終わってしまうとちょっともったいないです。せっかく受けてもらって、そういう傾向があるというのであれば、組織としてどういう対応できるか、特に配属されているところというのが希望じゃない場合も、当然これはもう行政職員じゃなくてももうサラリーマンでもどこでも一緒ですけども、それによってやはりちょっとメンタルが不調を来して業務遂行できないというのであれば組織的な対応が当然必要ですので、そこまでやっぱり見据えた上での研修というのがあるべきかなと。その辺り、何をやったらどういうふうにつながるというのは難しいところだと思うんですけども、やっぱりそこまで見据えた上で、そしたらその次どういう形でいくか。これは、組織の中で何か動かすと、絶対その玉突きでどっかのしわ寄せが来ると、そういった意味でやっぱり総合的な人事政策に絡んでくるところだと思いますので、そこはちょっとまた今後これをうまく生かす方法も考えていってください。これはもう要望で。

あと、公用車のところの充電設備9台ということで、1台当たりこれかなり安いんですね。そんな安いんやったらもっとやって、どっか収入のところで一般の方が使って財産収入としてあったと思うんですけども、そこである程度の収入の確保できるのであれば、もっと最近市民の方でも電気自動車使われてる方多いので、その辺利便性高まるんじゃないかと思います。あと、それに関して、この9台分のこの財源というか、何らかの起債か何かを充当されているんでしょうか。そこだけ確認させてください。お願いします。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

激励金につきましては、担当課のほうで受付をしていただいて、その後、その決裁が人事課のほうに回ってきまして、それで激励金の支出ということで連携させてもらっていただいております。

以上です。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問で財源ということですが、公用車の購入費も含めまして電気工事、管財課長申しました工事費の財源につきましては脱炭素化推進事業債という起債、充当率90%の起債を充てております。

以上です。

藤井本委員長 よろしいか。ほかに。

それでは、ちょっと私もここで質問をさせていただきたいので代わります。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井本委員長。

藤井本委員長 あまり質問しないようにしようと思ってるんですけど、公用車の話が出てるので、公用車についてお尋ねしたいと思うんですけども、以前から私は思ってたよう聞かなかったんですけど、今、まちを走っていると、例えば銀行の方も郵便局の方も警察の方も、バイクを使って、よくバイクをよく見ます。私、もともと銀行員でございましたので、バイクでこう、そういうのが効率がいいということでバイクで走ってます。昔というんですか、10年、20年前はバイクで走っておられた方もおられたような記憶もあるんですけども、葛城市のみならず、どこも市役所関係の方、あまりバイクで走っておられるのは見ません。それで、今年になって能登半島の地震起きたときに、やっぱりバイクが必要だというふうなことも言われてる中で、今回、災害の対策のための措置もされるんですけど、バイクを使わない、それを全て使ってくださいという意味じゃなくて、山麓地域もございます。いろんなところ行かんあかんし、また災害とか起きたときに必ず必要というのはあると思うんですけども、数台でもあれば私はそれでいいと思うんですよ。けど、多分ないと思うんです。バイクの考え方という、二輪車の考え方をひとつお願いしたいのと、お聞きしたい、考え方だけでいいです。こうしてくださいというものじゃないです。

それと2つ目ですけども、今度は逆に、以前も町時代から新庄町も當麻町も、いわゆるいろんな団体の移動とか職員のバスというものを持ってました。合併しまして今年で20周年になるわけですけど、まだ最近までそのバスがあったはずなんですよ。そのバスの考え方についても併せてお聞きしたいと思うんです。高齢者が増えて移動手段がというような問題も出てるし、なぜバスがないのと、今まであったのがなくなってるやんかというという、それも時代やというものなのか、時代からいうと違った方向に進んでるように市民感覚で言うと思うところもあるんですけども、この市の見解というものを2点お伺いしておきたいと思います。

吉村副委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

1点目の原付なりバイクについての考え方でございます。原付なりバイクにつきましては、季節的なもの、もしくは天候的なもの、あと携行する書類の確保の場所とか、あと安全性、ヘルメットの着用義務等いろいろございまして、以前も新庄町時代に、私、分かっている限りは、そういう保健師の訪問なりとか、あと水道の検針等で原付があったという記憶はあるんですけども、なかなかこういう先ほど述べたような事情がありまして、運行状態が悪くなくて、埃をかぶって最終的には廃車になってるということもございます。現在、各課からもこういう原付をとというのが今のところございませんで、今のところは運用してないというのが現状でございます。

以上でございます。

吉村副委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

あと、バスの考え方、委員長のほうからご質問あったかと思うんですけども、現在といいますか、過去には當麻町、新庄町で1台ずつ、ないし新庄町で2台か、當麻町でもゆうあいステーションを含めると二、三台あったわけでございます。しかしながら、昨今の免許証の事情というものを考えた場合、庁舎で持っているのは、ほとんどもう大型免許を持っているのが40を超えたぐらいのものしか持っていないというような状況で、運転免許を持ってない。これは採用の条件にも含んでおりませんが、また免許を取りに行かんなんという部分が出てきて、それとあとは事故した場合のことですね。やっぱり運転手にもある程度過失がかかってくるという部分を含めて、それぞれの部署では何か大会があるとかあれば、バスを借りてであるとか、そういったことで対応していただければいいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村副委員長 林本総務部長。

林本総務部長 先ほど、バイクの導入というか考え方についてなんですけども、現時点でバイクというか、原付というイメージのものについては今、保有はしておりませんが、令和5年度にミニカーと言われるものを一応、健康増進課のほうで配置しております。こちらは電気自動車のタイプになっておりまして、そちらにつきましても、やはりちょっと天候とか季節によっても若干影響を受けるという意見は聞いております。今後はそういうことも踏まえて、やっぱり行き先の駐車場所等ではかなり便利だということもあるので、ちょっとその辺は研究していきたいと思っております。

あともう1点、天候のいい日とかであれば、もちろん電動機アシスト自転車というのを実は今、主に地域包括支援センターのほうのケアマネージャーのほうで訪問するときに利用させていただいておりますので、介護保険の認定調査員なんかも使ったりして、利用させていただいているということだけご報告させていただきます。

以上です。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 バスの考え方はよく分かりました。安全面で委託したほうがいいということで、委託の方針を持っているということですので、ただそのときに、バスは今まで持ってたときの運用と委託するというときに、持ってたときやったらいけましてんけども委託やからいけませんねんということないように、やはり高齢化時代ということになりますので需要は多いかと思えます。その辺ということをもう少し考えていただけたらというふうに思うのと、バイク、これはちょっと本当に、原付、今言うたあったミニ何とかとおっしゃったけど、ミニカーですか。何もこだわるわけじゃないねんけども、雨とかいう話も出たけど、ほんまに銀行の方も警察の方も、最近であつたらお寺のご住職の方でも、やっぱり忙しいから知らないけど、バイクで乗ったはんのよく見ます。おっしゃったように、駐車するところで時間をかける、

皆さん忙しいねんから、職員の中にもそっちのほう効率がええやろうと思っている職員も、忙しい次から次やらなあかんというときだったら、そう考えている職員もおられるんじゃないかなと私は考えるんですけども、そこらも今後の検討課題としてください。

以上です。

吉村副委員長 それでは、ここで藤井本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。それでは、ページ数のほうからいきます。34ページになります。

2款1項1目の18節負担金補助及び交付金のところで、平和首長会議負担金2,000円というのがあります。その平和首長会議というものについてどういうあれなのか、34ページですか。どういうものなのかということについてお伺いをします。

2つ目です。38ページになります。2款1項1目一般管理費の中の入札・契約事業のところになります。その1節報酬、入札監視委員会委員報酬となっておりますが、この入札監視委員会の3人、14万4,000円となってるんですが、開催日数がどうなってるのか、昨年度の開催実績等、どういうことをされているのかということについてお伺いします。

それから3つ目ですけれども、これ47ページになります。2款1項7目交通安全対策費の交通安全施設整備事業の工事請負費1,659万9,000円ですけれども、これは昨年度と同じ予算額になっているんですが、昨年の実績がどうだったかということをお聞きしたいんです。というのは、今、資材が多分高騰していると思うんですよ。カーブミラーの、あるいは工事請負費、費用も含めて。これについて、昨年度と同額の金額にされたということについての予算計上されたということについてどうなのか、ちょっとお聞きしたいと。

藤井本委員長 3問目の質問をもう一度、ページ数等、きちっと言うてくれませんか。

谷原委員 47ページ、マスク外したほうがいいのかな。47ページです。47ページの交通安全施設整備事業、申し訳ないです。そこについて、予算の概要のほうにもありますけれども、先ほど言った予算計上は昨年度と同じになっているけれども、今、様々な資材高騰、人件費高騰の中でこれで足るのかと、昨年の実績も含めてどうなのかということをお聞きします。

以上、3点です。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

平和首長会議ですが、こちらにつきましては加盟都市相互の緊密な連携を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とされておりまして、全市町、日本の市町村では99.9%の市町村が加盟しております。葛城市は2010年1月に加盟をしております。

以上です。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

入札監視委員会につきましてでございます。条例で制定されておりますように、例年2回の定例会議を開催することになっておりまして、令和4年の2月21日に第1回を開催しまして、先日第5回の定例会議を行っております。指名停止の運用状況、再苦情処理、入札契約方式の、発注状況について報告を行いまして、随意契約、指名競争、一般競争からそれぞれ案件を委員に抽出いただきまして、いろいろ審議をいただいております、ご指摘を頂戴し、入札の改善、改革につなげているところでございます。令和5年度につきましては、今年の7月、今年の1月に開催をしております、審議内容につきましては市のホームページに議事概要を載せておりますので、詳しくはそちらのほうでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきまして説明のほうさせていただきます。予算額につきまして確かに同額でございまして、委員おっしゃるとおり、資材の高騰等はございます。しかしながら、原課としましても、この交通安全だけにかかわらず全体的に資材の高騰を見込みまして予算の執行をしております。この予算につきましては、例年、前年度、今年でしたら令和6年度予算は令和5年度の小中学校のPTA等からいただく通学路の合同点検、そして大字要望、これを基に予算計上をしております。その中で、今年度、令和5年度におきましては執行率が99%、令和4年度は執行率が92%でございます。これにつきましては、工事の請負残、これをできるだけ令和6年度のものを前倒しするように心がけ、例年どおりの事業量を確保して執行のほうをしたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に平和首長会議のところですけど、ちょっと最初に目的等、非常に早口でおっしゃいましたので、なかなか聞き取りにくいところもあったんですが、市民当人への啓発というふうなことも入ってましたね。入ってましたね。実は、これは當麻の農村広場のところに昔から非核平和都市宣言のような看板があって、老朽化して倒れたと、撤去された。長年、もうこの二、三年来になると思いますけど、市民の方が、更新してちゃんと建ててほしいということを要望されています。今年度予算に、これ、更新費用についてるのでしょうか。これも市長も多分お聞きだと思うので、これだけ確認させていただけますでしょうか。これ、2問目のこの件についての質問です。

それから2つ目の、入札監視委員会についてなんですが、これは条例で定められております。ちょっとお聞きしたいんですが、この入札監視委員会というものは第三者委員会として設けるとするのは、国のどういう考え方によってこの委員会は設置されたのか、この認識をちょっとお聞きしたいんですよ。入札監視委員会というのは第三者委員会として設けられました私、繰り返し、これ一般質問しました。設けていただきました。そもそもこの第三者委員会としての入札監視委員会というのは、どのような考え方、国の法律上の考え方に基づい

てこれを設置されておられるのか、条例されておられるのか、その認識をお聞きしたいんですよ、原課の。これちょっと、お答え願えたらと思います。つまり、運用に関わることで、どういうふうな考え方の下、運用を、国の、これ私、一般質問で繰り返し言ってますけど、国土交通省、総務省等がこの入札適正化法に基づく進捗状況を全国一覧表で出してるんですよ。私はそれに基づいて、葛城市これできてませんねと、第三者委員会もできてませんねというふうに、国の方向としてやってるわけですから、だからそれどういうふうな認識でおられるのかというのを聞きたいんです、この入札監視委員会の運用をね。そもそも、どういうことでこれ設置されているのか、どういう目的で設置されているのか、これについて認識をお伺いします。

それから、3つ目の交通安全施設整備事業ですけれども、実績は維持されるというふうに今おっしゃいましたね。つまり、補正でも出しはりますね。どういうことですか。つまり、ここへ書いてあるんですよ。カーブミラー23か所、防護柵50メートル、区画線5,000メートル云々、デリネーター通学対策等、当初、多分、積算されたものがありますよね、なんぼと。でも実際、単価上がっていった。じゃあ、それを維持しますかと。予算じゃないですよ。そしたら補正予算で出してもらえるんですかということなんです。つまり、何で昨年度と同じ予算で出してるのかということを知りたいんです。出してるということは、いやもう上がってんの分かってることだから、いや去年どおりはできませんということなのか。それとも、ここに書いてある概要のように、積算した根拠については補正予算出してでもこれはやっていきますということなのか。先ほど聞いたら、令和5年度の実績99.8%執行してるということですから、前倒し分もあるかも分かん、でも新たに出てくるかも分からないからね。だから、その考え方についてお伺いしてるんです。それ、ちょっとお聞きします。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの谷原委員の質問でございます。当麻庁舎周辺にありました核廃絶の看板の件でございますけれども、今、老朽化による撤去をさせていただいて、現時点で今後の方針といたしましては、こちら新庄庁舎の改修工事を行います。その際に、今、正面玄関のところにございます看板、これ暴力団体追放の暴迫の關係の看板でございますけど、そちらの1面を利用しまして、そちら核廃絶の看板にさせていただきたいというふうに考えております。

あと2点目の、いわゆる入札監視委員会の我々第三者委員会としての法的根拠ということですが、委員先ほどおっしゃいましたように、原課といたしましても、もちろん入札適正化法に基づきまして、やはり入札の透明性の確保、そしてまたそれと競争性の向上、それと不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保というのをもちろん推進していくために設置しておるという認識でおります。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いします。

予算の概要に書いております事業につきましては、執行のほうは考えております。これにつきましては、当然、資材の高騰も考えられますが、まずは入札がございます。入札差金、

こういうのも発生しますので、入札方法を小分けにして出すなどをし、執行のほうを努めたい。また当然、いろいろ安全対策につきましては、ガードレールよりもガードパイプのほう安価につきますので、場所によりましてはそういった資材の変更等も考えながら、執行のほうは努めたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見になりますけれども、看板につきましてはありがとうございます。これは、ロシアによるプーチン氏の核兵器も辞さないという発言とか、ガザでのパレスチナの問題とか、本当市民の方々、心痛めてることが多くある中で、20周年に当たりまして、庁舎の前の玄関がきれいになるに当たって看板を設置していただけるということですので、これは市民の方も喜んでいただけたと思います。

それから2つ目、入札監視委員会ですけれども、この入札監視委員会、条例もできておりますけれども、入札契約適正化法なんですね。だから、入札契約監視委員会というふうにしてるところもたくさんあります。私自身が参考にずっとしてまいりましたのは、生駒市が行財政改革の一環として入札契約の適正化ということで大きな成果を、これ今、知事になられておられる山下氏が生駒市長のときに、大きな不正事件があったということで山下氏が当選されて、弁護士でもありましたから、国の入札契約適正化指針に基づいて改革をやられて大きな成果を上げられたと。そこには、入札の競争性の確保とか透明性の確保とかいうことは当然なんですけど、最後に少しおっしゃった工事の品質確保、これは藤井本委員長も一般質問でされました。この間、私、倉田課長は非常によくやっていただいて、本当に競争入札の問題、透明性の確保の問題、非常に大きな成果が上がってきたと思います。一般競争入札に付する最低制限価格も引き下げました。その結果、競争入札が行われて入札落札価格が下がると。それはもう財政上非常にいいことですので、ところが次の段階として。要は工事品質の問題なんですよ、これはまた今回の一般質問の様々なところで出てくると思うんですけど、葛城市の公共事業の公共品質をどう高めていくか。ここの段階に私は来てると思うんです。今、総務部長がおっしゃったように、そのことも入ってるとおっしゃったので、ぜひ、入っているとそういうふうになら、答弁の中で、入札だけじゃない工事品質の問題、工事の品質いうか何かおっしゃいましたね。工事の何か、工事関係の執行とか、何かちょっとおっしゃったと思う。

(「向上というたな」の声あり)

谷原委員 だから、契約だけじゃないと。だから、入札契約適正化法ガイドライン、指針ですね。読んでおられると思います。そこも、公共工事における適正化というのは、かなり量を割いて指標も出してます。そこの中に、例えば工事評価というものもあって、これは国のほうの全国の市町村の成績表の中にも、ずら一っとやってるところやってないところ出てるわけですよ。これをどう進めるかというのが次の段階になってるなと私は思っているんです。だから、入札契約監視委員会と契約は入ってないけれども、入札委員会になってますけれども、ぜひ次の段階のところに入札監視委員会での議論もやっていっていただきたいと、その方向への仕事

も前向きに進めていただきたいと、これは要望であります。

最後に、交通安全施設整備事業につきましては、ここに書いてあるのはぜひやりたいということでしたので、ありがとうございます。

藤井本委員長 ここで暫時休憩をいたします。10分間、11時25分再開いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時25分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 そしたら、私のほうからは、43ページの2款1項4目の庁舎機能再編推進室の中の12節委託料です。これ、當麻庁舎機能移転の複合施設の件の測量設計委託料になってるんですけど、この概要書でいきますと13ページなんですけど、基本設計、実施設計及びその管理運営計画の策定とあります。これまず、プロポーザル昨年度やられていると思います。これがどうあって、ほんでこれが今、次の令和6年度にそのプロポーザルを受けて委託をされるのかというところ。

もう一つ、その委託料、同じ、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料920万7,000円、これも概要書のその13ページに載ってますけども、これがどういった支援業務になるかと、要は、それをちょっとお聞かせ願いたい。それが2点目です。

それともう一つ、ちょっと飛びますけど、50ページの2款1項9目の、これも企画政策事業の中の12節委託料、葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光施策検討業務委託料941万6,000円と、これについては概要書の17ページのところでこれも載ってるんですけど、これ令和5年度のときに宿泊需要調査というのも含んでやられたと思います。これ、それ以外のことに関して、葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光の検討をされるかと、どういう内容でされるかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上3点。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員の1点目と2点目のご質問について回答させていただきます。

まず1点目の當麻複合施設の整備に係る設計業務委託料につきまして、この令和5年度にプロポーザルを行ったということでございますので、その経緯について説明いたします。令和5年の7月に、この設計業務委託料について公告をしまして、令和5年10月にプロポーザルを行いました結果、現在、事業者といたしましては、青木茂建築工房・福本設計設計共同企業体というJVの事業者で選定させていただき、令和5年度から業務を進行しているわけなんですけれども、この予算につきましては、令和5年度の当初予算で債務負担を含みまして、この令和6年度は予算執行をするということで予算計上をさせていただいております。

それから次に跡地の利活用ということで、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料について説明させていただきます。こちらは、これも同じように令和5年度から令和6年

度までの2か年による債務負担措置を行いまして令和6年度に予算執行するわけなんですけれども、業務の内容といたしましては、當麻複合施設の周辺エリアの活用に係る基本条件の整理と検討、それから事業者の公募から契約に至るまでの一連の事業者選定のプロセスの支援業務を委託するものでございます。

以上になります。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光施策検討業務についてお答えさせていただきます。この業務につきましては、道の駅かつらぎから奈良県社会教育センターまでの葛城インターチェンジ周辺エリアにおきまして、ずっといろいろご説明をさせていただいておりますとおり、滞在型の観光と広域観光の促進というところで検討を進めているところでございますけれども、令和6年度におきましては、令和5年度に実施しております当該エリアの宿泊需要調査の結果を踏まえまして、さらに滞在型観光について現実的な戦略を立てていくためとして検討を行う予定をいたしております。内容といたしましては、エリア内での都市計画法などの法令上の課題の整理、それから宿泊施設誘致のためのコンテンツや仕掛けづくりについて、それから道の駅かつらぎから奈良県社会教育センターを結ぶエリアの活性化、それからまた当該エリアから山麓エリアのほうへつなげるためのまちづくりについてなど、全体の基本の構想というのを立てていこうということを目的に、委託業務として予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。庁舎機能再編推進室の測量設計委託料ですけども、プロポーザルが10月に決まりまして、債務負担で今、設計のほうも順次進めていただいているのかなと思うんですけども、これ、管理運営計画の策定というところもあるんですけど、この辺で、今回取られたところというのは設計事務所ですね、基本的にね。JVを組まれた設計事務所なんですけども、管理運営計画の策定と、これどこまでのことをされる、していかれるということなんですかね。例えば、特別委員会もあるので、そのときにでも話も出てくるかもしれないんですけど、どこまでの業務としてされるのかなと。要は、計画ですよ。これ、基本設計、実施設計というのは基本構想に基づいて設計していただけないんですけど、僕ここの管理運営計画の策定というところが、ここの設計事務所だけでできるものなのかというところを聞きたいということです。だから、その辺の関わり方はどういうふうにされるのかなと、どういうふうな成果物というのが出てくるのかなと、それをもって特別委員会でも議論していかなあかんのかかもしれないですけど、そういう、どういうものをイメージされているかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料ということで、これについては恐らく、今の當麻庁舎の跡地利用がメインなのかなと思うんですけど、それ以外にあれば、何かその周辺エリアとか言うてるので、そのほかのエリアも含めてのことなんか、當麻庁舎

の跡地利用のことについてを今ここに委託されるということは、當麻庁舎の跡地利用の事業者募集、その民間の利活用、それを募集されるまでのことなのか、その周辺エリアということはもう本当にそれ以外、例えば僕は何が言いたいかというと、白鳳中学校は狭いですよね、あそこ道ね。道が狭いんですね、入っていくところにね。その辺の道路のことまでとか、言うたらそのほんまに周辺エリア、周辺の地域のことまで策定されるのかというところをお聞かせ願いたいです、跡地だけでなくてね。

それと、葛城インターチェンジエリア、これはもうずっと常にさせていただいて、令和5年度からもうやし、させていただいているところなんですけど、これは令和5年度はデジタル田園都市構想の交付金ですかね、それを活用できましたよと。そこにも需要調査も含まれてたんですけど、それを抜いてでもデジタル田園都市構想交付金でしたか、何かその交付金を活用できるのかなと。もう歳入の話になるのかもしれないんですけど、これができるのかなというところをちょっとお聞かせ願えますか。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの1点目の質問でございますけれども、この管理運営計画の策定業務も、現在進めております設計業務委託の中に内包しておりますので、その部分につきましては設計業務を請負していただく事業者はJ Vの企業体になりますけれども、その傘下に、その管理運営に今までにそういった複合施設であるとか図書館であるとか、そういったところの運営方法について様々な関わってこられたコンサルタント会社にも入っていただき、現在検討しているところです。特別委員会をこの後控えておりますので、そのときにお示しをさせていただきたいと思います。

それから、2点目の當麻庁舎周辺エリアのこの跡地利用の部分のみの検討かというところなんですけれども、當麻庁舎周辺エリアということで、跡地の部分と、今回、考えております複合化施設の部分も合わせて周辺エリアという形で検討しております。といいますのは、令和5年から令和6年度にかけて2か年にわたり、今、跡地の活用と、それから複合化施設の建築のほうを考えておりますので、ここを別々で動くのではなく、連携をさせて検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 デジタル田園都市国家構想交付金についてでございますけれども、令和6年度、まずこのデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業ということで、3年の事業を行うということで実施計画を出させていただいております。その2年目ということで、今回、葛城インターチェンジ周辺における滞在型観光施策検討業務というのを上げさせていただいておりますので、同じくこの交付金を活用いたしまして、2分の1使わせていただこうというところで計画しております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 當麻複合施設の設計の委託料なんですけども、管理運営計画のところにはコンサルタント

をそのJVの下につけられる、そこからの意見を下にその計画をつくっていくと。恐らくこれ、民間系のことをされてるのかなと思うんですけど、これ予算でもちろん出てくるんですけど、これ順番としては、取りあえずやっぱりもっと先にどういう内容かというのをちょっと聞かせてもらっといたほうが良かったかなと思うんですけど、特別委員会も控えてますので、そのときにきっちりとお聞かせ願いたいと思います。

次に複合施設の周辺エリアの跡地利用なんですけど、その複合施設もそうなんですけど、その跡地も含めてとおっしゃったけど、僕はその周りの道とかも、その周辺エリアの検討するときに考えていかれたほうがええかなと思うんです。というのは、里道が今の跡地のところには池の北側になるんですかね、に里道もありますし、その辺の整備というのも考えて、何せ白鳳中学に行く道というのがかなり狭くて、前の道もかなり西向きに山麓線に当たっていく道なんですけど、そこも通行量が多いし、白鳳中学に入っていくところも結構狭いんですよね。そやから、そこも含めて考えられてもいいんじゃないかなと。要は、西側から白鳳中学に入れるような、その周辺の道づくりというのも、ちょっと環境整備というのも考えてもらえたほうがいいかなと思いますので、これはちょっとお願いをしておきますね。

それと、葛城インターチェンジの周辺につきましては、令和5年度と同じく、デジタルの交付金を使用してということなので、これについては、そやからしっかりと2分の1いただけるので、先ほど言われたように山麓のまちづくりであるとかというのを計画を楽しみにして、ほんでそのホテル、宿泊施設の需要調査というのもくれぐれも参考にして、ほんでまた委員のほうにもまた見せていただいて報告をいただきたいなと思います。内容としては分かりましたので、以上です。

藤井本委員長 ほかに。関連。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと大きな事業が3つあって、その3つともいうことになるんですけども、関連でも。最初に1つは、西川委員も少し触れられましたけれども、まず最初の當麻複合施設周辺エリア活用の前のこの測量設計等委託料のところですね。先に測量設計委託料のほうをちょっとお聞きしたいんですが、これは複合施設についての測量設計に入っていくわけですよ、いよいよ。私としては、できたらこの間、市民の方からいろいろ意見聞いたり、議会にもいろいろというんな案をお示しになって、いよいよ設計段階ですから、骨格はもう大体この間の議論の中でもう定まっているというふうに考えていいんでしょうか。つまり、それはもう設計段階になるわけですから、こういう骨格でこうしてくださいというふうに入っていくのか、予算がついたらそういうことに入っていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。つまり、これはどういうことかという、当初からこれ青木設計のほうが来られて、最初の段階で我々も講演を聞いたことがあります、どういう工法でやるかというときにね。そのときの議論の中で、設計が始まるまでに意見は出していただいたら評価するけど、設計段階でもう設計に入ったら、こうしてくれああしてくれいうのをやるとやっぱり困ると、やっぱりいいものがないということをお聞きしてたので、つまりそういうことからすると、もういよいよこれでこの予算をつけるということはそういうことになるんですが、どういう形で

もう今、設計のある程度の骨格ラインができているのかどうか。これ、次の委員会で示されるということなのか、本当は予算特別委員会までに出してほしかったというのが僕の率直な思いですけど、重要な決定になるので、こういう骨格で予算が出てきて議論して、もう僕、最後になると思っているんでね。これについては、ちょっとどうなっているのかいうのを、その骨格、設計出すときにこういう骨格で設計に出しますということなのか、これちょっとお聞きします。

それから2つ目、跡地利用のところなんですけれども、ちょっとこれ気になったんですけど、いろんなことでこの業務を委託するわけですけど、事業者選定についても委託するというふうに聞こえたんですけれども、これは委託業者がいろんなところに声かけて引っ張ってくる、選定する、そういうことを委託するというふうに考えていいのか。ちょっとこれ、もうちょっと詳しくお願いしたいんです。いろんな方法があると思うんですね。誘致いうことにおいては、市が主体になる場合もあれば、こういう形で間に誰か入ることがあるのか、ちょっとそこをもう一回お願いしたいと思います。

それから最後、葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光施設の検討業務委託料のところなんですけど、これもどういうことを検討されるかの大前提として、あそこを市の財源を使って市が中心になって市の財政でそこをやっていくのか、いやいやそれは県の施設ですから、県が主にその県の財源を使ってやっていくのか、あるいは両方なのか。私、これ結構大きい事業になると思うので、この財源をどういう形での事業にしようとしているのか、ちょっと見えてこないんですよ。私としては、あれだけ広大な敷地ですから、これを市が受け取って民間に貸し出すとなったとしても、あかんようになったときは市があそこを管理していくことになりますから、広大な施設をね。一体これ、財源がどういうめどでどういう考え方でこれを出そうとされてるのか、それによってだいぶ形も変わってくると思うんですけれども、そこら辺の考えを聞いたことがないので、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

ただいまの谷原委員の、まず1点目のこの測量設計等委託料ということで、ちょっと言葉のことなんですけれども、測量につきましては令和5年度の予算で現在もその周辺の測量の業務を行っております。この令和6年度の予算で計上しているのは、設計に当たる部分の委託料という形になります。この設計業務委託料の中で、実際にはもう骨格等のゾーニング案というものは作成できつつありまして、それを今後の特別委員会のほうでお示しさせていただこうと予定をしているところでございます。

それから、2点目の跡地の利用について、今現在、委託している事業者において、その跡地を活用していただく民間事業者の選定までをその業務委託に含めておりますので、今の委託業者が、その次、跡地に入る事業者の選考のお手伝いをしていただくというような委託契約になっております。

以上です。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 今、谷原委員おっしゃっていただきましたのは、この葛城インターチェンジ周辺エリアにおける検討業務の中の奈良県社会教育センター跡地エリアについてお伺いされたかというふうに思います。社会教育センター跡地につきましては、現在、奈良県と連携しながら検討を進めているところでございます。おっしゃっていただきましたその財源の部分も含めまして、民間の力というのも活用しながら、今後、検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

その活用については、宿泊施設の誘致というところからいろいろ検討しているところでございますので、今後も引き続き奈良県と連携していろいろ検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、複合施設の設計のほうについては、先ほど私述べたようなことですので、委員会のときに、そこはもう最終というふうな感じになろうかと思うんですね。実際、設計出したら、もう動かすのはあまりよくないと思いますので、ゾーニングも含めてこの間いろんな案が出たり、市民の方にも示されてきてましたので、そこでまたしっかりと意見を述べたいと思っております。ただ、私としては、もう複合化するのは反対というふうにずっときてましたので、そういう立場ではありますけれども、そもそも私としては3階を何で教育委員会にするのかと、土日全部閉まると思うんですよ。もうちょっとあそこの考え方として、複合施設というんだったら文化的な図書館も含めた複合化をもうちょっと議論しても良かったんじゃないかなという思いを持っております。結局、1階と2階しか休日は市民は使えないということになりますので、私としてはそこら辺のことをまた委員会で申し上げたいと思っておりますけれども、ここは意見だけちょっと述べさせていただきます。

それから2つ目のところなんですけど、ここは跡地利用についてですけども、もうちょっと質問なんですけど、業者の選考に当たってのお手伝いもしていただきますということだったんですけど、つまりそれはもうどんな業者が来るかということについては広く公募するのか、それともこの業者にもうそういうことも含めて選考も含めて全部行っているのか、ちょっとえっと思うことがあるので、どういうことを考えてこの業務委託されようとしているのか、これちょっとお聞きしたいんです。これ、2番目の質問になります。

それからもう一つ、社会教育センターの跡地利用ですけども、民間の力も活用してということなんですけど、これもよく分からないです。つまり、今よくP F F やった I やったか何かありますよね。P F I や P F I。あれだって民間ですよ。でも資金は、どっちがどう分担してどうかということもありますやんか。だから、僕はお金のことが明確になってるのかと、それによってこの開発規模が全然違ってくると思うんですよ。市も財源を持ってやるんだったら、この開発の費用もどうなのかな、考えていかなあかんし、そこはまだ決まってないというふうに理解していいのかどうか、それだけちょっと確認させていただきます。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 跡地の活用の部分になりますけれども、これは令和5年度の当初予算で

債務負担行為を予算措置をしておりますので、令和5年度中に事業者を募集しまして契約をしております。その契約後に、その請負していただく事業者と一緒にサウンディングを実施しております。その結果、応募していただく事業者がございましたので、跡地の活用も民間の活用も検討に入れられるということで、今、動いているところなんです。令和6年度は、令和5年度に債務負担をしましたので、その予算執行するためにこの予算を計上させていただきましたので、令和6年度に実際にはお金を支払うという形になりますので、令和6年度はその委託事業者とともに、跡地に入っていただけるような事業者を公募し、選定を行っていくまでの支援をしていただくという形になります。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 おっしゃっていただきましたとおり、跡地の活用につきましては現時点では決まっているものではございませんでして、引き続き奈良県と連携を取って検討していくというところでございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず跡地利用のほうですけれども……。

藤井本委員長 これ、ちょっと跡地利用が2つあるから。

谷原委員 ああ、そうか。最初の當麻庁舎の跡地利用のほうですけれども、これ今の質問でもうひとつ分からなくなったんですけど、プロポーザルをしてサウンディング調査に入っていると、プロポーザルをした後サウンディング調査に入って、そしたら手を挙げる業者がありました。その手を挙げる業者というのは、この跡地に入ってもいいですよという業者なんですか。もうだから、跡地に何者か手を挙げる業者がおりましたと、それであと選定に当たっては専門的な見地もあるから、この業者の方も入っていただいて選考していきますよという理解でいいんですかね。そしたらそれだったらそれで、サウンディング調査とか広く公募してるということなので、事業者は選考に入れるかなというふうに思いましたので、その点については了解いたしました。

それから、最後のこの社会教育センターの跡地の問題ですけれども、財源のことを同時に進めていかないと、さあ業務委託して計画できました、じゃあその負担はどうするんだと、県はやりませんと、じゃあ市がそれやるんですかと。だから、これちょっとまた委員会に出てくるかと思うんですけれども、やっぱり両輪並みでやる必要が私はあると思うんです。これは意見だけ述べさせていただきときます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 庁舎機能再編推進室の木下でございます。

少し補足させていただきたいと思います。當麻庁舎の跡地活用のほうの事業者選定につきましては、今現時点ではサウンディング調査を終えまして、跡地活用に興味を持ってくださっている事業者があるということが認識できたという段階でございます。今後、来年度にかけましては、改めて事業者を公募する方法を検討してまいります。そのサウンディング調査の参加をいただいた事業者に限らず、広くたくさんの業者に参加していただける方法、それ

から公募の方法、それから公募の条件というのを今後整理していきたいと考えております。
その部分について、法的な整理とか、条件の整理のお手伝いをさせていただく業務を委託する
という内容でございます。

以上です。

藤井本委員長 分かりやすい補足説明でした。ありがとうございます。

ほかに質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 じゃあ、39ページ、2目文書広報費、12節委託料、放送委託事業の12節委託料、テレビ放送委託料はこれは奈良テレビの放送委託料だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それと、新規にラジオ放送委託料が追加されております。これは多分FMヤマトじゃないかなと思うんですけども、これは月何回、いつ放送されるのかお聞きしたいと思います。

それと、51ページの9目企画費、空家対策事業のうちの12節委託料ですけれども、空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託料でありますけれども、これの空き家の調査をするということだと思いますけれども、管理不全の空き家の判断基準というのはできているのでしょうか。それから、その下の18節の空家解体補助金がついております。その空家解体補助金の補助金支給の条件とかありますか。それと、それをクリアした場合に、1件につき幾らの補助金が支給されるのでしょうか。

以上です。

藤井本委員長 以上、3点。

勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

1点目、放送委託料の中の、おっしゃっていただきましたとおり、1つ目は奈良テレビ放送のいきいきまちだよりのコーナーでの放送委託になります。それです。

2点目の新規ということで、ラジオ放送委託料というのを上げさせていただいております。おっしゃっていただきましたとおり、FMヤマトにて放送を実施していただく予定をしております。月何回ということでございますけれども、月1回放送させていただく予定をしております。放送枠としては14分の枠を取らせていただいております。いつ放送かというところにつきましては、令和6年度以降契約をいたしまして、どの曜日になるかとかというのはまた決めさせていただく予定をいたしております。

それから、2点目の空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託料の中で、管理不全空家のガイドラインというか、その指針ができているかどうか、基準はできているかというところのお問いでございました。葛城市の空き家の実態といいますのが、平成29年に実態調査を行っておりまして、それ以降ちょっと調査はできていない、把握できていないということから、令和6年度につきましては、まず空き家等の実態調査というのを行わせていただく予定をいたしております。それを受けまして、空家等対策計画の策定のほうに進んでいく中で、今おっしゃっていただきました管理不全空家等のガイドラインというものの策定も含めまして、今後検討していく予定をしております。

それから3つ目の、空家解体補助金でございます。こちらの申請につきましては、もう一つ予算を上げております不良度判定調査業務委託料というのがございます。危険空家の解体工事の補助金申請をされる場合には、この危険空家について空き家の危険度を判定するために不良度判定調査というのを建築士のほうで行っていただく予定をしております。この判定基準に認定されたものについて、空き家の解体補助金を申請できるということになっております。1件当たり50万円ということで出させていただいております、解体後の更地を公共の用途に使われた場合には、更に20万円追加して補助金を交付させていただいてというものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ラジオ放送の委託料は月1回で、いつ放送するかまだ決まってないということらしいですが、けれども、せっかくお金をかけて葛城市のイベントを市民に知ってもらおうと、そういう試みだと思えますので、決まりましたらホームページとか広報誌でぜひ市民に聴いてもらいたいと思えますので、ちゃんと告知してもらいたい。それでまた、毎日平日の防災無線で、市の情報を発信されていますけれども、それと重なるということはないのかということがあります。それはどうでしょうかというのが1つと、空家対策についてはガイドラインをつくって対策をつくるということですが、その策定を誰が策定して決めるのかということをもう一つお聞きしたいと思います。空家対策解体補助金に関しましては、今、説明を受けたので大変分かりました。

以上です。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 まずラジオ放送のほうでございますけれども、防災無線と情報が重ならないのかというところでございますけれども、ラジオ放送の月1回の14分のこの枠を十分に活用いたしまして、特に令和6年度については20周年記念事業などもございます。いろいろな行事とかイベントについて事前周知を目的に放送させていただこうというふうに考えておりますので、こちらを活用して放送させていただこうというふうに考えております。

それから、ガイドラインの策定につきましては、これ委託で計画の策定をする際にいろいろ決めていくところでございますけれども、例えば空き家の対策の委員会を設けるとか、そういう形の中でガイドラインというのを設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。休憩の時間図りたいんですけども、この1款、2款の前半部分、まだたくさんありますか。まだありますか。ありますね。ありますか。

それでは12時回りましたので、ここで暫時休憩をいたします。1時半から再開いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 ちょっと午前中の補足の質問になってしまいます。1点だけちょっともう一回再確認、確認としてちょっと説明をさせていただきます。当麻複合施設設備設計業務委託料の件でございます。先ほど、債務負担行為で基本設計、実施設計を今のところ、今進めていて、ゾーニングまで終わっているということでお聞かせ願ひまして、それと管理運営計画の策定というところもコンサルタント、その今の設計企業体の下につけてコンサルタントの方が入られて補助をしていくということで、僕の捉え方でしたら、そのコンサルタント業者はもうその指定管理を主にされているところで考えていくというふうに捉えておりました。その辺をもう一度、再度、それでよろしいかというところを質問をさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

ただいまの質問でございますけれども、この設計業務委託の中に管理運営計画の策定を含めておりますけれども、こちらはその管理運営の方法について直営か指定管理者制度の導入をするのかという検討を含めて内包した業務としております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 その業務を今していただいていると思うんですけど、それは次の特別委員会のほうには出てきますかね。

藤井本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 次の特別委員会のほうでお示しをさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。ほんならそこでしっかりと、今は僕はちょっと勘違いしてたのは、指定管理でいく方向での予算組みをされてると思ってたので、違うといことですね。直営か指定管理かということも含めて今度の特別委員会でお示しをされるということで、了解いたしました。

藤井本委員長 よろしいですか。

西川委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。確認が2点と、もう1点がちょっとご意見をお伺ひしたいということです。

まず1点目、35ページ、2款総務費、1項総務管理費のこの中で言うと13節議事録作成システム使用料が新規で23万円ですけど入ってきております。これというのは、議会の作成システムとはまた別という意味なんでしょうか。その場合にどういった使い方されるのか、お願ひします。これが1点目。

2点目、38ページ、同じく委託料、12節委託料と13節の使用料及び賃借料、この中の新規のところは電子契約システム導入に関するところの支援業務委託料システム使用料があります。国のDXに関するところだと思うんですけども、これまで電子入札システムはあったんですけども、電子契約システムを今回新たに採用されるということで予算立てになっております。これに関してですけども、まずこの電子契約によって従来とどの程度変わっていくか。例えば、契約される側、民間の利用される方の立場と行政側の立場で、何がどういうふうに変わってどういうメリットがあるかというのをお示しください。これが2点目です。

3点目、52ページから53ページ、その前にも1つ出てるんですけども、大きく市制20周年記念事業についてお伺いしたいと思います。もろもろ細かなところがあるんですけども、私がまず確認したいというか、その市の考え方をお聞きしたいところなんですけど、大枠のところ。まず、この20周年、今回ロゴマークを募集されてやっております。それを使って封筒作成とかナンバープレート作成、あるいは記念切手というのがありますけども、ここで私のデザインの考え方というのをちょっと聞きたいんです。というのは、10周年のときに、蓮花ちゃんの10周年のマークというのを新たに作ったと思うんです。そもそも葛城市のロゴマークというのは蓮花ちゃんを推していくという流れで来てるのに、ここに来て何でそれを利用しないのかということなんです。新たにやったところで、そしたら蓮花ちゃんの扱いはどうなるのか、1回やっぱりこのデザインの方向性としてはこれで行くと決めたとであれば、本来それを使うのが筋じゃないかと思うんです。そうすることによって、蓮花ちゃんがこれまで、20年かな、15年になるんかな、結構もう知名度高まってきておまして、先日も私言ったように、姫路の駅前での観光プロモーション、奈良県がやったやつで、葛城市の職員誰もいてないけども葛城市のパンフレットが出た。出たのは何かというと蓮花ちゃんだけなんですよ、かわいいということだね。やはり、だからそういうことの知名度がやっぱりあるんやから、それを活用していくべきじゃないか。もう一つは、そのデザインの考え方なんです。そもそもデザインとアートというのを、これまで葛城市はあんまり区別してないんですよね。デザインというのは、その意匠の意味とデザインの意匠という匠のほうの意匠の意味と、展望とかプランニングという意味合いがあると思うんです。やっぱりそこは市の将来設計の上でリンクもすべきものだと思うんですけども、これがどうもばらばらなんですよね、私が思うに。やっぱり蓮花ちゃんですべてこれまで来たんやから、それをやっぱりさらにブラッシュアップしていったって今回も利用していくというのがいいんじゃないかと。なぜこれをロゴを、募集されるのはいいですよ。記念事業を盛り立てていこうということでいろんなアイデアを出し合っているのは分かるんですけども、それにしてもやっぱり採用されているのは市外の方であって、これが市内の子どもたちが作ったとかだったらまだ分かるんですけど、何でわざわざこの市外の方まで使って、これを切手、ナンバープレートにしてどれほどの需要があるのかというのはちょっと疑問なんです。その辺のデザイン的な、この市の行政との展望の関連性というのを聞きたい。併せて、ここの20周年事業の中で、予算案のポイントの6ページにありますけれども、大型ネーミングサイン、これも以前の総務建設常任委員会の中で私、申し上げましたが、これ必要ですか。市外の方に向けてという話で

したけども、やはり20周年を祝うのは市民が祝うべきかなと思うので、市外の葛城市に来られる方に対してのアピールだったら、ちょっとこれ意味合い違うような気がするんですけど、以上3点お願いします。

藤井本委員長 吉村主幹。

吉村総務課主幹兼監査委員事務局長 総務課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

議事録作成システムの使用料についてでございます。こちら、今現在、総務課で所管しておる事務で会議等の議事録を作成する折に、今現在、音を録音させていただきまして、一から文字起こしをさせていただいておるんですけれども、今回この議事録作成システム使用料を使わせていただきまして、スマートフォンよりも一回り小さい小型の録音用のモバイル端末を用いて会議内容を録音しまして、同時に文字データを自動で起こすシステムとなっております。こちらのほうを使用しましたら、議事録作成事務の負担を軽減するために今回予算要求させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

電子契約システムの利用及び導入に伴う支援業務でございます。国のDX推進計画に基づきまして、地方自治法施行規則の改正によりまして実施可能となった電子署名法第2条第1項に定める電子契約をできるように導入をするものでございます。契約書の電子化にすることによりまして、郵便代の削減、契約締結に至る迅速化が図れるものと考えております。契約相手方も契約書の作成をいたしませんので、収入印紙の費用を必要としませんし、この契約につきましてはクラウド型の電子契約でございまして、双方の同意とタイムスタンプによりまして契約締結を確認できるようにというふうになっております。全ての契約を電子化するというものではなく、選択肢の1つとして導入をしたいというふうに考えております。導入後は徐々に件数を増やしていければというふうに思っておりまして、契約につきましては、金額は50万円を超えるような案件だけでも、市全体として年間500件程度、少額の契約も入れますと年間2,000件近くなりますので、行く行くの話になりますけども、多くがこの電子契約を利用すれば、郵便代だけでも年間10万円前後の経費を削減する可能性があるというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

3点目の質問でございます、葛城市としてのデザインとかアートというのをどのように考えているかということなんですけれども、私のほうからは今回、一般募集いたしました市制施行20周年記念キャッチフレーズ入りロゴマークについて、経緯のほうをご説明させていただきたいと思います。市制施行20周年を迎えるに当たりまして、市民の皆様とともに機運を高めていくというところを目的といたしまして、市の内外に本市の魅力を発信するために、このキャッチフレーズ入りロゴマークというのを一般募集により実施いたしました。

コンセプトというのを大切にされてきた本市の文化と伝統を受け継ぎ、輝く未来の創造に向けて持続可能な発展の大きな一歩を踏み出すというようなことで、一般募集を7月から9月にかけてさせていただきました。市内外から58作品応募をいただきまして、1次審査、2次審査を経て最終作品というのを決めさせていただいております。今回はこの20周年に限定したキャッチフレーズ入りロゴマークということで募集させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

蓮花ちゃん、10周年のときにイメージで使われてたというところの位置づけとおっしゃったと思うので、今回特にまず蓮花ちゃんは、葛城市のイメージキャラクター、マスコットキャラクターという位置づけで葛城市をPRする存在ということで、もう少し大きく捉えておりまして、今回の20周年事業のデザインロゴマークにつきましては、あくまで20周年をPRする際に用いるロゴマークという位置づけで別途作成したという経緯でございます。

以上です。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 あと、ネーミングサインの話がちょっと出てたかなと思うので、それも答弁させていただきたいと思います。過去のしあわせの森公園のあの付近ですけれども、過去の議会で増田議員のほうでしたか、マイナスのイメージあるよねというお話が出て、それをどうプラスに変えるかという議論になったと思うんですね。その部分におきまして、やはりあの部分をマイナスの要素からプラスに変えなければならない。これはやっぱり葛城市としても、あの場所はそういうイメージから払拭するためにも大型ネーミングサインを置いて、ちょっとでも人を多く呼んで、そこで葛城市の観光も含めてPR、また方々、住民の皆さんが集って憩える場になればいいんじゃないかということで設置をした次第でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1点目のほうの議事録のシステム、議会のほうとは別ということですね。おっしゃってるやつが小さなモバイル端末に設置して即時文字起こしするというやつで、最近よく出て、特にAIを活用したとかいうのは、今、多分それかなという気はしますが、精度的にまたそれを人の手を加えて修正というのが必要なんですよ、要は。それはそれでいいとして、せっかく議会でやっているとまた別の会議という意味だったので、そこだけちょっと知りたいんですよ。同じやつやったらやる必要ないしね。別の会議で使うということでもいいのかどうかだけ、最後確認お願いします。

それから電子契約のほうです。郵便料金、それから契約事務の簡素化ということで、これはもうどんどんどん国DXの流れに乗ってやっていただいていると思うんです。ちょっと懸念したところが、全てこれに移行するのかどうかだけど、今のご説明で、それも採用、選択肢の1つとしてできるということですね。分かりました。要は、電子契約にしたら印紙

が要らないんですよ。印紙代でも、結構、契約大きくなってくるとばかにならない金額になりますので、その辺りは利用者にとってもメリットかなと思いますので、これはもうどんどん進めていってもらったらいいいと思います。ありがとうございます。

それから20周年事業の件ですけども、その考え方なんです。これも私の考え方やったら、やっぱりデザインというのは連続性というのが大事なんですよ。それやっぱり違うのをやりたいというのは分かるんですけど、やるのであればこれまで導入した蓮花ちゃんとの連続性が担保できてるかというところは大事なかなと思うんです。そういった意味でやはり、あれを蓮花ちゃんをデザインしたのは木下さんでしたっけ、のところにも声かけた上で、そのサブキャラみたいな感じでやるという方法もあったんかなと、その辺の検討をされたかどうかだけちょっと重ねてお伺いしますね。一般公募はそれでいいんですけども、ただ先ほどのご説明やったら、市民の機運を高めるということでしたけども、最終的にこの市民から選ばれてないというところなんですよ。市内と市外の応募の状況は全部で58件あったということで、その辺の内訳というのはもう少し教えてください。もう聞くだけで結構です。

それから、大型サインです。副市長おっしゃるように、以前の議会の中で、しあわせの森のマイナスのイメージを払拭するということなんですけど、マイナスイメージというのは外部から来られた方なんかは全然分からないわけで、そこにあの看板つけたからといってそのイメージが払拭できるかどうか、私、疑問なんです。あれが更に人を呼び込めるかというのは、どの程度人を呼び込めるかと、その根拠が全く分からないわけです。なおかつ、これも前、私、総務建設常任委員会で言いましたけども、あれは常設のサインでありながら、やっぱり悪天候の災害のときにあれが飛散して物的被害を起こしちゃ駄目なので、職員が行ってその都度看板をおろすという手間があると聞いてますけど、そういう手間かけるんやったら、これやったら今後すごい重荷になりませんかということを併せてお伺いします。

藤井本委員長 吉村局長。

吉村総務課主幹兼監査委員事務局長 総務課の吉村でございます。

議事録作成システムにつきましては、総務課所管の今現在、情報公開の審査会と、あと監査のほうも総務課の所管なんですけども、監査でいろいろ定期監査なり、例月出納検査なり、決算監査なりで使用したいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

最後、大型ネーミングサインをつける根拠ということでございますけれども、過去に安川部長がここで、竹内からちょっと南向いたら目のええ人やったら見えるんじゃないかなという、そういう発言をして、ちょっと皆さんにご披露といいますか、ちょっとそういうお話をしたかと思いますが、なるほどやはり、あそこは何やろなと思うんですよ。私、竹内から1回過去に、過去にというか、これをするために建てた経緯がございまして、竹内と違いますね、僕、下から見たんですけども、やはり建ったら、これ何やろなと思うんですよ。やっぱりそういうふうな仕掛け、つまり何かあったら、あそこ何やというのとは人間の心理とし

て見てみたいというのがあって、行ってみたいと思うのが普通だと思うんですね。だからそういう意味では、あそこは根拠といいますか、何かあるぞという仕掛けをしたようなこともありますし、展望台広場に行きますと、奥本委員おっしゃるように、上には蓮花ちゃんをモチーフにしたフォトフレームといいますか、フォトフレーム違いますね。蓮花ちゃんをちょっとこう、何て言うんですか、フォトオブジェみたいに置いて一緒に写真撮れるような、そういう仕掛けもしてあります。ですから、展望台に上がってもらくと、かなり市民の方には喜んでいただけるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 2つあったかと思います。まず、その応募作品の中、58作品の中で、市内の方、市外の方ということです。すいません。今、手持ちに資料ございません。ちょっと調べさせていただきますので、お時間いただきたいと思います。

もう一つですけれども、今回このキャッチフレーズ入りロゴマークという使い方ですけれども、この20周年に限定して使わせていただきたいということで、使用する期間を限定して、令和6年の4月から令和7年9月まで、この20周年期間を盛り上げるために使わせていただくということで、最終作品、最優秀作品については、各種の印刷物であったり関連グッズであったり各種記念事業で使っていただくという目的で募集をさせていただいているものでございます。ですので、その蓮花ちゃんとの例えばサブキャラで使うとか、コラボをするとかいう意図で、今回もともと検討していなかったというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

質問いただきました大型ネーミングサインの風の件、風に対してどうなんやというところなんですけども、当然、あそここのところにつきましては、我々は日頃から維持管理に行かせていただいて、風が強いところであるという認識をした中で、今回のネーミングサインの使用につきましても、風に耐え得るものという形では発注させていただいております。しかし、万が一、事前に分かるような大型の台風が来るであろうというときににつきましては倒すことができるよという形の対応を取らせてもらおうと思っておりますので、仕様としては風に耐えるものを作成させてもらう予定でございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう最後になりますけども、議事録の件、了解いたしました、情報公開と監査のところの議事録ということで。それから、そのロゴのところですけども、私、聞きたかったのは、やってもらったことはそうやけども、ここのところの予算のポイントにもロゴマークのところ、切手製作事業のところに書いてますけども、今回の採用したロゴと横に蓮花ちゃんがあるんですけども、そしたらこの蓮花ちゃん全然関係ないじゃないですか。これ、やっぱり10周年のときに蓮花ちゃん使ってやってるんやから、その延長でやるべきことじゃないかなと。そ

それを特別にやりたいというのは分かるんですけども、はっきり言ってデザインの連続性というやつ、これは20周年しか使わないということやったら、もう何かぶった切ったイベントになってしまうんですよ。やはりそこは連綿として続くこの市の歴史ということを積み上げていくという意味があるので、ここはやっぱり整合性を取っていくべきかなと思うんです。そういうところにやったら、逆にお金かけてもいいかなと。ナンバープレートに関しても飛鳥とかのナンバープレートが何で人気か、あれ結構デザイン的なことで検討されたんです。私、ちょっとその方から聞いたんですけど、やはりそういう形で、これ欲しいと思う方がただだけいてるかというところなんです。その辺もやっぱりデザインに絡んでくる要素なので、そこはちょっと懸念するところがございます。

それと、サインのところですけども、何かあるかなというところは、今の芝桜で十分その目的は達しているような気がするんです。もうあのピンクの色を見たら、あそこ何やろう、行きたいなということで、それに重ねて更にKATSURAGIというネーミングサインやったところで、最初の1回は何かで終わるけども、見慣れてしまうともう景色の中に溶け込んでしまって、もうそれ以上のことはないかなという気はするんですけども、芝桜だったらその時期になったらまたあそこに色が浮かび上がってくるんでいいと思うんですけど、その辺、これ見解の差なんかな。

それと、風対策のところで風に耐えるものということですけども、台風の時でもやっぱり行って外さんと駄目なんですよ。やっぱりその間、本来、台風とかやったら、もっと市内のいろんな防災対策のほうに本来職員のマンパワーを割かんとあかんときに、あそこまで行ってというところはもう非常にもったいないと私は思うんですけども、その辺は十分なんですかね、ほんまに。一方、市内でやっぱりこんだけの人手が要る、あるいは越水のときに止水板もすぐに行かんとあかんというときに、こっち後手に回って、いやあれが飛びましてどっかに当たりましたとかやったら、もう意味ないじゃないですか。やはりその辺の優先度を考えた上で、できることできないこと、その短時間にやらないといけないことはあると思うんですよ。そういったときに、この台風の時だけは行かんとあかんとかいう、そういう設備をつけるというのはいかがかと思えますよ。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今の奥本委員のこの市制20周年記念事業なんですけど、これ年末の12月の補正でも債務負担が出てきて、そのときにもいろんな議論があったと思うんですけども、こういう本当に20周年記念ですることなのかなと思うような事業が、結構、私、あると思うんです。その事業の内容についてはいろいろと行政内で検討された結果がここに上がってきているとは思いますが、特に先ほど奥本委員も指摘されていますフォトオブジェ及び大型ネーミングサインの設置事業ですよ。これ、事業費440万円かけてやるわけですけども、私、副市長のその説明だと、どうもやっぱりそんだけのお金を使ってやることに対する納得が自分の中では個人的に消化できないんですね。これは何か補助的なものはあるんですか。これも全部単費ですか。というのは、これ令和5年度にフットライトつけとるわけですよ。フットライトつけて、そのときは補助つけてやってるわけですよ。今回これ単費で、わざわざそ

れと事業と切り離してまたこれやると。そもそも、以前、増田委員のほうから、あそこを何とかプラスのイメージということはおっしゃってましたし、議会の中でも多分そういう思いを持っていらっしゃる方多いと思います。私もそうです。ただ、部分部分で何か思いつきのように、これ20周年、これ県の補助事業とかというのではなくて、全体的なコンセプトを考えて、あそこをどういうふうな使い方をするんだと、どういう人に来てもらうんだということも含めて構想を練った上で事業をやるんやったら分かるんですよ。そうじゃないんやったら、こういう事業要らんの違うかなと思うんですけども、まず、これ何で令和5年度のフットライト事業と分けたのかということを、ちょっとそっからまず聞かせていただけますか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

今、梨本委員おっしゃる、なぜ切り離したかということでございます。このフットライト事業は令和5年で終わる事業として、新たに今回私どもが計画したこの20周年でございますけれども、一旦そのフットライト事業は終わっております。委員も上られたことがありますかね。多分あると思うんですけども、上られると殺風景な、ほんま何もないところなんですね。果たしてこれでいいのかということで、20周年を迎えるに当たり職員でPTを組みました。その中でいろいろ検討した中で、あそこには何がどうしたらいいんだということを検討した結果、やはり市内のファミリーに来てもらったら一番いいんじゃないかということで、ファミリー呼ぶにはどうしたらいいかということで、今さっき奥本委員からもありました大型ネーミングサインであったり、またその蓮花ちゃんのオブジェを置いて、一緒に家族みんなで大和平野をバックに写真を撮るといったような感じで、あそこにファミリーで来てもらうというような意図があって、今回そのような事業を計画してやったということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 副市長とここで議論してもあれなんですけれども、実際、私、市民の方で上られた方、もうフットライトのことだけでも、もう二度とよう上らんと。急なところを子ども連れて上まで行くと、もう一回は行ったと、2回はよう行かんと、こういうことも聞いているわけですよ。その中で私が言ってるのは、これつけたらあかんということを言ってるんじゃないで、全体の構想をまず考えて、どういうものをどういうふうに設置するんだということを、これ、これで終わりですか。まだその先何か整備したりすることはなくこれで終わりで、これを看板つけてこのフォトフレームをつけたら家族連れはみんな喜んで上と思われているんやったら、私は大きな間違いやと思うし、それ以前にもうちょっと全体的なことを考えてからやったらどうですかと言ってるわけですよ。しかも、これ単費でしょう。これが補助ついて、今年の事業としてこの補助を生かさんとあかんねんと言っんやったら、ぜひやったら、しょうがないですねということも言えるんやけれども、全額単費でこれやる意味あるのかなということを私は言うてるわけですよ。だから、単費でやるんやったら、別に今じゃなくても、これ別に20周年じゃなくてもいいわけですよ。今の副市長の答弁の中には、これ20周年でなかったらあかんねんなんて、そこで20周年で家族の方たくさん上ってもらって、20周年を祝

うあそこで何かイベントやりますねんと言うんやったら、やったらいいですよ。でもそうじゃないんやったら、もう一回立ち止まって考え直してやられたらどうかなということが私の意見です。ということで、私はこれに関してはちょっといかなもんかなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。48ページの2款1項8目18節の市民活動費についてちょっとお聞きしたいんですけども、令和5年度の当初予算では80万円だったのが、今回140万円ついてる増額の理由を教えてください。

それともう一つ、52ページの2款1項9目18節の移住就業起業支援も令和5年度は100万円だったのが400万円になってるという増額理由をお願いします。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

まず1点目、市民活動支援事業費、令和5年度から令和6年度におきましては60万円増額とさせていただきます。こちらにつきましては、市民活動の支援事業補助金交付要綱では、連続して3年を限度として再度事業の認定を受けることができるというふうになっておりまして、今回、令和5年度に申請を受けまして採択をされている事業というのが4件ございます。そのうち、次、令和6年度に申請をされますと、3年目に該当する事業というのが2件、それから2年目に該当する事業というのが2件ございます。こちらのほうで、3年目が2件で20万円、継続して2年目の団体が2件ありますので40万円、合わせてここで60万円ということでございます。新規事業という枠で4件上げさせていただきます。新型コロナウイルス感染症が少し拡大しているときには、申請自体がやっぱり少なくございましたし、ない年もございました。ですけれども、この令和5年度の申請、全部で6件、申請ございました。1次審査、2次審査を踏まえる中で残念ながら採択されなかった案件というのも2つございますけれども、今後はやっぱりそういう市民の活動というのが活発になってくるだろうというところで、新規の枠を4件ということで上げさせていただきましたので、増額という形になってございます。

それから、2つ目の質問でございます。移住就業起業支援事業、こちらのほうも令和5年度100万円から令和6年度400万円ということで300万円増額とさせていただきますけれども、こちらは奈良県のほうで令和6年度より制度を拡充されるということに伴いまして増額とさせていただきます。その拡充される部分についてでございますけれども、従来、東京圏から移住されまして県内で就業または起業されるなどの世帯や単身の世帯の方に移住支援金という形で交付をさせていただいていることに加えまして、この東京圏からというのは変わらないんですけれども、就業の部分につきましては県が運営されている求人マッチングサイトジョブならnet、こちらに登録されている企業に就業された方につきましては、子育て世帯について1人18歳未満のお子様をお持ちの世帯については、子ども1人につ

き100万円を加算するという事で制度が拡充されておりますので、令和6年度の予算の組立てといたしましては、従来の世帯分1世帯100万円の分と、子育て加算の分1世帯100万円に子ども2人分200万円を合わせて300万円、合計いたしまして400万円ということで、令和6年度は予算を計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 内訳ちょっと分かりました。増額の分ですね。2年目の人が2件で20万円ずつなので40万と、3年目の方は10万円なので、合わせて2件なので20万円で60万円の増額ということで、新規の枠が4件あるということなんですけれども、ちょっと私お聞きしたいのが、その市民活動という定義、市が考えている市民活動とは何かという定義と、それから実際それを審査される方というのは市民の方から選ばれた方なんですけれども、その市民活動という定義をきっちりとどういうふうに共有されてるかということをお聞きしたいと思います。それと、就業のほうなんですけど、ジョブならn e tのほうで、葛城市この枠取ってらっしゃるんですけど、そのジョブならn e tで葛城市内の企業というのは何件ぐらい登録されているのか、ちょっとお聞きします。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 この市民活動事業というところなんですけれども、魅力のあるまち葛城市というのを実現するために、市民の公益活動団体から提案された事業、実施される事業に対して市が補助を交付するというようなものでございますけれども、その活動の実態というところもつながってくるかなと思うんですけれども、個別に個人の利益だけを追求するようなそういう活動をされているような団体とかというのは、この団体の対象には入ってこないというような審査で委員の皆さんは審査していただいているというところもございます。また、その団体に対して、審査の基準というところで、社会の貢献度、発展性、計画性、先駆性、波及性、継続性、経費適正というような面でいろいろ審査をしていただいて、そういった団体に対して補助を交付させていただいているというようなことでございます。

2点目でございます。ジョブならn e tの市内の企業の登録件数、奈良県内の企業の登録件数は現在のところ631件、そのうち市内の企業の登録件数というのが14件となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。そういう定義はあったとしても、審査員の方々個々のいろんな思いとか感覚的なものもあるのでなかなか難しいとは思いますが、やっぱり市民活動で市内に貢献していただけるようなそういう市民活動を優先して選んでいただきたいなというところはあるんですが、これからちょっといろいろ、もうちょっと詳細に規定を設けるのはなかなか難しいとは思いますが、市としての考え方をもっとはっきり審査員の方にも伝える何か方法を考えてくださったらいいかなというふうに思います。ジョブならn e tは、市内の企業が14件ということで、ちょっと職種とか業種とかはちょっと分からないんですけ

れども、就業の部分ではそういう市内の企業を選んでいただいて来ていただくのもありがたいですし、私がちょっと一般質問で言ったように、企業支援も積極的に考えていただける方向でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 私から、48ページの2款1項8目です。すむなら葛城市住宅取得事業補助金です。これについて460万円、令和4年度から令和5年度にかけては増額をされたんですけども、今回460万円、同じ額が付いております。これについて、今の令和5年度、どこまで調べていただいているか、実績をちょっと教えていただきたいというところでございます。

それと、50ページの2款1項9目企画制作事業の18節大阪・関西万博実行委員会負担金205万円、これ新規でついとるんですけど、これの葛城市、まずは市町村全て同一の負担金になってんのかというところと、それ違ったら、どういう形で振り分けられてんのかというところと、葛城市としてこの大阪・関西万博にどういうふうに関わっていけるのかというところも、ちょっと大きい意味ですけども聞かせていただきたいと思います。この2点、お願いします。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

1点目、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、こちら令和5年度の3月7日の時点で138件の申請をいただいているという状況でございます。

それから2点目の大阪・関西万博実行委員会負担金というところでございますけれども、こちら、2025年開催予定の大阪・関西万博につきまして、奈良県のほうにおかれまして令和5年7月に万博推進室というのが設置されました。大阪・関西万博に向けての取組が進められているということでございました。同じく9月に、奈良県主催で市町村担当者会議というのが開かれまして、奈良県のほうでは奈良県の成長につなげるべく、万博会場における出展、PRをはじめ、県内市町村と連携した取組を検討していくということでご説明がございました。負担金のほうでございます。この負担金の目的というところでございますけれども、関西広域連合を設置する関西パビリオン等での催事出店のほうを奈良県のほうで検討、現在、調整を図られているというところでございます。今年度末に負担金を予算計上されました市町村、照会をかけられまして、令和6年度の4月に実行委員会というのを設立されるということで聞いております。そこでまた新たな取組などがいろいろ決めていかれることというふうに私どものほうでは承知しております。この負担金の算出根拠というところでございますけれども、均等割と人口割というところで積算されておりまして、人口ごとに、葛城市でしたら人口10万人未満の市というところで、まずその均等割ということで100万円というのがありまして、さらに人口のほう10万人未満の市というところに葛城市は該当いたしましたので250万円、合わせまして350万円、それに人口割ということで全体の金額で人口でいろいろ積算した金額というのが葛城市では60万円というのが加算されまして、合わせまして410万円になります。これを令和6年度と令和7年度2か年に分けまして、205万円ずつ負担

金を支払うという形になってございます。

以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 今、大阪・関西万博の話が出ておりましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。今、勝眞課長のほうから申し上げたとおりでございますけれども、それ以外に何かあるかといいますと、大阪観光局のほうから、全国で相撲に関するまちを今、募集をされておまして、当然、葛城市は入っております。隣の香芝市、そして桜井市、大和まほろば相撲連絡協議会という協議会がありますけども、これらから参加を募って相撲を題材として外国人にPRして、それをインバウンドに持っていこう、インバウンドというか、葛城市にも外国人の方を来てもらうというような、そういう働きかけをしてもらってるので、そういうのにも積極的に参加していったらいいんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 その大阪観光局から示しがあるということだけでも、今の質問は、葛城市としてどのように関わっていくかという、もうちょっとこう関わり、言われているというのは今の副市長の言葉で相撲やということは分かったんですけど、大阪・関西万博に対しての葛城市の関わり方いうんか、この考え方、大阪観光局から言われてますねんというのは分かんねんけども。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 この負担金というところを、実際に予算を計上するかどうかというところで、この万博推進室の室長が各市町村を回られました。そこに実行委員会を立ち上げるので参画されるかどうかというのを各市町村でご判断いただきたいというようなお話もございました。市のほうといたしましては、やはりこの大阪・関西万博というのを葛城市は誘客の機会というふうに捉えておりますので、葛城市への誘客PRに、今後もこの大阪・関西万博を通して取り組んでいきたいというふうな考えから負担金を計上させていただいているというふうなところでございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと大阪・関西万博のほうから話をさせていただきたいんですけども、順番のほうがいいですね。ごめんなさい。すむなら葛城市住宅取得補助金なんですけど、3月7日時点で138件ということで今お聞かせ願いました、実績としては。これの、ちょっともう一回質問なんですけど、最大でこれ5万円なんです。1住戸当たりというか1世帯当たり2万円やったかな、2万円の子育て加算という形で、最大5万円なんですけど、まあいうたらこれのどれぐらい、最大5万円が138件なんか、その内訳というのは大体分かりますかね。ちょっとそれ1点ね。

ほんで、大阪・関西万博なんですけど、ぜひともいろいろ国と大阪府のほうで試行錯誤しながら、間に合うか間に合わんかとかいうようなこともやっていますけども、大体聞かせてもらって分かりましたが、関西パビリオン、これ全部、関西の県が全部参加するわけじゃな

かったのかなと思うので、そこに奈良県も今回は入らせていただいて、そのパビリオンの中にちょっと何か、そこで葛城市が何か葛城市のPRができるのかなというようなことで今聞いたんですけど、何かすごい遠いんですよね、何となく。これ7つのパビリオンほかにも建設されると思うんです。そこで葛城市が独自で出るとかということはないのかというような、僕は葛城市はこれ205万円、2か年で410万円払うわけですよね。そこでそんな410万円も払うて、何かその葛城市のPRができるのかと、独自のね。というところは聞きたいですね。ほんで、この負担金を払われへん市町村、奈良県でというのも、どんだけあるかというのはちょっと分かるのかな。大体でも分かればちょっと教えて、葛城市は積極的にこの負担金を払って、その大阪・関西万博のほうに葛城市をPRしようと思って負担金を払うのかなと僕は思っています。それはもちろんそうじゃなかったらあかんかなと思うので、その辺の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 まず1点目の、すむなら葛城市住宅取得事業のほうですけれども、ちょっと全体でというところではなくて申し上げます。新築住宅というところで137件で2万円というところで274万円というところ、それと中古の住宅というのも該当しますので1件ございました。こちらは1万円でございます。子育て加算分で総数101件となってるんですけども、1人のお子様の場合の世帯が58件でございました。お二人の子どもがいらっしゃる世帯が40件等、1人のお子様がおられるところは58件で、1万円交付しているので58万円、お二人おられるところは40件で、これはお一人1万円だから2万円お渡しするので80万円、3人おられるところは3件ございまして、3万円が9万円という、そんな内訳でご報告させていただきます。

それから、大阪・関西万博のほうでございますけれども、現在、その実行委員会が立ち上がるまでは、どこのパビリオンでどんなふうなというところ、詳細は示されてはおりません。示されているところの部分も、今の段階ではちょっと公表できないというところもございますけれども、主に関西パビリオンでの催事出店というのを検討されているという中で、委員おっしゃっていただきましたように、もともと関西パビリオン、関西広域連合のほうで設置されるパビリオンですので、奈良県は加入されていなかったという経緯がございました。ですけれども、令和5年7月に県のほうもそこに奈良県として加入していこうということで万博推進室が立ち上げられたということもございますので、奈良県のほうではオール奈良というそういう体制で、機運醸成も図りながらやっていこうというところでございます。市がそこで何ができるかというところでございますけれども、まだ来年1年検討する期間というものもございますので、しっかり、インバウンドの方もかなり来られるというふうなことも想定しておりますので、葛城市の誘客でできるような、そういうようなPRできるようなものをしっかり考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

すいません、漏れておりました。市町村がどんだけ参加される状況かというのは、私もちょっと気になりまして、奈良県のほうに問合せをさせていただきました。全体としてどこがというのは把握されてないんですけども、きっちりと私どもは参加しませんとおっしゃっ

ている市町村は今のところないというふうには聞いております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 すむなら葛城市住宅補助金事業のほうなんですけど、さっき3月7日の時点で137件の内訳も聞かせてもらって、ざっと計算したら412万円ぐらいになってますね。だから今、460万円の予算でもう一回上げられているというところなんですけど、これも様子見て、葛城市も住宅はやっぱりまだちょっと増えてる傾向にありますので、これも令和4年度から5年度に上げていただいたときみたいに、これも最終、決算のときにもう一回聞かせてもらいますけど、そのときの状況を見てやっぱりこれについてもまだまだ葛城市に住んでもらわなあかん、来てもらわなあかんで、私としては注視していきたいなと思います。それについては了解いたしました。

大阪・関西万博についてなんですけど、関西パビリオンのときは奈良県はその関西広域連合の部分については参加してませんでしたので、そこに行けないと。僕、一般質問でも言うたけど、ほんなら葛城市はどこに行ったらええんやと、奈良県はどこに行ったらええんやという話もして、7つのパビリオンが建設されるから、そこに葛城市は何かほかの市とも組んで一緒に出したらいいんじゃないかということも話をさせてもらってたんです。こうやってやっぱり負担金を払うわけですから、やっぱり葛城市としてもメリットが出るように、ちゃんとその海外から来てもらった方、インバウンドも含めてインバウンドの方をもっとこの葛城市に来てもらえるような、その場所でもうPRできるようにもっていつていただきたい。これにしっかり410万円も払うんですから、ブース料や思うて葛城市をしっかりとアピールしていただきたいと思います。積極的に奈良県のほうにもどこまで話ができるか、もう負担金払ってるだけやでと言ったら、もうあかんということです、僕は。やっぱりちゃんともものも申して、奈良県のほうにしっかりと葛城市はここでこういうふうな形でPRしたいんやというところを明確に出していつていただきたい、ほんで葛城市にインバウンドを呼び込んでいただきたいというように要望させていただきます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 関連で1件、大阪・関西万博の件でちょっとお話を聞かせていただきたいんですが、これ負担金を支払うに当たっての規約、ちょっと詳細はというふうにおっしゃったんですけども、その規約がどういうものなのかというのは議会等にお示しいただけないんでしょうか。例えば、これ今、建設が遅れると、ほぼ遅れるだろうと、場合によっては延期ということもありうると、そのときの取決めとかどうなってるのか、こんなこともちゃんとしてるのかどうかお聞きしたいんです。先ほど西川委員がおっしゃったように、2年間で400万円払って、何日そのブース借りられるとか、どの期間かとかということもあるのか、ちょっとそういうことがどうなっているのかということが全然分からないままこの予算執行になるので、これどんな程度なのか1回お示しいただきたいと思うんですが、こちら辺はどうなってるのかということが1つ。

それから2番目は、県内の市町村で我が党はそれぞれ市町村議員がおりますから、うちは

計上してないよというところを聞いているところも幾つかあります。だから、これはどういう、県はそういうふうに言うてるんかもわからないけど、あくまで今のお話だと参加、不参加はそれぞれの市町村ですということだから、参加しなかった場合はどうなのか、その市町村のPRができないということなのか、そこら辺の見通しも含めて、ちょっと分かる範囲でお願いできたらと思います。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 先ほども申し上げたところなんですけれども、令和6年4月に実行委員会というのが設立されます。そこに当たって、その規約等の案が今、葛城市のほうでも市町村長課長会議を通じて案が示されているところがございますけれども、正式にはその実行委員会の中で規約等をしっかり決められて、承認をされて、立ち上げになったときにいろいろ詳細が決まってくるかというふうに考えております。参加されない市町村のところがございますけれども、私がちょっとそこをお話するというところも奈良県にまだ確認もさせていただいてないところですので、ちょっとその辺のところは私のほうからお話しさせていただくことができないかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 結局は、未定のまま負担金をこれだけ払うということで、議決せなあかんということになるなと思いました。これだけにしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 関連も込みで、もうこれで終わりますので、1点は関連で、先ほどのすむなら葛城市住宅取得事業補助金なんですけど、これ私、一般質問でもお伝えさせていただいたんですけれども、これほんまに移住する人のインセンティブになってんのかというところなんですよ。本当にこの補助金があるから、葛城市に住みたいと思って来てる人がどれだけの割合いるのかというのを何か調べられたことあるのか。これ、平成27年からの事業としてやってるので、これはもう前市政のときからやってるやつですよ。ほかの自治体は、もっとたくさんの例えば50万円とか25万円とかというのをもうばんばんやっ取るわけですね。にもかかわらず葛城市はずっとこの補助金、定額でやってるわけですね。だから、これを求めて私、来てる人はどんだけいてるんやろうというふうに思うんです。ちょっと1回、それ調べたことがあるんやったら聞かせてください。

もう3点だけなので、そしたら概要の17ページの防犯カメラを聞かせてください。防犯カメラ設置管理事業、これ設置工事台数3台分ということなんですけれども、これ現在、今何台あるのかということ聞かせてください。

もう1点は国際交流を聞きたいんですけど、国際交流詳しい方いらっしゃるんでそれは遠慮して、そしたら16ページの公共バス運行事業について聞かせてください。これ、公共交通無償化事業補助金170万円、今年も計上されています。これは令和4年は地方創生の臨時交付金でやったと思うんです、無償にね。去年、令和5年度は、コロナ対策ということで、日

常生活の活性化というところでやられたと思うんです。では、今年は何でこれ無償化するのかというのと、これいつまで無償化するのか、これちょっと聞かせください。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

1点目のすむなら葛城市住宅取得事業の件でございますけれども、まず先ほどの令和5年度で言いますと、この利用いただいた方というところの内訳ですけれども、県外から来ていただいている方というのが26件、18%ほどでございます。県内の他市町村より来られている方というのが全体で47%で、市内から移られてきた方というのが48件で35%というところでございます。来られた方に対して、簡単にアンケートを取らせていただいたりしております。おっしゃっていただきましたとおり、この補助金があるからこれを目がけてきているという回答はなかなか数字的にはございません。けれども、その中でいろいろお答えいただいているものという中では、一番はやっぱり子育て環境がしやすいからというところでご回答いただいているのが全体で47%ほどございました。それで、また自分自身が葛城市で育ったからとか、あと市内に近親者がいるからというような理由で、大きくそんな3つ、3位まであるんですけれども、そんな理由で移り住んでいただいている方がおられます。窓口で対応しておりますと、市外から来られた方であっても、お友達がこういう制度もあるよというのを聞かれて来られたというところも窓口で聞いたこともございますので、直接この制度があるからというところでは、私どももそういったことで理解しているところではないんですけれども、来ていただく際にこういう制度もありますよというところで活用させていただいているという部分はございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

防犯カメラについてのご質問だったと思います。現在、葛城市には、平成28年度から今年度、令和5年度までに66台のカメラのほうを設置させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 もう1点、公共交通の無償化事業というところでございます。この公共交通無償化事業につきましては、令和3年度より実施させていただいている事業でございます。その間はちょうどコロナウイルス感染症の中で、人流の抑制であったり、経済活動が停滞しているというような状況の中で、地域公共交通の利用者への負担軽減であったり、利用促進による運行事業者の支援という形で、公共交通による地域の活性化を図るために、令和4年度、令和5年度におきましても引き続いて実施させていただいたところでございます。利用者数につきましてはコロナ前に戻りつつあるというような状況ではございますけれども、コロナ後の物価高騰などの影響を受けておられる市民たちに対しまして、公共交通利用による、また更に地域の活性化を図るためといたしまして、令和6年度におきましても引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、すむなら葛城市住宅取得事業の話なんですけど、今、課長、答弁されたように、これがあって目がけて来てるんじゃないと、基本的にはあって、ああラッキーやったなという方はたくさんいると思うんですよ。となると、これ趣旨が違うと思うんですよ。これ、もともと定住人口を増加させるためのインセンティブとしての、これは僕は事業やったと思うんですよ。ということは、1回これ見直したほうがええと思うんですよ。これに関しても、本当にこの460万円を使っていきに来てくれる人が増えているんやったら私はいいと思うんですけども、そんなもんなくてもたくさん来てくれるんやったら本当は私は必要ないと、それやったらもっと子育てのほうに、これも単費でやってるわけですから、負担してあげたほうが全体のプラスになる可能性があると思うので、これについては1回もう見直したほうがいい時期と違うかなというふうに私は考えています。

2つ目の防犯カメラに関しましては、66台ありがとうございます。これも私もずっと数追ってるので、平成27年からずっと増やして、令和3年以外は数台ずつでも増やしていただいて、今年も3台増やしていただけるということなんですけれども、これに関してはさっきの、すむなら葛城市住宅取得事業と違って、私もっと増やしたほうがええのと違うかなと。これはもちろん、市民の方のプライベートも、そういった感情も含めた上で考えた上でやらなアカンことなんですけれども、これに関してはやっぱりもっと大字とかでも必要なところがあるというふうな声も聞いてます。ですので、これに関してはもっと増設する方向で検討されてもいいのかなというふうに思っています。これは意見だけさせていただきます。

もう一つの公共交通の無償化事業補助金、これもちょっと物価高騰対策というのは私、厳しいと思うんです。苦しいと思うんですよ。実際にこれは地方創生の臨時交付金で、もう市の持ち出しがなかったら、言ってみたら、交付金でできるんやったらそういうなんもありやなと思うんですけども、これも今年はもう単費でしょう。違うんですか。これ、何か補助ついてるんですか。ついてないでしょう。単費でしょう。だから、こういう単費でやるやつはしっかりと見ていかんかったら、これが全体的にはこの170万円にしても、本当にそれが物価高騰対策につながってるのか。1人ずつにすると本当に微々たる額やと私は思うんですよ。もともとこの公共交通の料金というのは、非常に安く設定されて利用しやすいような形で提供していますので、その辺りちょっと一度検討されたらなというふうに思っております。意見だけです。結構です。

藤井本委員長 今の意見ですけど、すむなら葛城市住宅取得事業のこの補助金、もう以前から何度もこういう話出てますけど、今、課長の話を聞いてると、これを目がけて来られてる方ではないというお話もあって、私もそのとおりであろうかと思います。これこの件、あと市長のお考えもいただきたいと思います、この件。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 その前に、先ほど市内転居というところで48件、全体で35%の方が市内転居ということとさせていただいていると、それはやはり定住という、定住促進という観点からは一

定の効果はあるというふうに担当課のほうでは見ておりまして、賃貸で住まわれている方が引き続きやはり葛城市で新規で住宅を購入されて、このまま葛城市で住んでいきたいということで補助金を申請していただいているというところで、そういう効果はあるというふうに担当課のほうでは見ております。

以上でございます。

藤井本委員長 市長、申し訳ないですけど、これもう長年にわたる意見、お願いします。

阿古市長。

阿古市長 ご指摘ありがとうございます。私も、その問題意識というのは実はずっと当初から持っておりまして。その地域に住みたいと思うというのが、果たしてお金があるから来るんだとか、そういうようなものでは私はないと思っております。ほかの自治体がどうされてるかというのはあえて言いませんけども、本来その地域に住みたいのは総合的な判断で住まれるものやと思います。例えば子育て環境であったり、福祉環境であったり、教育環境であったり、自然環境であったり、行政サービスの状況であったり、トータルとしてそれが永住の地として、また子育てをする地として選ばれる、もしくは子育てが終わった世代が安住の地として選ばれるものやと思います。ですので、最近ですと自然災害に対する対応の仕方が大きく問われる、災害に対する備えも大きくそのウエートが問われてくるような感覚を持っております。ですので、1つの分野だけを取り上げてどうだこうだという判断はするべきではないと考えております。総合として選んでいただく、たまたまそれが従前からやられてた、すむなら葛城市住宅取得事業というのも、その100あるうちの1つであるぐらいのウエートなのかなという考えを持っております。あくまで選んでいただくのは、この葛城市の総合的な評価の中で選んでいただいているという判断を持っております。

それと、先ほど公共交通の在り方についてお話をいただきました。何といたしますか、その公共交通の在り方について、行政サービスについてその利益を享受する者の負担という考え方もあります。ですので、利用される人から利用料を取るという考え方もありますが、これも実は総合的な判断を持っております。コロナ禍以前とコロナ禍の最中、特にワクチン接種等もありましたので、それとコロナ禍で人流というものが非常に大変な状況の中で、もしくは物価高騰の中で様々な要素がありますけども、私は公共交通の在り方としては、これから葛城市の場合は高齢化率が大体30%前後で落ち着くようではございますけども、例えば高齢者の移動手段としてのウエートが高くなっていくのではないかという判断をしております。免許証を返上された方がどうするのだといったときには、公共交通を利用していただくような形を考えるとときには、行政の負担として果たしてそれが高いものなのか安いものなのかということを考えますと、私は当分の間は無料でいきたい。特に申し上げておりますのが、コロナ禍、3年間ありました。その中で人は非常に何といたしますか、人流の部分も、友達と会う機会も失われて交流が少なくなった中で、これからまた新たな人間関係を、また民間の組織の再編成をしていかなければいけないと思います。そういう中で、行政として皆さん方からお預かりした税金をどのような配分にしていくのかと考えたときには、私はこの公共バスの無料というものは1つの行政サービスとして大きな意味を持つという考え方を持っております。

ます。ですので、公共バスについてはもうしばらく様子を見ながら無料化でいきたいという判断をしております。答弁といたしましては、前者のだけ実は答えたら良かったんですけども、後者の方も、これは大きな政策の意味というものを多分問われているのかなと思いましたが、あえて答弁をさせていただきました。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 1件だけちょっとお聞きします。関連もあるかと思うんですが、51ページになります。2款1項9目企画費の事業説明のところでいきますと、行政改革推進事業の1節報酬の行政改革推進委員会委員報酬です。これですけれども、昨年の実績はどの程度あるのかということと、今年度どういうことでこういうのを開催しようとしているのか、ちょっとそこをお聞きします。

藤井本委員長 吉村主幹。

吉村総務課主幹兼監査委員事務局長 総務課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

こちら、行政改革推進事業なんですけれども、市長の諮問に応じて市の行政改革の推進に関する重要事項を審査、審議することになっておりますが、今のところ諮問はございませんでした。令和5年度も実績はございません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 これは意見だけになります。市長のお考えを聞いてもいいんですが、実は先ほど梨本委員の質問もそうなんですけれども、やはり新たな市民サービスが増えて財政を出動していかなければいけないことが出てまいります。公共バスについても、市長のお考えは大変私は立派だと思います。私は賛成したいと思うんですが、これ単独費になってしまうわけです。これまでは地方創生臨時交付金を利用してましたから、ここで新たな財政出動が出てくると。そうすると限られた財政でやっぱりどっかを削っていく、これは先ほど梨本委員がおっしゃったように、事業目的をもう恐らく終えたものについては切っていくと、いつまでもそりゃあ市民さんにとってはもらえたらありがたいというのはあるんだけど、やっぱり事業の目的を常に見直して切っていくと新たな需要はもうどんどん増えていきますから、今回の予算でもそれがあるわけで、どの議員もそれを心配しているわけですね。だから20周年とおっしゃいますから、私は20周年になったんだから、改めて旧新庄町、旧當麻町の様々な旧町から引き継いできた問題があります。後でも予算書の中で私、質問していきますけれども、そういうことをきちっと見直す機会にしませんか。そういう意味では、この行政改革推進委員会にそうした課題をきちっと第三者の方々にご意見をいただくというのは非常に貴重な機会になると思うんです。これ、20周年事業としても位置づけて、私は1回洗い直して次の20年間、葛城市が飛躍できるように1回行政を整理していくと、これを使っていたきたいと思うんですけれども、市長の諮問機関ですから、この点でちょっと市長のお考えを伺います。

藤井本委員長 阿古市長。簡単をお願いします。

阿古市長 行政サービスの在り方というのは、もう絶対に財源ともリンクしていきます。ですので、その財源の中でどのようなサービスをしていくのかということやと思います。ですので、今現在の行政サービスは今の葛城市の財源の中で全て賄われておるということでございます。過去3年間の財政状況を見ていただいたら分かると思います。借金といいますか、負債というものは毎年数億円減らした中で基金をためていってる状態、もしくは経常収支比率も改善していっている状態が続いております。そして、何より市税が増収であるという割合と珍しい自治体であるということは事実でございます。ですので、そのまちづくりの在り方と行政サービス、財源というのはリンクした中での考え方でございますので、常にその時代時代において何がベストなのかということは随時検討していきたいと思います。ただ、私は、平成16年10月の葛城市が誕生するに当たって、その当時議員をさせていただいておりました。そのときの旧町民、2町の町民に対する行政としてのお約束がありました。できるだけ行政サービスは高いほうでやっていきたいということをご理解いただいた中で葛城市が誕生させていただけたという経緯があります。ですので、私としましては、財政の許す限り、財政がもうそれでは無理だという判断をしたら別ですけども、財政の許す限りやはり行政サービスは維持していきたい。敬老年金等でもご意見をいただいているのはよく存じております。ただ、そのものを継続できるうちは継続していきたい、もしくは継続できるようなまちづくりをしていきたいという思いがあります。今お答えできるのはそこまでで、常に検討は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

谷原委員。

谷原委員 最後、簡単にあれですけども、確かに今の財政状況の中で十分できることで住民サービスを低下させない形で最大限のことをやっていきたいという市長の思いはよく分かりました。しかし、葛城市の財政力指数も、市税が収入が増えたといっても基本的には地方交付税頼みが続くということになっておりますので、国の動向いかんによっては大きく切り詰めなければいけないと、そのときになってからでいいんだということではなくて、先ほどありました事業目的を終えたもの、あるいは旧町から引き継いだものであっても、行政として不合理なものについては常に見直して、行政について無駄がないようにしていくということは非常に大事だと思うんです。市民のサービスのためということで全てをやらないで、やっぱり行政のいろんなところをきちっと見直していく、そのためにこうした委員会もあるわけですから、今のお考えだと、市長としては諮問する中身はないというふうになるのかなとちょっと残念な思いで聞いてたんですけど、これは今後また議論していければと思います。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 今のもう関連の意見だけでちょっと、行政の財政の許す限りということですけども、この我々予算で令和6年度の予算審査してますけども、令和6年だけじゃないんですよ。これは予算というのは葛城市の未来のことをどういうふうになるかというその方向性につながっ

ていくべきものなので、ある日突然、この予算がもう財源ありませんから全てサービスなくなりますよといったら、そのときの世代というのは困るわけなんなんです。やはり長く行政というのは維持していくべきところなので、それを踏まえて予算編成を考えるという場でもあるから、今できるからこれでええねやという考え方はちょっとおかしいと思います。もう個人の意見です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今できるからいいですとは私は一言も言っておりません。当然、行政は継続でございますので、継続できることを前提として予算編成をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 申し訳ないです。先ほど奥本委員のご質問の中に、キャッチフレーズ入りロゴマーク応募作品58作品のうちどうかというお問い合わせがございました。ご報告だけさせていただきます。58作品のうち、市内の方から応募していただいたのが24名の方おられました。県内他の市町村の方が7名ということでございます。県外からは27名の方がご応募いただいております。遅くなりました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 時間、かなり長時間になっております。

ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、1款、2款、職員の方の入替えを行います。入替え時間約5分ですから、55分まで休憩をいたします。55分再開いたします。入替えのための休憩です。

休 憩 午後2時49分

再 開 午後2時55分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書54ページ、2款1項12目地方創生臨時交付金事業費から67ページの2款最後までの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私のほうから2つだけ、まず1点目、56ページ、ふるさと応援寄附事業、いつも聞いているやつなんですけども、令和5年実績と令和6年のこの見込みのところで、まず他市への寄附額、それから次に市税の増減、それから3点目として国の交付予定というか補てん額の、それから返礼品に要した金額、それから協力事業者の手数料とか委託料、これまとめてで結構なので、これを令和5年の実績と令和6年度見込みでお願いします。

それから、その次のところが58ページ、これ新規の事業です。概要版のページ21見たら分かりやすいのかな。預貯金等電子照会システム使用料、これなんですけども、ちょっとよく分からないので、詳しくこの事業の内容を説明してほしいんですけども、要は差押え処分をするときに、その方の財産情報をL G W A N回線から取るということなんですよね。という

ことは、その財産情報というのは、これそもそもどこに格納されてたやつなんかというのがよく分からないんです。預貯金の情報というのはマイナンバーとひもづいてるのか、あるいは住基ネットは全く関係ないですよ。そうなってくると、あと納税情報なので、これ国税のほうかなと思うんですけど、これが何でL G W A Nに関係してるのかよく分からないんです。それと、その個人のやっぱり預貯金の情報を見れるということは、誰彼なしに見られたら困りますので、その辺のアクセスのコントロールの情報漏えい対策はどうなっているか、これをお願いします。

藤井本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。税務のほうからお答えできるのは他市への寄附金の金額というところら辺でまずお答えさせていただきます。令和4年度の実績となりますけれども、まず他市へ寄附をされた総額といたしましては1億3,810万7,000円でございます。これに伴いまして、本市市税の影響額といたしましては6,423万5,000円の影響が出てまいります。ただ、こちらの額に交付税のほうから75%の補てんがございまして、最終的に市税の減額となる分につきましては1,605万8,750円、これが市税の減収という影響でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

ふるさと応援寄附金の令和4年度の実績でございます。令和4年度には8,060万円のふるさと応援寄附金をいただきまして、それに対して役務費につきましてクレジット決済手数料、ポータルサイト手数料がそれぞれ61万8,523円、それから先ほど寄附金をいただいたのが8,060万円と申しましたが、8,006万円でございます。失礼しました。クレジット決済手数料は61万8,523円、それからポータルサイト手数料が586万4,046円、それからそれに委託料としまして、返礼品代やそれを発送する配送料、それからワンストップ特例の申請などの費用を合わせまして3,540万1,002円となっております。

以上です。

藤井本委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課、収納促進室の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問の預貯金等の電子照会システムについてでございます。この預貯金等電子照会システムは、税を滞納されている方の財産調査、預貯金調査なんですけれども、銀行等への預貯金調査は、今現在、紙ベースで照会して回答をいただいております。今回の電子照会システムは、預貯金調査を高度な安全性を持つ総合行政ネットワークL G W A Nを通じて金融機関に紹介するシステムです。重要な個人情報を含みますので、情報漏えい防止など安全性を重視してこちらのシステムを採用するものです。導入するシステムは預貯金利用が多い金融機関に照会することのできるシステムを選択しておりまして、システム導入により業務

の迅速化、効率化を図ることができます。

以上です。よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ふるさと納税の寄附事業のやつに関しては順調に推移しているということで、また引き続き頑張ってください。

それから、2点目の預貯金情報の照会ですけども、銀行にある情報をL G W A N経由で照会していくということで、了解しました。要するに、行政では持ってませんもんね、そもそもが。ところが、後もう一つ私が質問したのは、そのアクセスのコントロールアクセス権は誰にあるか、どういう形で管理するかというところの答えがなかったので、そこをお願いしますね。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。よろしくお願いいたします。

先ほど、奥本委員のコントロール、どうやって運用するかということでございますが、この件につきましては、奈良県内の他の市町村におきましても令和4年の4月から導入している自治体、また令和5年の4月から導入している自治体がございますので、そういったところの意見も参考に、葛城市として十分に安全性を確保して運用してまいりたいと考えておるので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放し、ほかの自治体でも先行してもうやっぺらっしゃるということでシステム的には安全なんかと思いますけども、要は後の運用のところ、性善説に立った運用にはなると思うんですけども、やはりこちらでコントロールできなくて、やっぱりそれを盗み見するとかいうのもあり得ないこともないので、そこに対する何らかの対策というのはやっぱり必要かなと思いますので、その辺慎重にしてもらえとは思いますが、重ねて運用のほうお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今の預貯金等電子照会システム導入手数料のところなんですけれども、内容は分かりました。税滞納した方についての差押えに関わって、この預貯金財産等、照会をかけて差押えにかかるということだろうと思うんですけども、その際スピードは速くなると思うんですね。そのときに滞納者に対する対応の仕方ですけども、現在どういうふうに対応されているのか。これでシステムを導入してどう変わっていくのか、これちょっと教えていただきたいんです。どう変わっていくというのが難しかったら、現在どういうふうはこの差押えに至るまで、滞納者に対するどういうふうな手続をやっておられるのか、お願いします。

藤井本委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課の油谷です。よろしくお願いします。

今現在、差押え等で預貯金等の場合、預貯金等財産、換価可能な財産がございましたら、

金融機関等に差押えの通知を送ります。それと同時に、差し押さえたというふうなところを対象者の方にお知らせをいたしまして、いつまでに連絡してくださいというふうなところで案内をしております。ただ、今回の預貯金等の照会システムの導入は、差押えというふうな方向だけじゃなくて財産調査を目的としておりますので、滞納処分、停止すべきかどうかというふうなところの判断材料にもしてまいりますので、その両面の判断基準としての運用としていきたいと思っております。よろしくお願いします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう意見ですけど、滞納処分の停止にも使えるということはいいいことだろうと、実態として。税払えないという方に対して、ちゃんと実態を補足して、法律上に従って滞納処分を停止していくということで、迅速にできることはいいと思うんですが、これはもう要望になりますけれども、やはり差押えに至るまでは、やはり基本的に相談されながら分納の意思を確かめたりしていろいろと丁寧にやっておられると思うんです。ただその際、この相手方、滞納された方への取扱いですけれども、この間いろいろ私も相談を受けましたけれども、例えば入院されたり、身寄りがなくて孤独で、そういう通知があっても放置したまま突然差押えになって、もう大変なことだというふうなことがあったりするので、ちょっとアウトリーチをかけるというか、滞納処分しますよと、全く何も連絡ないからもういきなりぽんではなくて、もうちょっとアウトリーチをかけていただいて丁寧にコンタクト取って、基本的に皆さん税は払わなければいけないという納税意識を持っておられるので、いろんな事情がある中のことを判断して、できるだけ分納をきちっとやっていく約束もしていただくということで、よっぽど悪質な場合を除いて、こうした差押えをやるということにはならないと思うので、丁寧な対応をぜひお願いしたいと思います。意見だけです。

藤井本委員長 ほかに。

坂本委員。

坂本委員 54ページ、12目地方創生臨時交付交付金事業費、12節個人住民税定額減税事業委託料の件ですけれども、これは個人住民税を1万円減税、所得税を3万円減税で、合計4万円を減税しようということだと思うんですけれども、そのうちの住民税1万円の減税の分の市税システム改修委託料で330万円を計上されてるということでよろしいですか。それで、所得税3万円の分の、これはその予算書には載っていませんけれども、所得税3万円は国に納めることになるかと思うんですけれども、そのシステム改修ということはないんでしょうか。

藤井本委員長 これ、全般のことについての説明を含めてちょっと説明してください。

高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの坂本委員のご質問でございます。定額減税につきましてでございます。こちらにつきましては、まず令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきまして、賃金上昇が物価高に迫っていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の減税を実施する。具体的には先ほど坂本委員おっしゃっていただいたように、納税者及

び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税を行うこととされました。これを踏まえまして、今般、個人住民税において、令和6年度限りの措置として定額減税の仕組みを設けて個人住民税所得割額から控除することになりましたので、今回予算計上させていただいておりますのはあくまで市県民税の令和6年度分の1万円の定額減税分を行うためのシステム改修分となっております。所得税の3万円分につきましては、今、国のほうから聞いておるお話でございますが、給与所得の方については毎月の給与のほう、事業所から源泉されてると思うんですけども、その6月分の源泉徴収額から各事業所において控除されていくものというふうに関及しております。その他の確定申告によって納めている方については、予定納税の方については予定納税の分から減額、それ以外の方については来年の確定申告において令和6年分の所得に応じて定額減税を行うものと今のところでは認識しております。なので今回、予算要求しておるのはあくまで個人住民税の分の1万円分のシステム改修分に限っております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。ほかにないですか。

柴田委員。

柴田委員 私は、63ページの2款4項人権啓発費の1目人権啓発費の7のところの男女共同参画事業の中の講師謝礼で67万3,000円で、大体毎年同じような計上されてるんですけど、この講習内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 人権政策課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

柴田委員ご質問の講師謝礼の内容でございます。令和6年度予算では、男女共同参画セミナーの講師謝金として12万4,500円、フェミニストカウンセリングとして51万8,000円、男女共同参画研修への謝金として3万円、その内訳となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 もうちょっとゆっくりと、今のお示しください。

村田人権政策課長 すいません。男女共同参画セミナーにつきましては、毎年2月に講師をお招きして、今年度につきましてはあかねホールでさせていただきましたけども、来年度も同じような形で実施のほうをさせていただきたいと考えております。

次にフェミニストカウンセリングにつきましては、相談事業といたしまして女性のフェミニストカウンセラーが、仕事、家庭、DV等の女性の悩みを伺いまして、女性の生きづらさや、人の問題ではなく社会の問題であるフェミニズムの視点で気持ちや感情の整理をお手伝いし問題解決をサポートするため、フェミニストカウンセリングを実施しております。実施につきましては、1コマ50分の予約制で、毎月第2木曜と第4木曜に3コマずつ、年間72コマ、臨時対応として2コマ、合計74コマを予定させていただいております。

また、男女共同参画研修会につきましては、またそれに基づきまして男女共同参画につい

て考える講座という内容を、また令和5年度と同じように令和6年度も実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。研修会、私も毎回参加させていただいて、とても勉強になるのでもうちょっと周知していただいて人を増やしていただきたい、参加人数を増やしていただきたい、もったいな過ぎると思いますのでお願いします。

それから、フェミニストカウンセリングは定期的にやっていただいて、そこで問題のある方がいて、そこから先どのようにつなげていっていらっしゃるのかというのをちょっと聞かせていただけますでしょうか。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 先ほどのフェミニストカウンセリングにつきましては、お悩みをお聞きした上で、次につなげる相談内容につきましては関係機関につないでいくようにさせていただいているところでございます。

また、セミナー等につきましても、また周知方法、またSNS等もありますので、そちらのほうを活用しながら周知のほうに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。悩みそれぞれすごく違っているし、物すごく深刻な場合もありますので、その辺りはもう迅速に対応していただきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。ここで、職員の入替え等を含めまして暫時休憩をいたします。再開を3時30分とします。

休 憩 午後3時16分

再 開 午後3時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、3款民生費及び4款衛生費についてご説明を申し上げます。予算書につきましては、67ページをお開き願います。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で7億9,038万6,000円で、人件費、職員31人、2億2,633万8,000円、68ページ中段、後期高齢者医療事業で4億3,864万2,000円、69ページ下段、社会福祉団体助成事業で1,102万円、70ページ、生活困窮者自立支援事業で1,551万7,000円、下段の国民健康保険特別会計繰出金で4,914万4,000円、71ページ上段、後期高齢者医療保険特別会計繰出金で2,869万7,000円でございます。

す。2目国民健康保険医療助成費では2億2,443万6,000円、3目後期高齢者医療保険医療助成費では1億2,439万7,000円でございます。4目障害者福祉費では15億8,818万7,000円で、心身障害者医療扶助事業で4,318万円、72ページ下段、地域生活支援事業で5,430万円、73ページ、自立支援給付事業で9億9,308万2,000円、74ページの上段、障害児通所給付事業で3億8,124万5,000円、また障害者及び介護者各種手当事業で6,248万6,000円でございます。75ページに移っていただきまして、5目老人福祉費でございます。6億3,631万円で、重度心身障害老人等医療補助事業で2,250万円、老人福祉事業で2,143万3,000円、76ページの下段、敬老事業で9,365万1,000円、77ページの下段、介護保険特別会計繰出金介護サービス事業勘定で4億7,127万2,000円でございます。78ページに移りまして、6目介護保険料助成費繰出金で3,519万6,000円でございます。7目いきいきセンター管理運営費では4,156万9,000円で、人件費で職員1人、1,029万4,000円、いきいきセンター管理事業で939万4,000円、それから79ページのいきがい対策事業で2,188万1,000円でございます。80ページをお願いいたします。8目の福祉推進費では1億4,208万7,000円で、福祉総合ステーション管理運営事業で1億208万7,000円、社会福祉協議会補助金で4,000万円でございます。

続いて、2項1目児童福祉総務費で5億504万7,000円で、人件費で職員11人、8,894万6,000円、81ページの乳幼児医療扶助事業で7,290万8,000円、子ども医療扶助事業で1億130万円、83ページ中段、ちょっと下ですけども、児童扶養手当事業で1億4,856万円でございます。2目の児童措置費では18億6,727万6,000円で、特別保育事業で6,553万5,000円、84ページの子どものための教育・保育給付事業で9億1,733万6,000円、児童手当事業で7億4,406万円、保育所等整備事業で1億86万5,000円でございます。3目の保育所費では4億2,641万5,000円で、人件費で職員31人、1億7,688万5,000円、85ページの市立保育所運営事業で2億2,607万5,000円でございます。87ページ、4目認定こども園費では3億1,280万5,000円、人件費で職員20人、1億2,740万5,000円、認定こども園運営事業で1億5,795万4,000円、また89ページ、認定こども園管理事業で2,635万円でございます。90ページをお願いいたします。5目児童館費では1億2,497万6,000円で、人件費で職員1人、577万5,000円、児童館・学童保育所運営事業で1億1,201万円でございます。91ページに移りまして、6目ひとり親家庭等福祉費で3,227万7,000円、ひとり親家庭等医療扶助事業でございます。92ページ、7目地域子育て支援センター事業費では2,452万1,000円で、人件費で職員1人、536万7,000円、地域子育て支援センター運営事業で1,915万4,000円でございます。93ページ、8目こども・若者サポートセンター事業費で1億5,163万5,000円で、人件費で職員5人、4,053万4,000円、94ページの中段、子ども家庭支援事業で2,897万6,000円、95ページ、子ども若者育成支援事業で7,834万3,000円でございます。96ページの3項1目国民年金事務取扱費では1,639万1,000円で、人件費で職員2人、1,319万4,000円でございます。

97ページ、4項1目生活保護総務費では3,575万4,000円で、人件費で職員4人、2,795万7,000円でございます。98ページに移っていただきまして、2目扶助費では3億8,113万1,000円で、生活保護費支給事業でございます。99ページ、5項1目災害救助費では1,140万円で前年度と同額でございます。

続きまして、4款衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費では、3,955万2,000円でございます。100ページ、2目予防費では1億6,554万3,000円で、予防接種事業で1億6,549万3,000円でございます。102ページに移っていただきまして、3目生活衛生費では、犬の登録及び狂犬病予防注射事業で95万5,000円でございます。下段の4目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業で4,335万6,000円でございます。104ページ、5目母子保健事業費では、母子保健事業で5,246万1,000円でございます。105ページ、6目出産・子育て応援交付金事業費では3,299万9,000円でございます。106ページ、7目保健施設費では1億4,405万2,000円で、人件費で職員19人、1億1,527万7,000円でございます。107ページ、新庄健康福祉センター管理事業で2,140万3,000円でございます。108ページ、8目環境衛生費では6,318万1,000円で、人件費で職員5人、3,620万8,000円、環境衛生事業で1,699万6,000円でございます。111ページに移っていただきまして、9目火葬場費、火葬場管理事業で7,438万5,000円でございます。

2項1目清掃総務費では3,354万6,000円で、人件費で職員3人、2,727万1,000円でございます。次に、112ページ下段から113ページでございます。2目塵芥処理費では6億9,851万6,000円で、人件費で職員16人、1億5,319万3,000円、ごみ処理施設運営事業で4,372万円、114ページ中段、可燃ごみ処理事業で3億9,731万8,000円、115ページの中段、資源ごみ収集事業で1億421万4,000円でございます。3目し尿処理費では7,418万6,000円で、葛城地区清掃事務組合負担金で5,658万9,000円でございます。116ページ、4目地域循環型社会形成推進事業費では351万3,000円で、リサイクルプラザ運営事業で319万2,000円でございます。

以上、3款民生費及び4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いましたが、これからはまず3款民生費に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 私からは、まずは1点お願いします。まず86ページ、2項3目保育所費の市立保育所運営事業の22節償還金利子及び割引料の110万円、これ過誤納金還付金110万円、毎年10万円だと思うんですけども、これが110万円になった内容、理由、詳細をお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

こちらは、過年度の修正申告等により保育料に減額等の変更があった場合の差額の還付金として毎年10万円を計上させていただいておりますが、この度、2子目無償化実施に向けて条例のほうを見直しをさせていただきましたところ、延長保育料について定めた箇所の修正ができておらなかったことが分かりました。令和元年10月以降の3歳から5歳に係る徴収した延長保育料について還付する必要があることから、今回、償還に係る費用を予算計上させていただいております。

詳しい内容につきましてご説明申し上げます。令和元年10月に始まった3歳児以上幼保保育料無償化に際し、条例を改正しております。それまでは延長保育料が無償になる世帯は、

住民税非課税世帯や生活保護世帯などの理由で保育料が無償となる世帯でございました。3歳以上の幼保保育料無償化となると、3歳以上の世帯の保育料が無償化されることとなりましたので、3歳以上の世帯の中でも市町村民税非課税世帯や生活保護世帯のみを無償化となるようすべきところ、それまで条例で定めていた延長保育料の規定を変更せずに、保育料の無償化と対象になる世帯については延長保育料もゼロ円となる内容のままにしていたことにより、延長保育料がゼロ円となる世帯においても、過去の流れから利用料を徴収していたことが判明いたしました。令和元年10月以降、直近で把握できているのは1月分までではございますけれども、徴収した保育料のうち返還に相当する世帯は150世帯、金額にして80万円から90万円になるものと試算しております。このことにつきましては、条例を改正する段階において、3歳以上の幼保保育料無償化することを優先し、波及する保育料、延長保育料の改正に十分な確認ができていなかったことによるものと考えております。誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、条例改正の過程において今以上慎重に十分内容を検証し例規改正に当たりたいと考えております。なお、対象となる世帯については既に把握できておりますので、早急に返還の手続を進めたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 厚生文教常任委員会でも説明があった、あのときは条例の改正ということで、今回は予算ということで聞かせていただいています。本来であれば、令和元年の10月からの保育無償化のときに、住民税非課税世帯であるとか、それから生活保護を受けている世帯、こういった世帯だけが本来ゼロ円となるべきで、それ以外の世帯にはきちっと受け取らないといけない保育料、延長保育料があったと、にもかかわらず、その条例の変更の規定がきちっとそこまで見直してきてなかったもので、本来いただかんとあかんやつをこの5年間いただき続けたわけですね。ところが条例で照らし合わせると、それはいただいはいかんかったと、だから返しますということで今回この予算に110万円計上されて、そのうちの80万円から90万円、150世帯びつたりが、返還する対象だということですね。これ、もちろん、今、課長おっしゃっていただいたように、今後はやっぱりこういうこと起こったらあかん。だから条例改正をきちっとやっていくということでやっていただきたいと思うんですけども、この予算に関してはそういうわけにいかんと思うんですよ。これは本来もらうべき、市がいただくべき費用を行政責任、行政側の不手際によっていただけなかったわけですね。ということは、損害が発生しているわけですよ、葛城市において。これについてどういうふうな考え方をしてるのかというのを聞かせていただきたいんです。少なくともこれ、いつ分かったのか。この条例改正の段階でいつ分かって、これは市長にも報告されていると思うんですけども、いつ報告されてどういう対応を取れという指示を受けたのか、そのことも含めて再度質問させていただきます。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まずこちらのほうにつきましては、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、来年度からの保育料無償化をする際に、条例であったり規則であったりを整理しなければいけないということになりました折に、いろいろな条例であったり規則を見ていた折に発見といいますか、分かった次第でございます。大体年明け1月、12月末ぐらいから整理をし出したんですけれども、年明けてからはもうはっきりこれはちょっとおかしいということを分かってきましたので、その時点から、これが本当におかしいか正しいか、過去はどうなっているのかということをもとに検証をした次第でございます。その後、市長にももちろん、こういうふうになっていますということで報告いたしまして、どのようにして保護者の皆様に速やかにさせていただくものなのか、まずは返さなければいけないものなのか、このままで置いといていいものか法の解釈をまず専門家の方に委ねまして、お伺いをさせていただきました。そんなことの日を過ぎていきながら、最終的にはもちろん返還するということになりましたので、しかるべく条例を改正することと、当初予算に上げまして、皆様の了承を得た上で返還をしていこうということになりました。お願いします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 詳細聞かせていただいて。市長にも報告したと。法的解釈をきちっとやっぱり専門家の方と相談して、これは返すべきだということで計上されてきた。じゃあ、この抜けた穴について、ちょっともう3回目なので言いつ放しになってしまいますけれども、これ誰が責任取るんですか。この行政責任、誰が取られるんですか。これ、ただ単純に、80万円から90万円間違っていました。じゃあ、市民の税金から本来もらうべきお金だったんだっただけでも、返します。これで終われるんですかね。これは本当に、そんな原課の課長、部長が一生懸命説明してくださって謝って済むような私は話ではないと思うんですよ。これ、行政責任が大きく問われる問題だと思っています。ちょっと3回目なので、言いつ放しになりますけど。

藤井本委員長 ここの判断について、阿古市長。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 だから3回目だからできないということなので、この法の解釈で返すか、損害を与えたという問題提起をされたわけなので、そこを市としてはこういうふうに判断をしたというところら辺、もう少し詳しくお答えください。

梨本委員 そしたら、私が言いたいのは保護者の方にはそれでいいですよ。市民に対してそれでいいんですかと言うてるんですよ。市の税金から本来いただかんとかかんお金を返すわけでしょう。これ、市民の方の損害じゃないですか。返してもらわれる方も、本来支払わんとあかんお金を返されて困る方もいるんじゃないですか。私、分かりませんよ。全部が、ああ良かったと終われる方もいらっしゃると思う。でも、市民の方に対して、今回これ予算見てますから、この分空くんですよ、この80万円から90万円。本来市が入らないといけない収入がなくなるんですよ。そのことについて市民の方に、部長、課長がこの委員会もしくは議会にそういう説明をするだけで済むんですかということを知りたいんです。ですから、もうこれは部長、課長では私は答えられへんと思うので、委員長おっしゃるように。答弁されるんやったら市長かなというふうに思います。

藤井本委員長 まだ説明の中で、部長、課長のほうでまだ説明が漏れてるというのであれば、説明ください、先に。

西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、条例改正に不備があったことについて、市の一般会計のほうから80万円から90万円返還することについての、どのように理解しているかというようなお問い合わせであったかと思います。我々も、発覚いたしましたときに、どうしようかという話になりました。その後、顧問弁護士の方ともご相談させていただいた結果、まずは返すのが適切であろうというようなことで今回相談させていただいた上で、予算にも計上させていただき返還させていただくというふうに考えております。

それよりも、一歩先になりますが、一般会計において補てんすることに関しましても、弁護士の先生の方からちょっとご意見をいただいております。まだいろいろと先生のほうとはご相談させていただいている状況の中ではありますが、まず取っかかりとしてご相談させていただいたときに、その解釈としては、条例は徴収してはいけない内容になっていたのに、返還するというのはそのとおり当たり前のことだと思いう解釈でございます。徴収してはいけないと書かれているのだから、徴収できないと条例に書かれているものを徴収しており、返還することは市に損害を与えるものではない。どういうことかといいますと、条例には取ってはいけないと書いてたものを市が徴収していた、それを返還するということは、もともと徴収してはいけないものだったものを徴収したものを返すという……。

(発言する者あり)

西川子ども未来課長 相談させていただいた内容をちょっとそのままお伝えさせていただきます。例えばですが、条例には徴収しなければいけないと書かれていたものを徴収するのを怠った、例えば時効を迎えてそのものを取りに行けなくなった場合は事務の怠慢であるので、そこは個人の責任等を問われることもあるかもしれないけども、今回はその逆と考えうることもできるというような話は少しいただいております。その解釈が、我々が、そのとおりなのかどうなのかというような法の専門家ではないので、今ここで何とも申し上げられませんが、顧問の弁護士先生からいただいたお話はそのような結果でございました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ちょっとこれ本当に、部長、課長でその判断というものをされたものではないと思います。市長、ここでちゃんとした判断、ここで示してください。

阿古市長。

阿古市長 これは委員会の席でも申し上げましたけども、本来、条例改正するときには担当課のほうでその条例について検証します。それで、法令審査会のほうにかけます。それで法令審査会のほうで、それでいいということであれば、私のほうに最終的にその案件として上がってきます。ですので、その案件を間違いないということであれば、それで議案として、条例ですので最終的な決定権は議会にございますので、私のほうは議案として提出をさせていただくということでございます。

(「議会が悪いのか」の声あり)

阿古市長 いや、そやけど条例やから、これが例えば規則やとか要綱であれば私が最終決定者になりますのであれなんですけど、これは条例ですので、私のほうが最終決定権はございませんので、条例文としてお出ししてるということでございます。それで議会で承認をいただいて、条例がそのまま効力を持ったということでございます。行政責任とおっしゃいますが、確かに、行政の議案として提出する段階でその部分に気がつかなかったということは申し訳ないということは、先日の厚生文教常任委員会のほうでその旨をお伝えさせていただいたところでございますけども、行政のシステムとしてはそういうシステムでございます。ですので、通常の規則とか要綱とかまた違う意味がございます。最終的な決定権というのは、行政のトップとして条例案として提出する権利というのはこちらのほうで持っておりますけども、条例ということになれば、最終的な決定権は議会のほうが持っていたいただいているということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 市長のおっしゃるとおりですよ。議会で議決しました。なぜか。延長保育料が無料になるから。延長保育料を葛城市は無料にするという市長の判断があるから、これは市民に喜んでいただける。誰が間違いと思って議決してますか。そんな失礼なことしませんよ。今の阿古市長の話だったら、間違いの案を出しました。我々は間違いと思ってません。延長保育料は葛城市はゼロ、すばらしい先進的な自治体だと、議決した。だから、間違ってたということを今さら言われて、議会が議決したじゃないかと、我々は間違ったことを議決してません。延長保育料無料を議決した。それを何でまた戻すんですか、これ。いや、戻すのはこちらですよ。厚生文教常任委員会でその条例案が出てきたから、そのときに杉本委員おっしゃってました、将来にわたってずっと何で無料にせえへんのやと。議会の判断はそうじゃないですか。それを今さらそんな言い方ないじゃないですか。議会が議決、我々は議会議決したんは延長保育料無料で議決し、今の無償にしてほしいという議員もおるわけですから、それを間違ってたと言うからややこしくなったんですよ。これだけちょっと1つ言うときますね。

ほんで、2つ問題があります。1つは、これ地方自治法により施設の使用料については条例で定め周知することになっております。これは、それを利用する人に周知することになってるんです。これについて伺いますね。延長保育料について、料金については利用者にどういう形で周知されていますか。現在ですよ、どういう形で周知されてるか。それから、費用の徴収は誰が把握してどのように行われていますか。この2つ、お伺いします。これ1つね。まず、ここから行きましょうか。

あともう一つの問題は、梨本委員がおっしゃってた、いや間違ってたと、本来取るべきところを間違えてこんな条例出したと、その間違った責任どこにあるんですか。その人が損害賠償すべきですよ。間違ってたと言ったんだから、本来は取るべきものを間違えてこういう条例を出したから改めて返しますと、我々は返す必要ないと思ってますよ、議会で議決したのは延長保育ゼロやから。延長保育ゼロで議決して条例でそのとおりになってるんだから、

返す必要なんかないじゃないですか。それを返して出てきたから問題にしてるんですよ。返すということは間違ってた、過誤でしょう。過誤だから間違ってたから返金すると書いてある。じゃあ誰がどこでどういう間違いしたのか、その経過はどういうふうになったのか、これについて3つ聞きます。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部、中井でございます。

まず保護者への費用のお知らせの方法でございます。現在、パンフレットといいますか、年度の当初であつたり、もちろんずっと備付けはしていますが、そこにももちろん全て、そもそも保育料の金額であつたり運営の時間の中にそれぞれの必要なもののお金を示させてもらっておりますので、そちらのほうにずっと示していたという状態になっております。

谷原委員 延長保育料も。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 そうです。

谷原委員 料金も。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 はい。保育料と一緒に。それに基づいて、職員のほうは、それぞれ必要な料金ということで、保護者の皆さんにお願いをしていたところでございます。

まずそれが1つと、費用の把握をどのようにしていたかということでもよろしかったですか。費用の把握につきましては、もちろんこちら延長保育料というのは毎日日々の使ってるか使っていないかというところにありますので、そちらのチェックは現場でしております。それよりも以前にまず申込みを受け付けております。それを基にひと月ずつ確認をしながら、もともとしおりのほうに書かせてもらっております料金のほうを徴収させていただいていたところでございます。把握としましては、やはりそのしおりに書いてある金額を基に、私どもも理解をしながら今日に至ったところでございますけれども、先ほど谷原委員がおっしゃっていただいていたように、ゼロ円、無料というところを頂戴してしまっていたところでしたので、今回はその無料であるというところにおいて、徴収してしまっていたところを返金させていただきたいというところでございます。お願いします。

(発言する者あり)

藤井本委員長 だから、部長はもうそこまでしか答えられないじゃないですか。

谷原委員 答弁が漏れてんのがあから。

藤井本委員長 もう一回言うて、構わへんから、回数関係なく。

谷原委員 今、現場のほうに、職員に申し込んでるわけね、職員に申し込んでると、保護者が。延長保育については現場のほうに申し込んでるんですか。パンフレットを渡すのも現場の職員、保育士が渡してるんですか、その都度その都度。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 その時々です。

谷原委員 把握は誰がしているかいうたら現場でしてるとおっしゃってたから、現場で費用の徴収は誰がしてますか。

藤井本委員長 やり取りやらないでください。質問と答えとちゃんとやってください。

中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井です。

費用の徴収は現金でいただいております。

谷原委員 現場が。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 はい。ただ、申込みというのは、書類のほうは担当課のほうで徴収させてもらっております。申込みですね。もちろん現場と一緒に共有しております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 だから、これ地方自治法違反ですよ。ご存じのとおり、地方自治法では、使用料についてはちゃんと申込者に明示すると。ところが、それがパンフレットに条例に反したことが書いてあった。それで現場の職員も知らなかった、その条例が変わっていることを。条例を周知してなかった。条例そうなるんだから、ホームページに出てますよ、ホームページにゼロ円で。市民はそれ見て知って、周知することになってるんですよ、使用料は、市民に、利用者に。パンフレットもやってる、当然ね。普通、体育館なんかだったら書いてあります。明示せなあかんのがあから、使用料はね。ところが、それに反して取ってた。保育所長、責任あるんじゃないですか。現場の責任者は保育所長ですよ、こういう扱いで。ちゃんと条例どおりパンフレットになってるから、お金払ってるんだから。これ、保育所長の責任、知らなかったんですか。まず、保育所長、知らなかったかどうか聞きます。保育所長は現場ですよ。現場の職員がこうやってお金を扱ってるんだから、保育所長は市長でしょう、3所とも。まず、保育所長知らなかったのかどうか、この現場の扱いで。これについて伺います。保育所長に聞いてるんですよ、私は。

藤井本委員長 市長の立場でも結構です。お答えください。

阿古市長。

阿古市長 行政のトップとしてお話をさせていただきたいと思います。今回の事象は、申し上げたもう経緯そのままでございます。本来でしたら国の方針に沿った形で延長保育料はいただく形の条例改正をしたつもりでございましたが、手落ちがございました。手落ちのまま議案として提出させていただき、その延長保育料はいただけるものだという判断の下での明示をしておりましたので、今回間違いに気づきましたので、その分の返金をさせていただくという手続になります。その認識といたしましては、内部的にその部分が間違いであるというのが気づくのにかなりの時間経ちました。一番最初が令和元年の10月でしたので、それから言いますともう5か年を過ぎたわけでございますので、5か年で約80万円の返金という形になったということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 市長、ちょっと矛盾してると思いますよ。というのは、これ、今ある条例は間違った条例ですか。間違った条例ですか。今の条例は正しいんでしょう。議会で議決してますよ。市長がおっしゃった議会の議決事項で議決していますよ、延長保育は取らないですよ。なぜ返すんですか。いや、返すいうか、条例ではゼロ円になってるのになぜ返すんですかと聞いてる

んです。なぜ返すんですか、返す根拠ないじゃないですか。

藤井本委員長 ちょっと今のおかしい。

谷原委員 そうかそうか。だから、ゼロ円ですよ。だからゼロ円でなぜ取ったんですかよ。だから、地方自治法に違反してるでしょうと聞いているんですよ。ゼロ円で、取ったらあかん、周知もしておる、パンフレットでも間違ってた、職員の頭切り替わってない、条例を変えてるのに。議会で議決してますよ、これ。その文言を入れてるわけだから、修正して。議会も知ってるんよ、無償いうて。なぜ現場が知らない、保育所長知らない。保育所長は市長ですから、ここの場合は市長で出てるということだけど、市長だから保育所長の充て職になってるんだから、そこでのりくらりされても困るんだけど、現場の責任を負えるような体制違うわけや、保育所長が市長なんて。本来やったら所長が現場の管理全体を把握してるわけやから、おかしいと普通気づくでしょう、3人もおったら。これ、まず市長にお伺いしたいけれども、これはゼロ円だから私はゼロ円のままだと、条例。弁護士はそういうふうに言ってるじゃないですか、法律上ゼロ円だと。いや、返すのは何で返すんですか。議会はゼロ円で議決してるんですよ。何で議会のあれもなしに許可もなしに、これ、だから過去に遡っての話になるじゃないですか、条例を改正しても。条例改正するのは4月1日からでしょう、延長保育を取るのとは。

藤井本委員長 ちょっと待ってくださいね。整理したいと思って。

谷原委員 まずはお金のことよりも、地方自治法に関連してなぜ条例議会で議決したことがちゃんとできてなかったのかと、なぜそういう間違いが起きたのかと、その経過を言うてください。なぜ保育所長が気づかなかったのか、現場も気づかなかったのか。こんなあり得ないですよ、葛城市のほかの施設でもあるんですか。ちゃんと手数料を条例で定め、利用者にも通知し、ところがそれは乖離してる。こんなことほかでもあったら、葛城市なんて地方自治法違反じゃないですか。どういう行政やってるんですかということなるじゃないですか。だから、議会で我々議決してただやと議決してるんやから、これからは取れますよ。何で過去に遡って払わなあかんのか、だからそこですよ。

(発言する者あり)

藤井本委員長 だから答弁求めていますやんか。ちょっと整理しておきたいんですけども、今回返すよということで、今、議会に提出されていますので、これはなぜ返すねん、返したもんじゃないですから、これは今議論しているもんなので、ここはちょっと順番を整理していきたいと思います。今、谷原委員がおっしゃってるのは、なぜ現場は知らなかったかと。現場を把握する立場として、部長ないし、また……。

中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。

まず、谷原委員おっしゃっていただいているように、条例ではゼロ円でしたので、まずここは言っていただいているように取ることができないものでございましたので、そこは速やかにまず返金をさせていただきたいというところでございます。その後の、言っていただいた、なぜ分からなかったのかというところにおきましては、私どもも、今、条例改正をする

折に、この次4月からはやはり延長保育料はいただくべきだという判断をさせてもらって条例改正をしますので、なぜそこで分からなかったのかという当時の話につきましては、もちろんその当時も取るものと思って事務は進めていたんだと思います。ただ結果、今、検証したところ、やはり先ほど谷原委員がおっしゃっていただいたように、いただくことができないというところの事実が今分かりましたので、このようにご報告させていただいて、今後はこのようなことがないように、現場も担当のほうも一緒になってやっていきたいと思っていますところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 今の話はそれで、部長がおっしゃったのはよく分かるんですよ。それで、梨本委員からの質問の中に、市が間違ってたということでもらったんで、それを返すんだということですけど、その責任は誰が取るんですかという質問があったと思うんです。これは市長しか答えられないと思うんですよ。その判断と……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 確認。

奥本委員。

奥本委員 今の議論で抜けてるというか、私が聞きたいというか、抜けてると思えるものを1つだけ確認します。まず、この前提となってる法律のところの定めのところをもう一回説明してください。法律はどうやったのか。

それともう一つ、これ先ほど一番最初の回答で専門家というふうに答えられて、次に顧問弁護士というお答えでしたね。そうですね、そのことですよね。ということは、私聞きたいのは、監査委員にはこれが相談されてないんですか。これ総務省の定めによって、行政の自治体の監査委員というのは、主に地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について監査を行わなければならないとされている。そのほか、行政事務一般についても監査を行うことができるとされている。だから、監査にもこれ言ってないと、監査はどうされ、相談されましたか、ここ。そこちょっと確認しておきたい。法律的なところがどういうふうになってたか。

藤井本委員長 いや、今の質問は、この間違いが発覚した、その後、監査に連絡、報告相談をしたかということ。弁護士とは相談したけど監査と相談したんかということ、そういうことです。西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました件につきまして、まずゼロ円であるところを徴収していたという解釈につきましては、住民にとっての過払いが生じていたと。保育料につきましても、税と同じような解釈で今回考えております。税のほうも過払いがあれば返還させていただくという旨で保育料の解釈をさせていただいております、今聞いていただいた監査委員へのご報告というのはさせていただいておりません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 発覚した時点で監査委員への報告とか相談はしていないということですか。

西川子ども未来課長 はい。

藤井本委員長 奥本委員、そういうことです。

奥本委員 なぜ監査かというと、この近隣の市町村で、事例は違うんですけども、市長のその辺の管理責任を問うような話が出てるんです。それは、監査のほうに議会から問合せがあつて、最終的に監査委員のほうで、これはやっぱり責任の所在は行政事務のトップにあるというふうに判断されてるわけなんです。ニュースになっておりますのでご存じだと思いますけども、それもあつて、ケースは違うんですけども、行政事務に関することで、やはりその辺の相談というのは監査にもすべきじゃないかという気はします。それとやはり法律的なところ、今ちょっとお答えあつたのかな、私、聞き漏らしたんですけど、前回の厚生文教常任委員会のところでは国の示すQ&Aというお答えでしたよね。ということは、法的なところの定めは実際はあつたのかなかったなかだけ、そこだけもう一回重ねてお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほどのQ&Aに書かれている内容でございますが、令和元年の10月に幼保保育料3歳以上無償化になった際に、このQ&Aというのが出ております。保育料に関しては3歳以上無償化になりますが、延長保育料については無償化の対象とはしないという考え方でございます。必ずしも延長保育料を徴収すべきという書き方ではございません。よろしくお願いいたします。

奥本委員 ありがとうございます。元の議論に戻してください。

藤井本委員長 これ、議論を進めていく中で感情が入ってしまってるんですよ。ほんで、阿古市長が間違つて提案したのを、議会も議決したやんかと。これは、そのときにおられた議員は、議決した者は、これはそういう書いてある文言どおりだと。それは、よほど通常考えてあり得ないことを議決したんだったら、それは議会の責任もあろうかと思います。そやけども、今のお話でいくと、無償化にしようと思つたらできたわけでしょう。国は延長保育まで無償化にしなくてもええと言うてるけども、市として無償化にしようと思つたらできたわけでしょう。そういうふうなことになってたわけでしょう。それを議会に出されて、議会が議決しました。それを、議会が議決したやんかと。今、その間違いが見つかつて、議会も、聞こえ方によっては議会にも責任があるじゃないかというふうに聞こえたんですけども、ここは市長、これはちょっと言葉を訂正をしていただかないと。

阿古市長。

阿古市長 では、その部分ちょっと訂正させていただきたいと思います。議会のほうは延長保育料無償でという理解の下に議決をいただいたということが今おっしゃっていただいたんで分かりましたので、その部分については訂正をさせていただきたいと思います。

それで、市に対しての損害の話をおっしゃってますけども、こちらのほうは本来取つてはいけないお金を取ったということですので、お返しする分についての損害は発生しないというのが弁護士の判断でございます。議決いただきましたのは無償で議決いただきましたものですから、それを間違つて徴収したということでございますので、その徴収した5年間で約80万円のお金を返金させていただくという形になります。

以上でございます。

藤井本委員長 市長は、先ほどの部分については訂正をされました。

ほかに。

梨本委員。

梨本委員 いや、僕はその理解違うんですよ。もともとそんな説明なかったでしょう。令和元年のとき、そんな説明しはりましたか。延長保育無償やいうて、その文言は我々あれやけれども、議決したんかもしれへんけれども、ちょっと説明不足ですよ。説明してて、我々がそれでオーケー、ゼロ円と言うてたらオーケーやけれども、僕は谷原さんの立場と違いますよ。それぞれの委員ですから、それぞれの考え方あってしかるべきでしょう。

(発言する者あり)

梨本委員 いやいや、ちょっと待って、おかしいと思いますよ。それやったら、厚生文教常任委員会にもう一回戻らんとあかんわけですよ。厚生文教常任委員会はこの間は、間違うてたから、本来もらわんとあかんもんを条例だけ間違うてたから、だから今回条例変えるんです、もらえるようにするんですと、それはゼロでもええんやったら話違うじゃないですか、この間と。そしたら、今回の令和6年の4月からの延長保育を払う人と、それまで5年間払ってた人の公平性どないするんですか。こっちはゼロで良かった、でも4月からはもらう。

(発言する者あり)

梨本委員 いやいや、どっちの認識も何も、もともとは、それは谷原さんはそう思っではるかもしれへんけれども、もともとは間違うた言うてはったわけでしょう。我々間違うたんやとって今回、過誤納金で出てきてるわけじゃないですか。過誤納金でしょう。間違うたんでしょう。それが間違うてへんねんとか間違うてんとかという話、根本からそんな話しされると、それは僕は到底納得出来へんですわ。

藤井本委員長 今、厚生文教常任委員会での話と整合性がないというようなこともございましたので、ここで暫時休憩をして確認したいと思います。暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時25分

再 開 午後5時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

先ほど予算書86ページの過誤納金還付金のところで議論がストップしたところでございます。これについても一度ここで整理をしておきたいと思いますので、担当部からお願いをいたします。

中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。よろしく願いいたします。

すいません。お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。まず先ほどの、再度もう一度、予算書86ページのお問いの部分についての経緯を説明させていただきたいと思います。

まず、令和元年10月に始まりました3歳以上の幼保保育料無償化に際しまして、一旦条例は改正しております。それまでは延長保育料が無償となる世帯としては、住民税非課税世帯

や生活保護世帯などの理由で保育料が無償となる世帯を対象としておりました。3歳以上の世帯の保育料が無償化されることとなりますので、3歳以上の世帯の中でも市町村民税非課税世帯や生活保護世帯のみを無償化とすることを目的として条例を制定すべきところを、それまで条例に定めていた延長保育料徴収の規定を変更せず、保育料無償化の対象となる世帯については延長保育料もゼロ円となる内容のままにしていたことによりまして、延長保育料がゼロ円となる世帯においても、過去の流れから利用料を徴収してしまっていたことが判明いたしました。令和元年10月以降、直近で把握できているのは、1月分までといたしまして徴収した延長保育料のうち今回、返還に相当する世帯が150世帯、金額にいたしまして80万円から90万円を見込んでおります。このことは、条例を改正する段階におきまして、3歳以上の幼保保育料無償化することを優先し、延長保育料の改正に十分な確認ができていなかったところによるものがあると考えております。誠に申し訳ございませんでした。今後は、このようなことがないように、条例改正の過程におきましては、今以上、十分に内容を検証し例規改正に当たってまいりたいと考えております。なお、対象となります世帯については既に把握できておりますので、早急に返還の手続を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 それで、この話を順序立てていかないと非常に皆分かりにくいし、これをご覧になっておられる方もあるわけですね。それで、条例に間違いがあったとということで今回返還をするということですね。条例に基づいて返還をするということですね。条例が間違っていない。条例に基づいてなかったのが返還をするということですね。じゃあ、これからどうなるかということを、さきの厚生文教常任委員会で議論をさせていただいております。順序立てていきたいので、今後のことについて簡単にお示しください。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

延長保育料についてでございます。現在、制定しております条例では、児童をお預かりする時間が午後4時以降、または午後6時30分以降の長時間になる場合の利用料を定めさせていただいておりますが、現行の条例では保育料がゼロ円の場合、延長保育料もゼロ円となる内容となっております。国が示しておりますQ&Aによりまして、延長保育料を利用した際の利用料については無償化の対象としないというような指針が出ております。本市の現行条例では、2子目無償化ゼロ円となりますと、同時に延長保育料が無償化されてしまいます。本来延長保育料をいただきたい所得階層が高い世帯におきましても延長保育料がゼロ円となってしまいます。このようなことから、本来、延長保育料の無償化の対象と想定している世帯である生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等を対象とできるよう条例の改正をお願いさせていただいたものです。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 先ほど休憩前に説明があったように、令和5年の12月頃から条例を整理していて令和6年1月に発見をしたというのが、先ほどの説明でございました。そして、弁護士等に意見を求めながら、今回返還することになったという流れでよろしいですか。

この一連の流れで、厚生文教常任委員会でも、市長から説明、また事務判断について事務

の判断を求めたところです。ここで再度、市長から説明を求めたいと思います。

先、じゃあ副市長から。

東 副市長 それでは、今回の件に関しまして、まず行政当局から大変ご迷惑をおかけしたということで、お詫びをまずは申し上げたいと思います。今回の延長保育料の徴収に関しまして市民の皆さんにご迷惑をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。お詫び申し上げます。

今後の件につきましてですけれども、先ほど来、課長ないし部長のほうからも答弁あったかと思えますけれども、この再発防止に関しましては一層厳しく、再発防止に職員一丸となって努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 長時間に時間がかかってしまいまして、本当に申し訳ございません。部長なり副市長が答弁いたしましたとおりでございます。厚生文教常任委員会でもお話をさせていただきましたけれども、今回の案件はあくまでやはり行政内部で、当初の思惑とは違う条例の制定の議案を提出になってしまったということが一番大きゅうございます。本来延長保育料はもらうべきものという判断の下での条例改正をしたつもりではございましたが、そちらの部分の確認が完全にはいけなかったということが大きいございます。法令審査会等でも審議はしておったんですけども、その部分が発見されないまま5年が、新たに条例改正を必要とした段階で発見して内部で気づいたという時間的な差異もございます。そのことにつきまして、改めてご迷惑かけたことをお詫びを申し上げます。議員皆様方からご指摘いただきましたように、内部的にどのような問題があったのかも含めまして、責任の所在、懲罰等のその検討も必要なのかどうかというのも、これから検討していきたいと感じておるところでございます。本当にご迷惑をおかけいたしました。

藤井本委員長 今、説明ございましたけども、最後で、懲罰等も含めて責任を今後検討するという言葉がありましたけど、そういうことでよろしいですか。そういうことですね。

質疑に入ります。

梨本委員。

梨本委員 今、市長から、しっかりと今後の対応していくということで答弁いただきましたので、それはしっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。それでちょっと、そこでもう一步踏み込んで、先ほどから私が言ってるように、80万円から90万円のお金に対してどういう扱いをするのかということも今後検討していただけるということでよろしいでしょうか。その確認だけよろしくお願いします。

藤井本委員長 だから、責任についてこれも検討すると、懲罰も含めて検討するということをおっしゃったんですけども、その金額のことを言うてはんねね。そのことについても同時に検討していただけるのかという質問だったと思います。

阿古市長。

阿古市長 この件につきましては、実は顧問弁護士とも相談といいますか、意見を頂戴しております。本来、行政というのは条例に沿った形での料金、利用料をいただくというのが基準になっておりますので、そのことに関して本来取ってはいけないという条例制定になってしまいまし

たので、それをもたらしたということに対しては返金をするというところの処理になります。
法律上そういう解釈であるという理解をしておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ここはもうずっと平行線なんですけれども、その顧問弁護士、その方の法的解釈が間違いないんですか。そこだけもう一回聞かせてください。それでも絶対間違いないと言うんやったら、もうそうおっしゃってください。もうそれで答弁していただいたら結構です。

藤井本委員長 ちょっと、いやいや分かっているんですけど、弁護士が間違いないのかという、その質問には、弁護士にもいろいろな方おられるわけで……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 今の質問にお答えください、じゃあ。検討するということなので、それはもうほかの委員は検討というところら辺で受け止めてます。その中で具体的に弁護士ともう少し、複数の弁護士ともご相談くださいという意図の質問であろうかと思います。

阿古市長。

阿古市長 では再度、複数の弁護士との意見も聞いた上で確認をしたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかにいいですか。

谷原委員。

谷原委員 ご迷惑をかけたということで、今後のことについても再発防止に努めるということでお話がありました。今ちょっと経過について部長のほうからも詳しくお聞きしましたけれども、なぜこういう誤ったことになったのか。つまり、本来は取らなければいけないものを取らないで済む条例となっていたと、法令審査会もそれで通過してしまったと、食い違いがある中で今日来たという理由は分かるんです。だけど、私がちょっと感情的になってなかなかちゃんとお伝えできなかったところがあつてなんですけれども、結果として条例なんですよ、これはね。条例である以上は、だからこの条例に従って、取ったらあかんもんを取ってしまったから返すと。これは私もそのとおりだと思っております。だけど、僕が繰り返し言っているのは、地方自治法では使用料についてはちゃんと相手方に条例に基づいてちゃんと相手に通知して、そしてその上でちゃんと取るもんなんですよ、使用料はね。これは体育館でもいろいろな公の施設、全部そうです。だから、条例に従って取ったらあかんとなっているものを、条例に従ったら延長保育料ゼロ円になっているものをなぜ5年間も気づかないできたのか。これは大変な問題ですよ。その認識がちょっとなかったんで、このことをちゃんと整理もして、責任の所在、再発防止をやってくださいね。これはどうなのかということを聞きます。今ちょっとずっと聞いたお話では、条例制定過程の問題になっちゃってるけど、でもたとえ間違っただとしても、条例として議会も議決したものは公の条例です。その地方自治法では公の条例に従ってそれをちゃんと周知して取るべきもんやから、本来食い違いがあるなんてないんですよ。だから、その周知もゼロ円で周知をせなあかんところを、パンフレットでは多分取るようになってたわけでしょう。だから間違っただことですよ。本来は条例に従って周知

せなあかん。それを5年間も地方自治法違反をやってたことについての責任なりをきちっと明らかにしてください。再発防止も明らかにしてください。私は先ほど言いましたけど、一般質問で言いましたけれども、保育所というのは所長が全ての事務、子どもたちのこと、常勤の人がきちっと管理職として把握すると、例えば1つの学校の校長だったら、いつも辞表を胸に入れてますよ。それぐらいの緊張感で、学校の校長なんかは生徒に対して起こること、学校の安全、保護者対応、法令上のこと、真剣にやってますよ。いざとなったらもう辞表ですやんか。大体私も経験ありますけど、校長になったら辞表を机の中に入れて、それぐらいの覚悟でやってはる人が多い。ところが、葛城市は保育所の問題で所長が市長ですよ。兼務ですよ。葛城市は兼務が多いからね。企画部長も情報推進課長を兼務してるし、葛城市はなぜか市長が保育所長、園長も含めて4か所兼務してるんです。だから、私はこんな体制では保育事故に対応できないし、今回の件もそうですよ。現場の保育所長が問われる問題です。ちゃんと条例に従って周知し、ちゃんと取らないでいいものを取ってたわけやから、それはパンフレットを作るときだって、条例を照らし合わせてちゃんとなってるかどうか点検するの当たり前じゃないですか、年度の頭に、パンフレットを作る段階で。職務怠慢じゃないですか。だから、そういう保育所長に対してはちゃんと市長が責任を取らせるようにせなあかんけど、兼務だから、市長と。こんな責任の所在の曖昧な保育所に安心して預けられますか。だって、取ったらあかんもんを取ってたんでしょ。取ったらあかんもんさえ取ってたんだから、ほんでそれで過誤納金で返すんだから、こんな過ちを保育所がやってるんだから。そこをきちっとやってもらえるんかどうか。先ほどあった責任についても、所在をちゃんと確かめることとか再発防止に努める。この点についてちょっと再度伺います。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。

先ほどの保育所における事務の話になりますが、保育料の算定であったり、今回のパンフレット及びそれぞれのお知らせは、その時々で現場で作る場合と、こちら担当のほうで作る場合ございます。今回の大きな保育所のしおりというところにつきましては、基本は担当のほうで作成をしているところがございます。もちろん中身についての細かいことについては確認もしているところはございますが、大まかなところ保育料についてのところは担当でしているところございますので、今後、谷原委員がおっしゃっていただいたように、おっしゃるとおりだと思っております。必ず、今作っているものにつきましても、再度、全てにおいて間違いがないか確認をして今後も臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 パンフレットについては担当課のほうで作ってたという理解でいいんですか、この延長保育の問題についても。なぜ条例に照らして作ってなかったんですか、その当時の担当者は。そういうことですね。いやこれ私が言うのは、使用料の問題は、何度も言いますよ、使用料は条例規則に従って周知して収納せなあかん問題なんですよ。基本的なことじゃないですか。それを5年間もおろそかにされてたんでしょということなんですよ。保育料についても条例

に立ち戻って幾ら取ると。これ同じこと言ってるんですよ、平行線かも、分かってくれないからね。これ、基本的な仕事じゃないですか、地方自治法に基づく。条例に従って保育料を点検してパンフレットを出すと、職員が勝手な思い込みでパンフレットを作って料金出してるんですか、葛城市は。そんな言い方じゃないですか。ちょっとそこ、ちゃんとどうだったのか、そういう作業してなかったんでしょう。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。

今、現行に起こってしまった事象につきましては、谷原委員のおっしゃるとおりでございます。ですので、今後はもう一度再度確認をし、緊張感を持って事務に当たりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 補足といいますか、谷原委員のおっしゃるのは十分もっともかなと思うわけでございます。本当に申し訳なく思っております。しかしながら、我々も決して失敗をしようと思ってやってるわけではなく、本当一生懸命やらせてもらってるんです。ただ、いや、分かってください。職員も一生懸命やってるんです、本当に。ほんで、過去の事をおっしゃられても、ちょっと今、私がそこまで調べてないので分からない部分があって答弁できないんですけども、そこをちょっと調べさせていただいて、きっちりどのようにして間違ったのかというのをちゃんとして再発防止に努めていきたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

藤井本委員長 過去のこと分からないということを言ってしまったので、調べてまたご報告をどっかでしてくれますか。今は無理ですけども。

谷原委員。

谷原委員 副市長、みんな一生懸命やってるんですよ。社会も、どこの職場も。だけど、結果責任を問われるわけよ、誤ったときに。その結果責任、葛城市は問わないんですか。そんな緊張感のないことなんですか。みんな一生懸命やってるのは僕も分かってますよ、大変ですよ、保育の行政については。それよく分かってるんだけど、こんな法令違反になった状態で放置してたら、何で起きたんやと。パンフレットを作るときに、条例規則に基づいて費用を確認してちゃんと作るのは僕は当たり前やと思うけど、それは去年もやらなあかんかったことじゃないですか。去年の3月か、新しいパンフレットを作るときに。こんな別れに過去の話じゃないじゃないですか。そんなことをええ加減にするような発言だけはせんといてくれと。こんな生易しい話じゃないですよ、公務員のイロハじゃないですか。条例規則の値段を見て、パンフレット点検する、毎年点検する。これはそれぞれの施設そうでしょう。やってはるんでしょう。だから、この働き方の問題を言ってるわけやから、ちょっとそこは一生懸命やってるのは分かってるわけやから。一生懸命やっても違反事項は違反事項ですよ。そこは言い訳しないでちゃんと向き合ってやっていただきたいと、もうこれだけにしておきます。

藤井本委員長 この予算特別委員会で審議するのは、この110万円をお返しするかしらないかというところで、過誤納金を返すと、これは返すということについては皆さんのほぼほぼというか、

採決するわけ違いますけど、ご同意を得たと思います。責任ということについては、2つの問題があって5年間気づかなかったというところと、それと間違っって当初の条例に誤りがあったということで謝罪いただきましたけど、それについての責任は検討していくということでございます。この件についてはこれで、次に進みたいと思いますが、ご異議ございませんか。

谷原委員 ちょっと1点だけ。この意見じゃなくて、私としては、委員長にお願いしたいんですけども、議会の権限として議会の議決によって監査を求めることができると、監査委員にね。そういうことがありますから、これについては取り計らったっていただきたいと、ぜひ監査委員にもこの点についてはきちんと調査していただくように取り計らっていただけるということをお願いしておきます。

藤井本委員長 その件については、議長に申入れを行います。

次に進みたいと思います。ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私のほうから3点お伺いをしたいと思います。

まず73ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、19節扶助費の訓練等給付費につきお伺いをいたします。自立支援給付事業を見ておりますと、この中の訓練等給付費が令和5年度3億6,003万9,000円から令和6年度は4億2,368万8,000円と、18%近くと伸び率も大きくて増えた金額も大きいわけですね。令和4年度予算から5年度予算が増えているんですけども、それに比べても増えていますということで、まず訓練等給付費とはどういったものかお答え願いたいと思います。

2つ目が、76ページの同じく3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費の7節報償費、これ敬老祝品です。これ去年もお伺いしておりますけれども、これは169万9,000円という部分ですが、満88歳の米寿を迎えられた方と満100歳を迎えられた方にお配りしているものと理解をしてるんですけども、令和6年度はどのようなものを配れるか、お答えいただきたいと思います。

それから、最後78ページの、これは1項社会福祉費の7目いきいきセンター管理運営費の12節委託料の設備等保守点検委託料78万1,000円という部分なんですけど、これについてどういった内容のものか具体的な内容、どういった点検を行っているのかをちょっと伺いたいと思います。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。障がい福祉のうちの訓練等給付費の内容ということでございます。訓練等給付費につきましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、名前のとおり訓練等を受ける障がい福祉サービスということで、主にどちらかといいますと障がい者の方が就労に向けていろいろ活動されるような形の内容と、あと主立ったものとしてはグループホームの事業が訓練等給付というような形になっておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川です。よろしくお願いいたします。

1点目のご質問の敬老祝品ですけれども、内容に関しましては5年度と変わりませんでして、88歳の米寿のお祝いがふれあい作業所が作られたさをり織りの膝かけ、こちらをお渡しします。100歳の方へのお祝いは商品券とお花と賞状額、こちらになっております。

2点目のいきいきセンターの設備等保守点検委託料ですけれども、内容に関しまして複数ございますので、1点ずつ述べます。1つ目が消防設備点検になります。2点目が電気工作物保安管理点検、3つ目がスカイウェルと言いまして椅子に座ってちょっと治療するような機械なんですけれども、その保守点検、受水槽の清掃点検、自動ドアの保守点検、浴室用ろ過装置の保守点検、新しくバコティンヒーター保守点検というものになります。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。

まず、訓練等給付費につきまして、葛城市で先ほど私申しましたように大きく増えています。この増えている理由につきましては、課長おっしゃったみたいにグループホームなのか、あるいはほか例えば就労継続支援のB型が増えたのかとか、こういった部分、自立訓練とかいろいろあるかと思いますが、どこが増えたのか、増えた理由を葛城市ではどうかということをお答えいただけたらと思います。

それからあと敬老祝品なんですけど、去年と同じものというふうなことで、令和6年度予算は令和5年度予算に比べて、令和5年度予算は172万2,000円あったんですが、若干減っています。これは対象者が減ったのか、この辺りちょっと令和6年度の見込み、対象者どの人数、どれぐらいいらっしゃるのかということをお伺いいたします。

それからあと、この設備等保守点検委託料につきましては、これ新しいのが増えたのが出たというふうなことを今おっしゃったんですが、委託料というのはほかのも見てみたんですが、警備委託料とか毎年度一定金額なんですけど、この委託料に関しましては毎年、結構額が変わってるんですね。これは、今おっしゃった、例えばスカイウェルとか受水槽とか、自動ドアとかいろいろおっしゃいましたが、その項目が変わったりとかしてるのか、そういう理解で合ってるのか、このことについてお伺いをいたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

ただいまの訓練等給付費の増加の理由というところでございます。葛城市と申しますか、これはもう本当に全国的にこの訓練等給付費に関わらず、障がい福祉のこのサービスについては本当にかんがりの伸び率を示しておるところでございます。特に訓練等給付費につきましては、やはり例えば精神障がい者の方が引きこもっておられる、その1つの社会参加の手段として就労の一番出だしのところのサービスを利用したりとか、あとその辺の全般的にやはりそういうサービスを使うハードルが低くなったというところと、本当にもう認知度も上が

っているというところの中で、特にこのサービスがというところではなく、本当に障がい者福祉サービスの全体としてご利用率が高くなっているのかなというように形で考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 まず敬老祝品ですけども、令和5年度、こちらにつきましては、88歳の方が188名、100歳の方が21名、これで予算取りしました。そちらの人数が、令和6年度に関しまして、あくまで見込みなんですけども、予算編成としまして88歳が213名で100歳が14名になっております。なお、88歳の方にお渡しする、さをり織の膝かけが単価が少し上がってます。

もう一つの設備等保守点検のほうなんですけども、基本的には施設を運営しておりますのでほぼ毎年同じものなんですけども、新しく入り追加されましたパコティンヒーターといいますのが、これまで重油を使って燃料等を動かしてたんですけども、それがコージェネレーションシステムに変わりますので、それによってちょっと新しく保守が必要になる、そういったものになります。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。まず、訓練等給付費につきましては、山岡課長が今おっしゃったみたいに、これ全国的な制度ですので、葛城市で特にこれといった傾向があるものではないということを承知いたしました。

それから、敬老祝品につきましては、これ去年も申しましたが、本当に毎年楽しみにされてる方がいらっしゃいますので、また続けていただけたらということで、人数についても承知いたしました。

それからあと、上がった理由がこのパコティンヒーターということですね。これにつきましても、承知いたしました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。94ページの3款2項8目1節の子ども家庭支援事業ですが、ちょっと概要のほうでも32ページの一番下の段になるんですけど、厚生文教常任委員会でも説明していただいたこども家庭センターの設置の費用だと思うんですが、その中で厚生文教常任委員会の説明の中で、会計年度任用職員の中でこども家庭センターの統括支援員の報酬が出てるんですけど、この統括支援員の勤務形態とか業務内容とか資格とかをちょっと聞かせていただきたいのと、それからこども家庭センターというので、厚生文教常任委員会の中では内部の組織のというお話だったと思うんですけど、支援員を設置するということはやはり事務所があるということというふうにちょっと思うんですけども、実際どこにその統括支援員の方がおられるのかというのと、それから他市の動向はどうなっているかというのを聞かせてください。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの柴田委員のご質問にお答えいたします。

まず、統括支援員についてのお尋ねかと思っております。統括支援員につきましては、こども家庭庁よりその要件と資質について提示されております。統括支援員につきましては、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーなどの母子保健児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者、あるいは母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方またはいずれかにおいて相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者、そのほか市区町村において上記と同等と認めた者ということが資格要件となっております。

続いて、資質につきましては、統括支援員はこども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方においてマネジメントができる責任者として、母子保健児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目のない支援を行うため以下が求められるということで、3点挙げられております。

1点目としまして、予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること、支援に活用できる社会資源を熟知していること、支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができることということの資格要件と資質について提示されております。

この事務所についてですけども、葛城市におきまして、こども家庭庁のほうからも示されておりますように、機能配置ということで、こども・若者サポートセンターが児童福祉機能になります。母子保健機能が新庄の健康福祉センターの健康増進課になりますので、このどちらもが基本的に事務所ということになってきます。その統括支援員についてなんですけども、これは厚生文教常任委員会でもご説明させていただいた内容ですが、統括支援員とそのセンター長共に子ども未来創造部の所属になりますので、基本的にはこども・若者サポートセンターで勤務しながら、健康増進課のほうにも出向いて一緒に対応するということになります。統括支援員につきましては、国の設定においては母子保健業務と児童福祉機能等とを一体運用することを求めているところでして、これが一体運用するために機能するためにセンター長と統括支援員の配置が求められているというふうに理解しております。

他市の状況ですけども、この令和6年4月1日に各市区町村で設置が努力義務となっておりますが、奈良県内において基本12市に問い合わせましたところ、どの12市もこの令和6年4月1日に設置を考えている、設置の方向で進んでいるというふうに確認しております。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっと答弁漏れというか、勤務形態を教えてくださいんですけど。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの柴田委員のご質問にお答えいたします。この国の補助等もつきますので、会計年度でこの条件に満たす会計年度任用職員として、週3日の勤務で統括をしていただこうと考えております。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員、次2回目でいいです。

柴田委員 いいですか。ありがとうございます。統括支援員の方の条件としてはかなり厳しいというか、ハードルが高いと思うんですね。母子保健と児童福祉医両方の知識があって、そういう経験も重ねられた方で、なおかつそのケースによってはハイリスクの方もいらっしゃる中で、それも対応していかないといけないというような方を探していかないといけないということになると思うんですけれども、こども・若者サポートセンター自体がもう今は既に十分な機能を果たされているのかなと私はちょっと思っておりまして、その中で母子保健と児童福祉の連携を更に強化するためにそういうこども家庭センターを設置されると思うんですけれども、その内部の機関というのであれば、わざわざそれを今、12市が考えていらっしゃるということであるんですけれども、葛城市ちょっと特殊だと思うんですよ。こども・若者サポートセンターはもともと長く設置されてて、もう本当に見本になるぐらいのセンターだと思うので、そういった点からでも、そういったこのこども家庭センターが今必要なのかなと私はちょっと思っておりまして、母子保健と児童福祉の連携を強くするのであれば、内部でそれを強化していただければいいことであるのかなというふうに考えておりまして、そこら辺をどうしてもこども家庭センターを設置しなければいけないというその市のお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

藤井本委員長 ちょっと待ってくださいね。努力義務になってんねね。なってるということですよ。努力義務の上で……。

柴田委員 そうです。努力義務ということは、別に設置を必ずしなくてはいけないということではない。

藤井本委員長 その考え方ということ。

柴田委員 そうですね。お願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 柴田委員のご質問にお答えいたします。

柴田委員ご指摘のとおり、葛城市におきましては、教育と福祉の協働ということで、こども・若者サポートセンターが設置されております。同じく、健康増進課とこども・若者サポートセンターのほうも連携のほうを取ってっております。具体的には、健康増進課所管の乳幼児健診にこども・若者サポートセンターの臨床心理士が出向いて子育て相談に応じる、あるいは逆にこども・若者サポートセンター所管の療育教室に健康増進課の保健師が参加するなどして、個々密接に連携を取っておりますが、今は連携でございますが、今、国が求めていますのは一体運用、この2つを今それぞれの課が独自のものとして運用しているものを一体的に運用するためのその責任を誰が持つんだということを明確に下さい。これは、こども家庭庁の説明でもあるんですけども、ポピュレーションアプローチ、一般的なアプローチからハイリスクアプローチ、リスクの高い人を漏れ落とさない、そのためにそのつなぎ役の責任者としてセンター長、統括支援員というものを設置下さいということは、こども家庭庁から求められている次第でございます。努力義務となっているんですけども、令和6

年度からの努力義務なんですけど、具体的に様々な補助金等も出てきております。この統括支援員につきましても、国の補助金、県の支出金がついておりますが、この形を令和9年度までにまとめていなければその補助金がなくなるという流れになっておりまして、逆に葛城市はある程度できてるんですけども、国が補助金を、あるいは県が補助金を出してる間に、より充実させた組織に成長させたいというのが葛城市の思いであります。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 よく分かりました。補助金の関係もあるということで、さらにそういう今の機能を更に強化させたいというお気持ちの上で設置するということなんですけれども、私としてはこども・若者サポートセンターで石田先生も頑張ってやってくださってる中で、臨床心理士の方もいろいろAI相談とかも細かく本当にケアしていただいている中で、そういったことをきっちりとやっていただいているということで、更にその上にセンター長がつき、統括支援員がつきとなって、更に強化されるのかなとは思いますが、それが逆にこども・若者サポートセンターがやってきたことの逆に足かせになるんじゃないかなというのを私はちょっと懸念しておりまして、設置されてからの動向を注視していきたいなというふうに思っております。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 やつとちょっとしゃべれますので、78ページです。3款1項7目のいきいきセンター管理運営費の中で、いきいきセンター管理事業の11節の役務費、土地鑑定手数料325万9,000円と12節の委託料、測量設計等委託料、これ概要書で見えますと同じというか、関連した内容なのかなというところがありますけど、ちょっとこの内容をお聞かせいただきたいのと、あと1点が、86ページ、3款2項3目保育所費の市立保育所管理事業です。これも12節委託料、測量設計等委託料396万円、これ概要書でも磐城第1保育所の解体、除却に伴う設計業務委託料ということなんですけど、これについて除却も分かるんですけど、その除却したこの設計業務委託料の中にどこまで含まれているかと、要はその跡地をどうするかというところまであるのかどうかというところで、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。よろしく申し上げます。

ご質問の土地鑑定手数料と測量設計等委託料、こちらはおっしゃられるとおり1対になっているものでございまして、いきいきセンターではセンターが建築された昭和50年代に比べまして、自動車を運転する高齢者が現在増加しております。リニューアルオープン、間もなく行いますけども、その後も来場者の増も見込まれまして駐車場不足が懸案事項になりつつあります。これらのことから、大規模改修工事と並行しまして、隣接する土地所有者の方と交渉してまいりました。さらにお話を進めていく上で、今回その土地建物鑑定手数料と境界

明示を測量する委託料を計上するものでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました設計等の委託料につきましては、委員おっしゃるとおり令和5年度末に閉所する予定でございます磐城第1保育所の建物の除却に係る工事の設計の委託となります。この設計の内容には、除却のみといたしておりまして、その後の利用等の委託等は含まれておりません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 いきいきセンターの件なんですけど、駐車場が不足するからというところで今お話しただいたんですけども、これはいつ駐車場を整備される予定ですかね。言うたら、もう今リニューアルをしてまた増える見込みもありますので、今のところでしたら、これまだ測量と鑑定するだけやというところで、駐車場の整備については令和6年度にはしないということですかね。ここには上がってないということですね、ここにはね。測量設計委託料の中には入ってないということですね、でいいんですかね。ちょっとそれ答弁いただきたいのと、磐城第1保育所の除却なんですけど、ここ経緯としては、これイエローゾーンで危ないから除却せなあかんというところもあったと思います。この跡地活用するのに、そこまで何か、除却は除却なんですけど、土のままばっと置いておくんかと、管理する手前、何かしらその何か利用の価値を考えながら除却を考えなんのと違うかなと僕は思うんですけど、その辺、先ほどやったら除却するだけですなんですけど、何か考えがあるかどうかというところだけちょっと教えていただきたいですね。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 測量設計委託料に関しましては、この中には境界明示、その部分だけになっております。その後のことにつきましては、相手のあることですが、スピーディーに進めていきたい、このように考えております。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

今現在のところ、磐城第1保育所を除却した後の利用方法については未定でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 未定でございますと、何も言いようないですけどね。でも、考えとかなあかんのと違いますかというところですね。イエローゾーンなんですよ、あそこ。建物建てんのもなかなかちょっと大変なんかなと思うので、でも市有地のまま残るわけですから、そこは何かしらやっぱりそれを考えた上で、未定でございますはちょっと具合悪いなと僕の中では思いますけどね。ほったらかしになって、駐車場なんかあそこは多分要らんかなと思うし、やっぱりちょっと考えとかなあかんと思いますね。もう意見ですけどね、これ。いきいきセンターの件は分かりました。相手があることやし、言うたら今から鑑定してもらって土地の値段を提示し

ていかはる、でもこれはリニューアルされるわけやから、そのために駐車場が少なくなると
いうことやから、本来やったら前のときにもう一緒にやっとなあかんの違うのと、そうい
うことです。ちょっといろいろあるんですが、計画性を持ってやっていただきたいというこ
とですね。ちょっと未定はまずいですね。

藤井本委員長 聞いてて、私も思います。この除却した後どのように考えているのかという、今は決
定してないということだろうけど、やっぱり市の土地やしということで、ちょっと副市長。
それと、ごめんなさい。いきいきセンターもスピーディにということで、今、西川委員がお
っしゃったように改装して4月オープンする、そこからスピーディにというと、その辺をも
う少し具体的に、もう購入できれば補正でもという意気込みが、意気込みいうてももう早よ
せなあかんと思いますけど、その辺も含めて、副市長、お答えください。

東副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。第1保育所の跡地に関しまして、未定といえますか、行
く行くは何に使うかという部分は、それはちょっと今後検討させていただきまして、あの場
所に何ができるのかというのは、今後検討していきたいというふうに思っております。

それとあと1点、何でしたか。

藤井本委員長 いきいきセンターね、もうリニューアルオープンすると、ほんでこれから駐車場やね
んと、ちょっとタイムラグがあるわけやな。スピーディーにしておっしゃったけども、どれぐ
らいの意気込みがあるのと、もう早くするという意味合いでね。早うせなあかんやんかとい
うこと。

東 副市長 ありがとうございます。当然、リニューアルオープンをさせていただくわけで、本当に
西川委員おっしゃるように、ちょっと前後したんかなと。それはちょっと申し訳なかったと
思うんですけども、それは早くもう利用者には使いやすいいきいきセンターになるように、
それはしたいんです。ところが、いろいろな事情がありますので、その辺はちょっと鑑みて、
いや、やりたいのはやりたい、スピーディーにやりたいという意気込みはあります。

以上でございます。

藤井本委員長 いろいろな事情と言われると、その手続上の話があつてね、手続上でこれぐらいかか
りますねんとか言っていたかないと、何か事情と言われても、このタイムラグがある中で。
阿古市長。

阿古市長 いきいきセンターのほうなんですけども、今、課長のほうが答えたそのとおりなんです。
駐車場の整備をしたいというのがあるんですけども、1つは財源の問題もあります。その部
分がどれぐらいのお金かかるのかというのも確定した中で、実はこれは能登半島の地震とい
いますか、震災がある前からちょっと考えてる部分がありまして、新庄のこのエリアとい
うところにおいて、実は受援という考え方は以前から持っておりまして、受援に対する考え方
を入れる必要があるというのは以前から思っておりました。その中で、ほとんどの施設が実
は避難所に葛城市はなってるんです。そうすると、受援のその施設と避難所というのは一
緒にはできませんので、新たなスペースを求める必要がありなると、新庄のエリアに
おいては1つの候補地として、いきいきセンターそのものの本体の建物は避難所になってるん

ですけれども、横に体育館があるんです。そちらのほうは実は避難所としての扱いにしておりますので、スペースとしては有効に活用できるスペースかなという思いもあります。ですので、その土地の購入に対して有利な財源が出てくるのかどうかも研究しながらの整備に持っていきたいなというのがありますので、本来一番の目的はあくまではいきいきセンターの駐車場整備なんですけれども、将来を見据えた中で有利な財源を確保しながらの更に安全といえますか、災害に対する安全度を上げていきたいという思いの中での整備過程になっていくという考え方を持っております。できるだけ急ぎたいと思いますけれども、その辺は再度ご意見いただきましたので、できるだけ急いで整備の方針をはっきりとしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 有利な財源を模索するという期間でということですね。

ほかに。

奥本委員。

奥本委員 私のほうから、これ1点、大きな問題ですけれども、お伺いします。80ページ、3款民生費、1項社会福祉費、8目社会福祉推進費、総合福祉ステーション管理運営事業と社会福祉協議会補助金、この2点です。まずは、予算書の数字の確認をお願いします。

まず、福祉総合ステーション管理運営事業の12節委託料、指定管理委託料、これにつきまして、昨年度1億1,473万8,000円、今年度9,500万円に下がっている理由をお示してください。

その次、社会福祉協議会補助金、18節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金につきまして、これ昨年度2,500万円に対して今年度4,000万円の予算となっております。この内容というか、根拠をお願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

まず、福祉総合ステーションの指定管理委託料のほうからお話しさせていただきます。令和5年度におきましては1億1,400万円との大きな金額で予算させていただくんですけれども、今年度につきましては、やはりこの光熱費、ガス、電気が、やはり本当に価格が安定しないといえますか、この時点でかなり下がってきておるところの中で、その辺の試算をさせていただきましたところ、今年度につきましては約2,000万円減の9,500円で計上させていただいたというところでございます。

続きまして、社会福祉協議会の補助金の4,000万円というところでございます。こちらにつきましては、この補助対象とする社会福祉協議会の活動といたしましては、法人運営事業、社会福祉協議会本体の運営に係る人件費等、あと福祉活動事業、いわゆるボランティアの活動支援であるとか、様々な事業の取組の部分の費用の部分の補助を対象としてさせていただいているところでございます。こちらのまずその予算なんですけれども、それぞれ法人運営事業、福祉活動事業共に3,000万円程度で推移している状況がでございます。これは、ここ数年ほとんどそのような数字で推移しておりまして、合わせて6,000万円という部分の対象の部分の補助をさせていただくというような考え方になってるのかなと思っております。その中

で、5,500万円程度におよそなるんですけども、その部分が社会福祉協議会の収入で賄えない部分として、この部分をどうしていくのかというようなところで、現在のところ、補助金と取崩しの部分で充てさせていただいてるというような状況でございます。今年度につきまして、補助金のほう4,000万円というような形でさせていただきましたのは、その合わせた5,500万円というところの4,000万円というところでご理解いただきたいんですけども、本当に金額というところは本当にいろんな考え方がございまして、1つ取崩しの額というところもこれ影響してくる中で、令和6年度につきましてはこの取崩額も含めた中で、まずは一旦取崩しをしてなかった時代の補助金の額が4,000万円を超えてたようなところで推移しておった、令和元年度から補助金を取崩しをさせていただいたんですけども、それまでの補助金の金額というのが4,000万円、4,000万幾らというところで、数年推移していたところがありまして、その辺も鑑みただ中で、今年度については4,000万円というところでまずは計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 この社会福祉協議会、福祉総合ステーションゆうあいステーションの管理運営のことなんですけども、これについては9月の定例会のときの、当時の私、厚生文教常任委員会の委員長でして、附帯決議が出ております。そのときのこのゆうあいステーションの社会福祉法人の指定管理5年について認めるかどうかというところで、その時の話をかいつまんで言います、もう何回もなりますので。要は、指定管理の委託部分と、さっきおっしゃってるその独自の運営されてるところ、そこに対しての経営の状態があんまり芳しくない。平成30年ぐらいでしたか、基金を取り崩してその辺を工面されてる状態にありました。その間コロナであるとかいろんな社会情勢の変化があったわけなんですけども、ただ議会として予算を認めるに当たっては、そのときの今回の予算で指定管理としての予算を認めるに当たっては、法人がその運営に耐えうるかどうかというところまでやっぱり考慮しないと我々ちょっと不安で仕方がないと、そういうこともあって附帯決議を出させていただいたわけなんです。この間、先日も委員長代わって、厚生文教常任委員会が非常に長い時間取っていただいて、いろんな説明を受けてされております。内容的には改善的な話が出てきたんですけども、ただ9月の段階では、改善計画を示してほしい、我々納得するようなやつを示してほしいという話になっていまして、今回これで見る限り、指定管理の委託料はガスが下がった、光熱費が下がったということで減額になってるんですけども、補助金のほうがやっぱり上がってる。これは、当時の黒字だった頃の4,000万円に戻っているだけという説明でしたけども、ちょっと今の現状で、やはり基金から取り崩した上でまだ足りないからという説明もございましたので、やっぱり不安が残るんです、ここに関しては。そしたら、そのところを我々、9月にそういう付帯決議してこの6か月間の間に改善したかどうかまでを見たかったわけなんです。ところが、出てきたのは計画だけだったんです。できたら、本当は計画というのをある程度示していただいて、2か月、3か月それに基づいてやりまして、こんだけ改善、好転しましたというのがあれば、ここで逆に、補助金も増えてても、いや改善の兆候が見られる

なということで予算に対してゴーできる判断になったんですけども、今現状、この6か月かかって計画しか出てないんです。その計画に関しても、その計画の裏づけ性というか、どういう具体的にというところはちょっとまだ不透明かなという気がします。

それと併せて、9月のときに社会福祉協議会の会長を市長が兼任されていると。災害時、災害の発災時に当たっては、市長は市の災害対策本部長として指揮する立場であるにもかかわらず、社会福祉協議会はボランティアの受入れを行う立場であって、この業務遂行が大丈夫なのかという、その計画も示してほしいというふうになってたはずだけでも、今回の計画書にはそれがどこにも入ってないんですよ。その辺りも踏まえて、この社会福祉協議会が指定管理者として安心して任せられるかどうかというところを、ちょっとこの予算に絡めんと、我々判断できない状況なんです。そこに関して再度お伺いしますけども、組織体制もこの9月の段階で提示方針になりました。組織体制に関しては、現状の組織図にプラスアルファとして新たに、次長でしたっけ、設けるということになってたと思うんです。それだけなんですよ。じゃあ、根本的な組織が、今後の災害も含めて、この運営に対してそれで大丈夫なのかどうかちょっと分からないんです。大丈夫ですよという話だけど、その根拠が分からないので、それをまずもう一度説明いただけますか。その辺の説明ははっきり詳しいところは厚生文教常任委員会でもなかったかと思うので、ありましたか。私が聞いてないだけかな、とにかくその辺ちょっとお願いいたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの、今回、事業改善計画というところで、さきの厚生文教常任委員会の中でご説明させていただいたところでございます。確かに委員おっしゃられますように、本当に今後どうなるのかというところに関しては具体的なところを示せてない部分も確かにございます。その中で、本当にこれはもう今の時点では今後という形でしかお話しできないんですけども、副市長のほうからも行政職員、局長と次長というか、市のほうから派遣というところで、交代で社会福祉協議会のほうからも来るというところの中では、本当に今までと違ったような形で進んでいくという、私も直接現場でいろんな話聞かせていただいて、本当に経営以前の、以前というたらちょっとあれなんですけども、本当にいろんな問題を解決していく中で、本当に人という部分に関してはすごく取組として必要な部分がある、そこがこういう形で市から派遣されるということは、本当に私これ個人の意見なんですけども、改善がかなり見込めるのではないかとこのところでは思っておるところでございます。計画の中身については、本当に様々なご意見あると思います。

まず、本当に結果としてお示しいただきたいということもお話ししておりますので、いろいろ様々なご意見はまたいろいろ伺っていったらというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 それは分かるんですけども、今回この社会福祉協議会のやっぱり重要性というのは、いろいろ調べていただいて、設立された当時の當麻町の時代からのいきさつも説明いただいたの

で、非常にいろんなところで社会の体制がまだそこに適応してない状況からこういう制度をつくっていただいたということは非常によく分かったんですけども、ただ近年やはりこの経営が厳しくなっているというところは、社会の周りの環境がそこに追いついてきた、あるいは逆に追い越されてしまったところにあるんです。そうすると、組織の体制だけでもカバーできないところもやっぱりあると思うんです。やっぱり、この事業の精査もやってもらってるんですね。今回はいろんな課題とかも全部抽出していただいて、どう対応するかあるんですけども、やはりもうここでそろそろこのそれぞれの事業の中の取捨選択というか、する時期に来てるんじゃないかと思うんです。だから、大事なのは分かるんですけども、そこでやっぱり赤字が出て、本来やっぱり工賃のところまで影響が出てどっちつかずになってしまっただけで困るので、やはりここは選択と集中で、この社会福祉協議会にしかできないところ、あるいは得意とする分野に事業資源を集中するという決断も必要な時期に来てるんじゃないかという気がするんです。そういった意味ではやっぱり、さっき山岡課長からも人という話出ましたが、人なんです。組織動いてもらう上では人が重要です。その人に動いてもらうためには、やっぱりそれを管理監督あるいは指導していく方が必要なんです。それがやっぱり市長お忙しい方なので、常駐してないというところにやっぱりある意味、結構大きなウェイト、原因のところがウェイトされてると思うんで、やっぱりそのところの根本的なところ、常駐してる管理者がいて、目を光らせてる、これはもう行政の部長も課長もできない、これはもう行政とは違う団体の話ですので、その団体に任せるしかないんですけども、幸いにも今、そこトップが市長になってますので、そのところはやっぱりその辺の改革する上では、今現状、市長がいらっしゃる間に組織改革というのはある程度の道筋を示していただかないと、ちょっと今回の予算のところでこれをお願いしますと言われても、なかなかうんと言にくいところがあります。

藤井本委員長 私から確認します。今、取捨選択の時期に来てるんじゃないかなという問いがございました。これについては、厚生文教常任委員会で森井部長のほうから説明いただいているので、それについてまず説明ください。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ご質問ありがとうございます。

そして、取捨選択ということにつきましては、先日ご説明した中では、今現在ある事業についてはまずコロナ前の状況に戻していく形を取って、その上で当然今やっている事業を取捨選択というよりも、社会福祉協議会の職員と私ども打合せしてる中で、どの介護保険の事業であろうと障がい福祉の事業であろうと、それぞれの事業で困難事例というのは出てきます。社会福祉協議会として今やってる部分、そういうのが出てきたときには率先して受けれるような事業所になりたいという職員のお声もありました。私どもとしては、この課長と一緒に打合せに入るときに分析した中で、特にコロナになるまでの基金を崩してたかということ、元年までは二、三百万円ぐらいのマイナスが出てる形です。これを改善できれば、コロナの状態に一旦戻す、前に戻す、そこからそれ以上に戻すということにまず力を入れたいというのが今回の計画の内容です。その次に、今、奥本委員がおっしゃったような形の取捨選択、

それでもできないのであれば、そちらのほうへ進めていかなければいけないのかということです。ただ今回、先ほど課長からも言いましたが、うちこの職員のほうも行ってそこら辺を整理していく形、組織的な改革も進めていけるものと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 それと、今度は市長にお伺いしたいんですけども、これは私が昨年9月議会のときに申し上げたんですけども、災害のとき、これは災害対策本部長もやらなあかんねんという中で、社会福祉協議会の会長を兼ねてるということについては無理があるということとは、私のほうから申し上げました。その後、今年の元旦には石川県でもああいふ災害があったということで、災害にかなり目を向けられてると思うんですけども、そういった見地から、まず会長をやられてるということについて、今後どのようにお考えかお示してください。

阿古市長。

阿古市長 まず、行政のトップとしての考え方を申し上げて、その後、社会福祉協議会としての考え方も触れたいと存じます。災害対策本部長、市長といたしましては、必ず大きな災害が起きたときには、もしくはもう台風等のある種やっぱり大きい災害が起きたときには災害本部長としてになるわけなんですけども、例えばの話、大きな東南海地震、トラフ地震があったとして、私自身が被災するという可能性もあるわけなんです。ですから、必ずしも災害対策本部長がいなければその本部としての運営ができないというような体制にしてはいけないと感じております。いろんな条件が考えられますので、津波はありませんから、何といたしますか、3月11日に起こったような3.11のようなあんな被災をして市長そのものが命を落とすような可能性というのはまだ少ないかも分かりませんが、必ずしも本部長がいなくても運営できるような体制にしておくということが、危機管理としては非常に大切なことやという認識を持っております。ですので、この市役所災害対策本部を開設したときに、もし私がその場に来ることができなければ、当然のことながら副市長がその代役を務める、それで副市長がもし同じように被災しておれば、次の順位を決めておりますので対応するというような体制が、災害という部門では大切やと感じております。

今回これからは社会福祉協議会のほうなんですけども、ボランティアセンターを一応社会福祉協議会で受けさせていただいております。そちらのほうも、2月にボランティアセンターとしての運営訓練を初めて開催させていただきました。そのときも、実は社会福祉協議会の局長といいますか、それが全て段取りして、私のほうはその場に行ってその様子を確認するというようなシステムにさせていただいておりました。ですので、必ずしも私がその場にいなければその機能を発揮できないというような体制にはならない。そして今回、委員ご指摘のように、改善計画の中で市の行政職の者が向こうの社会福祉協議会のトップのほうの人事の交流を果たすという中でも、その辺の意識づけを強く持った中でやっていきたいと感じておるところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

藤井本委員長 これはもう委員長としてじゃなく、私個人的に9月に、災害が起きたときに両方兼ねたら駄目でしょうということを、私が一委員として申し上げた記憶がございますのでしとき

たいと思いますけど、例えば今、市長がおっしゃったように、私が被災した場合のこと、それになってくると、そういう言い方をされると非常に判断難しいんだけど、それだったら2つ兼ねてるほうが2つとも穴空いてしもて、意味的に私は逆に受け止めたんですけどね。そうでしょう。例えば1つだけやったら、このとき市長が動けなくなったら次の人がやる、この2つを受け止めたら2つともやらなあかんわけですよ。ここは今の表現が、私にはちょっと理解しにくい。皆さんはどう理解されたのか分かんないですけど。

奥本委員。

奥本委員 市長、今おっしゃったけども、私がいなければ副市長でと、でも市の対策本部でも副市長がナンバーツーでやっても、この社会福祉協議会でも副市長が常務理事としてナンバーツーの座じゃないんですか。そしたら、これもうどうなるんですかね。それと、先ほどその避難所運営訓練のところで局長トップでというふうなお話しあって見守っていらっしゃったということですけど、私はあれに参加してたんですけども、最初から最後まで市長はいらっしゃったわけじゃないですね。途中からソファに座ってらっしゃいましたね。だから、あの辺やっぱり、職員が見たらトップが率先して動いてこそその組織だと思うんですよ。そこでああいう態度はあんまりよろしくないんじゃないかという気はします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今回、ボランティアセンターの運営訓練を初めてさせていただきました。一応ひと通り全て見させていただきました。ですので、その場所に同じように人員としていたかどうかというのは別にして、近くで拝見ずっとしておりました。ですので、そのようなことをおっしゃられる形にはなっていないと思います。

今おっしゃるように、社会福祉協議会のマニュアル、災害対策のマニュアルというのを再度確認させていただきたいと思います。こちらのほうの市役所のほうの災害対策本部のほうは優先やと思っております。社会福祉協議会として、例えばボランティアセンターの運営だけを取り上げて言うのであれば、それは事務方のほうで十分やれる作業になるのかなと思いますし、果たして私自身がその場にいないと運営できないような状況なのかどうかというのは確認させていただきたいと。

藤井本委員長 確認していただけるとのことですね。

阿古市長 はい。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 今の社会福祉協議会の件と福祉総合ステーション指定管理委託料の件、私も厚生文教常任委員会の委員として聞かせていただいて、今回は改善計画書をしっかり作っていただいて、これも本当に中の人で一生懸命作っていただいたと思うんです。これを基にしっかりとやっていただけるという前提で、指定管理のほうは本当にしっかりとやっていただきたいというふうにしか言えないんですね、今は。ただ、今のその社会福祉協議会が、この指定管理がなくてやっていけますかということもやっぱりよく考えやんとあかんわけですよ。この指定管理がなくて、ゆうあいステーションから出ていって事務所を借りて独立してちゃんとやってい

けるのかというところで、初めて指定管理の話、あるいは市の施設ですから、民間委託するときにそこと社会福祉協議会がどっちが有利なんやというようなことも含めて、やっぱり検討できるようにしていかなきゃと思います。ですから、民間委託も含めて、今後やはり検討していくこと、検討というか、そういうことも含めて頭に置いてやるべきかなというふうに思います。これはもう意見だけです。

その社会福祉協議会の補助金の話なんですよ。これ、奥本委員おっしゃられたように、これ私もずっと追ってるんですけど、3,000万円、3,000万円、2,500万円、今年4,000万円ですよ。これ、一応5,500万円が社会福祉協議会で賄いきれない金額として、その中から4,000万円を今年はいだきたいということで説明あったかと思うんですよ。そういう理解でいいですよ。この間の改善計画書の中に、福祉基金の運用、ここに課題として、「福祉基金は寄附者である市民の皆様や団体の福祉事業推進のために使用してほしいという思いを実現できるよう、地域福祉事業の財源として計画的に取り崩しています」と、「計画的に」と書いてあるわけですよ。これ、計画的に取り崩してるのかどうかというのを確認させてほしいです。どういう計画を持って、今年度は4,000万円を市に、これ5,500万円やから1,500万円取り崩すわけですよ、基金からは。残りの4,000万円は市からくださいということでしょう。これどういう計画で、今回この4,000万円補助をもらうということを決めたのか。そこをちょっと教えてください。これは誰が決めたのかも教えてください。

以上です。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まず、この基金の取崩しというところなんですけども、過去をたどりますと、平成30年度の時点で福祉基金の残高というのが3億円に達してるというような状況の中で、この福祉基金の使途についてこの時点で協議をされたというところがございます。いろんな人件費等も含めて、やはり補助対象として充てる部分の金額も上がっていつている部分と、福祉基金もかなりたまっている中で、その使途というところの中で、まずはその時点でこの補助金と取崩しを充てて進めていけばいいのではないかなというふうなお話になったと伺っております。その計画的というところなんですけども、いろんな考え方の中で、1つ例えば一気に取り崩すというふうなことではなく、段階を追って取り崩すというところの中で、まずは令和元年度から2,500万円を3年間、令和4年度まで同額で取崩しのほうをさせていただいたというところがございます。ただ、この5年度につきましては、この指定管理というところも社会福祉協議会1体の中身で含めまして、取崩しのほうを一旦3,000万円させていただいたというところで令和6年度を迎えたわけなんですけども、いろいろこの社会福祉協議会の内容について協議なされる中で、取崩しというところをどこまで取り崩していけばいいのかというふうないろんな協議があった中で、1つ今年度については1,500万円というふうなところで進めるというふうな形で決まったというところがございます。社会福祉協議会と行政の協議の中で決まったというふうな形になろうかと思っております。

藤井本委員長 課長はそうしか答えられへんわね。

梨本委員。

梨本委員 協議があったということなんですけど、誰と誰が協議してこの金額決めたのかというのを、ちゃんとやっぱり聞いとかなとあかんわけですよ。というのは、これ市のトップは市長なわけですよ、予算編成するのは。社会福祉協議会のトップは市長なわけですよ。これ、協議どこでしたんですか。これ、市長ちょっと教えてください。これ、どこで協議して、この4,000万円という金額を決めたのか。ここには、計画的に取り崩すとなってるんですよ。2,500万円を3年取崩したのは、これ計画的やったと思うんですよ。去年の3,000万円も取り崩されたんでしょう。今年は1,500万円ですね。ちょっとそれについて、どちらの立場でも結構ですので、どういうふうな協議をされたのか、ご自身でどういう判断されたのかということも含めて教えてください。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この議論といいますのは、実は令和元年なのかな、スタートが。令和元年に遡ります。社会福祉法人として、基金残高が3億円やったかな、その当時。3億円近くに膨れ上がっていたというのが1つの要因であります。社会福祉法人自体は、利益を取ってはいけない団体ではないんです。ただ、その基金を積み上げるということに対しては、その使用目的というのが限られます。特に社会福祉法人ですので、福祉に対する使用しかできないと。それと、あまりにも基金を積み上げるということが問題であるという認識を持っておりました。ですので、計画的な基金の取崩しをするようにと、市長として社会福祉法人のほうにやるようにという話を持っていきました。ですので、本来でしたらその以前は5,000万円近く市のほうから社会福祉法人に補助金として出ていたものを、半額の2,500万円ぐらいまで落とせないのか、その部分について基金取崩しをできないのかという模索をしてもらいました。それでご了解をいただいた上で、その作業に入りました。ですので、今おっしゃっていただいているように、計画的に基金を取り崩していったという経緯があります。ただ、最近の議論の中で、社会福祉法人の運営について非常に危機感を持っていただいておりますので、ですので基金の取崩しは一旦その額を少なくしようというふうに行政として判断いたしまして、従前の2,500万円、3,000万円のところから、従前のところの金額までは戻せませんでしたけど、4,000万円という金額の中で運営を、基金が取り崩せる金額が若干少なくなるでしょうけども、社会福祉法人としての本体の運営をしていただくという結論に至ったわけでございます。以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 もう3回目なので、ちょっとまたほかの方がおっしゃっていただいたらいいと思うんですけども、市長、今のその理屈は、論理破綻してるんですよ。というのが、行政として社会福祉法人にこうしてくれということをおっしゃったということをおっしゃるんですけども、行政と社会福祉協議会は別団体やとさんざん市長がおっしゃってるわけじゃないですか。社会福祉協議会の会長の立場ではしゃべられへんとかずっとおっしゃってきてるわけで、これ別に切り離さんとあかんわけですよ。つまり、社会福祉協議会の中でどう取り崩すかをどう決めるかというのが、計画的に取り崩すわけでしょう。社会福祉協議会の中でそういう話を

されたんですかということをお聞きしたいわけですよ。というのが、先日のこの社会福祉協議会の説明をされたときに、市長は、理事会で決めてもらえますねんと、理事会で決めますねんと、そうおっしゃいましたよね。今回も理事会で決めたんですかと聞きたいんですよ。私、理事なんですよ。聞いてないんですよ。そんな話1個もなく、私まだ昨年の議長職の充て職でまだ私、理事やってるわけですよ。社会福祉協議会は、今度、次の理事会で、今、現川村議長と交代するわけですよ。つまり、私は理事会の理事でありながら、こんな話知らんわけですよ。どこで協議したんですか。だから、これ本当に計画的なのかなということに対して疑問を持ってるんですよ。これ、市長1人で決めたのと違うんですか。もう一つ言うならば、理事会で決めたとおっしゃいますけれども、組織体系として、これ、この間いただいた組織図とホームページ上にある組織図も違うわけですよ。やっぱりそういったものも含めて整理していただかんと、僕は市長の立場でお話しされてることと会長の立場でお話しされていることがごっちゃになってるのと違うかなと、この辺りの整理をきちっとしていただきたいということをお願いして、この4,000万円に関しては、これはやっぱり社会福祉協議会の理事会通してからの方がいいんじゃないですか。私はこのままではちょっと難しいのと違うかなと思います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 システム上の問題やと思うんです。議会で議決をいただいて予算が確定して、すぐに理事会を招集かけます。それで議会が認めていただいた金額でのその予算を、令和6年度の予算を理事会で審議をしていただく。ですので、補助金につきましてはまず議会の議決をいただく、行政からその金額であるという確定をしてから理事会のほうにそれを報告して諮るというシステムでございます。理事会のほうで、いやこの金額ですと言いましても、これは行政のほうから渡す補助金ですので、それが確定しない状態では進めることができませんので、日程的にはご連絡のほう、これ議会終わってから3月末までに理事会もしくは総会である協議会を開かないといけないというハードなスケジュールになりますけれども、その時点で確定した補助金での予算をご審議いただくという形になります。システムとしてはそうです。それで、いろいろ社会福祉法人の在り方についてはいろんなご意見あると思います。今現状としては、12市あるうちの約7市が市長を兼任しております。ほかの町村もありますけれども、半分ぐらいはもう最低でもその市長が兼任しているというのが事実でございます。その運営については、行政と社会福祉協議会というのは福祉部門については切り離せない部門であるということから、そういう体系を過去からずっと続けておられるというような状況もありますし、例えば名誉職的に理事長といいますか会長を選任されているようなところもあるようには思いますけれども、ある種それが益となるのか、負となるのか、利益となるのかというのは、その運営の仕方にあるのだと私は考えておるところでございます。ご意見、真摯に受け止め検討してまいりたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ちょっとここで休憩しますわ。10分休憩しましょうか。15分再開でいきます。

休 憩 午後7時04分

再 開 午後7時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

梨本委員。

梨本委員 先ほど市長の答弁で終わってますので、ちょっと意見だけ。この間の厚生文教常任委員会もそうなんですけれども、私はきちっとやっぱり組織の在り方、どこで協議してどこでどういう決定をすんねんというのを決めるというのは大事なことやと思うんですよ。その意味で、先ほどちょっと中途半端な言い方してしまったんですけれども、この間提示していただいた社会福祉協議会の組織図というのはこれですよね。これは、ちょっと口で説明すると、理事14名の中に会長、副会長、常務理事があつて、その下にその理事会の下に事務局長があると、こういうふうな組織になってるわけですよ。市長もそれに基づいて、この間、理事会できちっと決めていきますという答弁をされたわけですよ。でも、ホームページ見てください。ホームページ、しっかりと組織図載ってるんですよ、社会福祉協議会の組織図。会長がいて、その下に常務理事がいて、その下に事務局長がいて、そしてその下に課長がぶら下がってるんですよ。つまり縦のラインは理事会なんてないんですよ。理事会は常務理事の横についてるんですよ。何で理事会でこの決定するんですか。そこからやっぱおかしいんですよ、組織として。この議会に提出されたこの書類とホームページの整合性が取れてないところから、私は今の社会福祉協議会の問題があると思ってるわけですよ。この4,000万円は誰が決めてんと言ってるわけですよ。それをどこも協議する場がなくて、市長の頭の中で市長と会長が交互に、今年は4,000万円にしようかな、今年は2,000万円にしようかな、こんなんあかんと言ってるんですよ。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も関連で、福祉総合ステーションの管理運営事業についてお聞きしますが、その前に過去の予算、決算、ちょっと資料にしましたので、委員長の許可も得ましたのでお手元に配っていただきまして、これ決算書、予算書から、令和元年度からの予算、決算、それぞれ指定管理料及び補助金についてちょっと見ていただいたほうが議論が分かりやすくなると思いましたが、数字につきましては原課のほうにも確認していただきまして、私が作成したものですけれども、数字には間違いありませんということでありましたので、これに基づいて再度確かめたいと思っております。

まず、先ほどから議論になってる補助金のほうですが、令和元年度は予算は3,230万3円と非常に細かいものになっております。決算は2,400万円余り。そういうことで、決算額が大体2,400万円、それから令和2年度については3,200万円程度になっておるんですが、急にこの令和6年度に4,000万円にぼんと上がったもんだから、令和5年度はどういうふうな見込みかなと思ったんです。令和5年度の決算額が非常に高くなるから4,000万円になったのかなと思ったんですが、先ほど来からの説明では、いやそうではなくて、この補助金については基金が、何年の時点でしたか、平成30年の時点で3億円もあったと、だからこれを計画

的に取り崩していきますと、だから計画的に取り崩していったからこの補助金額で予算が組まれたんだけど、令和6年度から取崩しの額を従来の取崩額で少なくして1,500万円ということでありましたけれども、だからここは4,000万円になったんだという理解でさせていただきます。

それでいいかどうかということもあるんですが、そこでちょっと質問なんですけど、この基金残高が平成30年では3億円あったものがこの令和5年末で大体どれぐらいになってるのか。これが1つです。これは補助金ですから、補助金団体に対して基金が積み上がってたら、補助金の額を減らすというのは、これ補助金の適正化という点では非常に極めて妥当なことなので、市長がそう判断されたのはそうだと思います。基金がたっぷり3億円もあって、補助金を毎年5,000万円も出したらあかんと。これは補助金適正化法に従ってもそうなりますから、補助金団体の繰越金等も見て補助金を決定していくと、だから計画的に減らしていくんだと、そのとおりだと思うんです。

問題は、幾らまで補助金を減らす計画なのか、これをちょっとお聞きしたいんです。つまり、補助金残高が幾らあるのか、今後どういうふうな取崩額でいこうと思っておられるのか、これ2つ目です。

補助金関係の3つ目は、結局、取り崩せない補助金の金額のところまできた上で、更に赤字が膨らんでいくようなことがあれば、これは補助金は今4,000万円ですけど、これは5,000万円、6,000万円というふうに補助金額を引き上げていくお考えなのでしょうか。これは仮定の話なんですけど、要は補助金をどうやって決めてるかということなんです。だからトータルでこれだけかかるからこれだけの補助金です、そこはトータルのところが大きくなれば補助金も大きくなっていく、こういう考え方なのか。それとも、トータルをもうちょっとタイトにして、いやこれぐらいでやってもらわないと困りますよと、社会福祉協議会の仕事内容から見て葛城市はこの程度の補助金しか出せませんよということなのか、この補助金支給の考え方がどういうことになっているのかということをお聞きしたいんです。具体的に言いますと、決算額が非常に細かい数字になってます。細かい数字になってるということは細かい積算をしてその上で出されてると思うんですね、だから人件費とかいろんなこと。その中身がどうなってるかということをお教えいただいたらいいんです。その中身についてわからないのかというのか、例えば人件費で何人分、補助金ですから、多分、何が補助対象になってるのか、そこをお教えしてほしいんです。3番目の質問ですよ。補助対象は、何でこういうお金のあれになってるのか。補助金の積算根拠ですね。何が対象になっているのか、これについて3点お伺いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まずは、基金の令和5年度末の残高というところでございます。令和5年度は基金のほう3,000万円取り崩しておるというところで、若干おおよそにはなるんですけども1億6,700万円程度が残高として残るような形になるのかと思っております。

2つ目の質問の、どこまで基金のほうを取り崩すかというところなんですけども、そこに

つきましては、1つ今、取り崩しておるのが、これはもう全部というようなところではないかと、私のほうからお話しするのもどうかと思うんですが、ひとつそこは検討される部分でもあるのかなというふうに思っておるところで、全部を取り崩すというようなところではないのかなと思っております。

3つ目のこの補助金の使途といいますか、内容でございます。いろいろ細かい部分はあるんですけども、本当に大きな部分でいきますと、人件費というのがほとんど占めるような形になっておるところでございます。この社会福祉協議会本体を動かすに当たっての人の配置というところで、まずは総務的な部分のところと、例えば今のお話しさせていただきますボランティアであるとか、地域福祉の推進とかいうようなところの中で、現状、人を充ててるところではございます。その辺もひとつ改善の中で今後、適正かどうかというところは見えていく部分になるのかとは思いますが、内容としましては人件費というところが一番大きな割合となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 答弁漏れとかの。

阿古市長。

阿古市長 補助金、どの程度までというのは、実はこれを5,000万円近い補助金を2,500万円に落とすときに一応は議論をしております。目安としては、1億円前後になるまでは取り崩すべきではないかという考え方を持っておりました。ですので、本来でしたら後2年ないし3年は取崩しを予定しておったわけなんですけども、昨年来の議論の中で社会福祉協議会に非常に危機感を持ていただきましたので、その部分の取崩しについては若干余裕を持つほうがいいのかなと判断をさせていただきましたので、取崩しの最終額は1億円前後というのを変更しておるところでございます。社会福祉法人というのは、もう給付金ですとか補助金ですとか、ある種財源は限られております。その中で、社会福祉法人本体としての活動をどの程度やるのかというのは、それは行政との話し合いになります。社会福祉法人は、市民に対する、社会福祉のその状況を良好な状況に保つというのが1つの役割ですので、ですからどの水準までというような議論の中での最終的な補助金額のこれからの決定になっていくと考えておるところでございます。今現在、社会福祉法人、葛城市社会福祉協議会のほうは、従前のサービス以上のサービスを要求した中での基金の取崩しをいたしておるところでございます。委員の資料の中の三千何百、端数まで入ってますけども、その違いというのは、多分いろんな補助事業があんねんな、その項目ごとに。うちは2,500万円で一応計画、ずっと僕のほうの予算にはそれでという話をしていますから、ですので、社会福祉法人に対するもうその補助金のいろんなところが、委託料であったりいろんな部分、その事業に対する社会福祉としての委託料であったりとか、そういうのがいろいろ絡まっておりますので、こちらの葛城市としての基金の取崩額というのは、2,500万円で4年間、それと3,000万円で1年間、1億3,000万円の取崩し数字を社会福祉法人にお願いし、サービスはそのまま維持してくださいというお願いをした経緯があったと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず基金残高については、令和5年度の見込みとして約1億6,700万円余りということで、分かりました。3億円からそこまで取崩しを行ってきたと。決算内容の補助金の積算については主に人件費ということですが、これちょっとお伺いしたいんですが、大体何人分の人件費見合いとしていこうやっておられるのか、正職員がどれぐらいかということもありますでしょうし、アルバイトとかでどの程度見ておられてということ、ちょっとお聞きしたいんです。

3つ目ですけれども、従前のサービス以上のサービスを要求する、少なくとも従前のサービスを維持してくださいねという形での補助金が4,000万円と。しかし、基金の取崩しをやるわけですから、今後、そうすると葛城市としては、4,000万円をしばらくは補助金として出していくということになるのかなというふうに思ったんですけれども、これは葛城市の判断ですから、葛城市がどの程度、社会福祉協議会にこういうサービスをしてほしいからこれぐらい出しますよと。これは市としての判断になると思いますので、これは今後どういのが適正かというのは、また議会で議論していったらいいと思うんですけれども、まずは分かりました。そういう形で決まっていっている。

ちょっと先ほど言いました、この人件費がどんな程度なのかということについてお伺いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

まず、手元の資料で分かる範囲でご説明させていただきますと、この法人運営事業の部分につきましては、局長以下、課長ほか職員1名の3名分の正職員が充てられてるようでございます。あと、福祉活動のほうにつきましては4名が充てられてますが、事業の兼務等も含めて何か月分といったようなところも含めまして、4名分が当たってるというようなところでございます。

以上でございます。

谷原委員 法人運営では何名になりますか。

山岡社会福祉課長 3人です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり7名分ということで、大体よろしいわけですね。その7人分の人件費で7人分の方がやられるいろんな事業の取組を想定してやっていると、分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 私、いろいろ調べてる中で、ちょっと市の捉え方をちょっとお聞きしたいんですけれども、法律の中で社会福祉法の第58条第2項で、社会福祉法人に対して助成がなされた場合は地方公共団体の長は社会福祉法人に対して3つのことができるということが書かれてあって、1番目は事業または会計の状況に対して監視、報告を求めることと、2番目が助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な

変更をすべき旨を勧告できる、3番目が社会福祉法人の役員が法令または定款に違反した場合役員解雇を勧告することができるというのをちょっと見つけたんですけども、これは市長が会長であった場合、なかなかこう実行するの難しいんじゃないかなと単純に思ったんですけど、その解釈は市はどうされているのかちょっと聞きたいんですけども、よろしくお願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま法令の58条の2項、社会福祉法ということでよろしいでしょうか。これにつきまして、こちらのほうも調べて、今のご指摘の内容を勉強させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午後7時33分

再 開 午後7時44分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質疑に対しての答弁を求めます。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

先ほどの柴田委員の質問でございます。社会福祉法の58条の助成というところで、この社会福祉協議会に補助金を出す葛城市の条例も、この58条に基づいて支出しているものでございます。そしてこの58条に示されております報告等というところにおきましては、この補助金のいわゆる清算といいますか、年度が終わりまして、その実績等を出していただいて、中身のほうを確認しております。また補助金が必要がない部分については、また返還というか、こちらに戻していただいているようなところで、年度終わってからそれぞれ確認のほうをさせていただいているというところで、この辺でさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 58条自体はそういうふうにされてるということなんですけど、2項に関してはその助成に対して地方自治体の長ができる権限を与えているということで、それが私としては、市長が会長を兼任されてて、その市長としての権限を同じその法人の会長の自分自身に出せるのかというふうなこの違和感がありますし、あとほかの議員の方もおっしゃってるように、兼任することによる弊害ということがあると思うんですけども、市長自身はこのことについてどういうふうにお考えになっているかお聞かせください。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 法律上の解釈からいたしますと、それは兼任をしていて問題がないと判断をしておるところでございます。従前からそのような整理の仕方で行行政の長が社会福祉協議会の会長をしているところは多いございますので、法律上問題があれば違法行為となりますので、そういう

ことではないという認識をしているところでございます。申し上げましたように、社会福祉法人というのは非常に特殊な法人でございますので、その葛城市社会福祉協議会の長と市長が兼任することでのメリットと、それと今おっしゃる部分のデメリットとがあると認識をしておるところでございますので、その辺の検証を今後重ねていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑。

谷原委員。

谷原委員 同じところになるんですけど、福祉総合ステーション管理運営事業の、今度、指定管理料について伺いをいたします。先ほど資料をお配りしたところでありませけれども、これ見ていただいて、普通は予算決算ですから決算を見て次年度の予算を組むということになるんだろうと思うんです。令和元年度から見ましても、大体、指定管理料は令和4年まで7,176万円とか7,149万円ということで、7,100万円台でずっと来たわけです。決算もちょっと凸凹はありますが、大体その範囲か、更にちょっと上回って、補正予算で、当初予算から更に補正予算で補てんするということが続いてまいりました。特に令和4年度につきましては、9,400万円に決算なってますけど、この時点で2,000万円以上の補正予算が年度末に出てまいったものですから大変驚いて何うと、光熱水費の高騰だということで、この分がここに入っているということをお伺いしました。それで、令和5年度につきましては、この決算を基に予算が組み立てられたものだと考えておりますが、この令和5年度の大体決算見込み、令和6年度9,500万円の指定管理料というふうに積算されたこの根拠となる令和5年度の決算見込み、大体どんな程度なのかということをお伺いしたいと思います。これが1点目です。

2番目については、指定管理料の捉え方ですけども、福祉総合ステーションという葛城市の公の施設を直営でやることもできるわけです。本来、公の施設は、直営でやるかあるいは地方自治体の出資団体の公共団体が運営するかしかできなかったものを、地方自治法の改正によって指定管理者制度が設けられて、そして民間事業者指定して、そして指定管理料を払って行かせると。葛城市ではその全体をまとめるガイドラインがないんで作ってくれということで一般質問しましたが、私、全国のいろんなものをホームページに、各市町村、公表してますから、それを見ますと、大体、指定管理料というのは、直営でやった場合を1つの上限として指定管理料を決められているところがほとんどです。その施設の目的を、市民に対してその施設のサービスを提供する、直営でやったら職員が何人、水光熱費が何ぼ、その他の管理が何ぼ、これを積算して、直営だったらこの予算書に載るわけですけども、それを積算してそれを上限として指定管理を指定してやらず、ただし民間の事業者だから、もうけていただいたらその分を減らすとか、だから指定管理料を払ってない施設も出てまいりますが、そういう形で大体決める。だけど、これは福祉のステーションですから、収益も上げてはいるわけですけども、葛城市としては大体7,100万円ぐらいだろうということで来たけれども、水光熱費が上がって、この間、指定管理を上げざるを得なくなっています。これどこまで現状のサービスを維持されていくのか、この福祉総合ステーション、プ

ールと食堂とお風呂があります。あと貸し館業務もありますけれども、これ、どこまで水光熱費が上がってもこれを維持していこうとされているのか。この前の業務改善計画のときもちょっと議論に参加しましたが、そこがちょっと見えてこなかったので、この指定管理は今度9,500万円となっていますが、これが水光熱費が上がる、人件費が上がる、同様のサービスをずっと維持していくというお考えなのか、このことを2つ目にお伺いします。

3つ目ですけれども、ここは何か基金の取崩しが、この施設の指定管理者制度による管理運営に、基金の取崩ししたお金が、その指定管理に関わる管理運営に補てんされてることはあるんですか。これちょっと確認だけです。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まず1点目、令和5年度の指定管理料の見込みというところでございます。今、谷原委員もおっしゃっていただきました補正もあったというところで、この新年度予算を立てた時点が、このガスであるとか電気代とかが一番ピークの時点で、本当に逆に言いますと、ここからまだまだ上がっていくのかなというようなおそれもありながらというようなところで立てさせていただいた予算でありました。ここをピークにしまして、かなり本当にびっくりするぐらい下がっておりまして、見込みといたしましては本当はかなり2,000万円近くはひよっとしたら出てくるかなというようなところで、残高が確認、聞いてるところでございます。

あと2点目、総合ステーション……。

谷原委員 決算見込みが令和5年度でどれぐらいの数字かというのが聞きたかったです。

山岡社会福祉課長 はっきりとした数字ではないんですけども、1億1,000万円から2,000万円引きまして、9,000万円ぐらいの額にはなってくるのではないかというふうに見込んでおるところでございます。

2番目の、今後どうしていくかというところでございます。こちらについては、なかなか施設自体も、平成7年、5年、6年ぐらいですかね、そこから時期も経ってる中で、いろいろ今後、見直していかなければいけない部分もあるかと思います。ただ、コロナも収束しまして、やはり利用の方も戻っている、やっぱり福祉総合ステーションが、これ1つ市民の憩いの場というところになってるのは間違いないところなのかなと思っております。その中で、経営といいますか、1つその予算とのバランスも考えながら、今後のどういうふうにして維持するかというのは1つ検討課題になってくるのかなと思っております。

あと、指定管理の中にこの基金の額が投入されているかというところなんですけども、あくまでも指定管理は指定管理の費用だけで賄われているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。1点ちょっと質問をさせていただきたいんですけども、大体、指定管理料で7,000万円ぐらいの事業として、住民の憩いのために諸事業を展開してきたということだろうと思います。この間、水光熱費が上がって1億円超えたのに、今度は9,500万円という、一応めどとして水光熱費が減ればまた7,000万円ぐらいに落ち着く可能性もありま

すけれども、私はこの福祉ゆうあいステーションの在り方ですけれども、これぐらいのお金をかけてお風呂も食堂もプールも維持していると。これが、私ふさわしいのかなと思っており、個人的に。例えば、お風呂は何時から何時までやってますか。例えば、いきいきセンター、ここは無償ですけれども、こちらは何時から何時までですか。プールはあそこは温水プールですよね。これ、何時から何時までこのプールをやっておられますか。これ、ちょっとお聞きしたいんです。できたら、いきいきセンターは今度リニューアルしますけど、お風呂なんかはどういうふうな状態になってるのか、ちょっとそこをお聞きします。

藤井本委員長 併せてお答え、併せていうか比較してお答えください、分かりやすいように。ゆうあいステーションはこうやと、いきいきステーションはこうやというか。ああ別個か、じゃあ、先ゆうあいステーションから。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

こちらは私のほうはゆうあいステーションの営業時間というところでお話しさせていただきます。現在のところ、営業時間といたしましては10時から7時まで営業してるというようなところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 お風呂もプールもか。

山岡社会福祉課長 お風呂もプールもそうです。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。

いきいきセンターに関しましては10時から午後4時まで開館しておりまして、お風呂は10時から午後3時までとなっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私は事業改善計画のときにも申し上げたんですけれども、このお風呂は市外の方も大勢利用されております。それから、食堂も大変安く抑えられておりますけれども、料金が、これも市外の方が大変多いと。プールも同様のところがあります。私は、葛城市の税金を使って指定管理をやっていると。そのときに、どこまでサービスを提供するかということは、もつとシビアに見たほうがいいんじゃないかなと思ってのんです。財政的に非常に厳しくなってくるということがありますので、例えばお風呂も10時から7時まで沸かし続けると、こういうサービスが本当に必要なのかなと。いろんな銭湯もあり、民間でもやってるところがある。こっちはいきいきセンターでも、これは5時間程度と時間制限しておりますけれども、そうするとこれだけでも水光熱費はもう全然違うんですよ。だから、葛城市としてどういうサービスを市民に福祉のサービスを提供するレベルとしていいのか、私はこれはちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思ってます。というのは、私がこの間からちょっと議論の中で聞いているのは、當麻町として大きな施設を造り過ぎたと、だから市外の人にも来ていただいて、利用者を増やしたいとということでやってこられたということなんですね。基本的に

施設の規模が大きい。葛城市で合併しましたから、新庄町とね。でも、今の葛城市の財政事情を、これからいろんなニーズがある中で対となる中で、これが果たしてふさわしいサービスの提供なのかということは今後ぜひ検討していただきたい。今日は初めて意見を申し上げましたので、私は事業計画のときにもそれをちょっと申し上げたんです。やっぱりコストがどれぐらいかかっているのかと、お風呂を何人利用して、そのお風呂に対して1人当たりどれぐらいのコストがかかっているのかというぐらいは、できたらいろんな按分で、仮の按分率になりますけれども、いろんなシミュレーションをすれば出るわけですから、コスト意識を持って、どこのサービスが適正なのかということはやっぱり今後ぜひ検討していただきたい、これはもうお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 関連ですね。ここのゆうあいステーションの施設なんですけど、うちの子どもたちもそこで水泳習ってまして、バタフライまでできるようになりました。なったんですね。やっぱり議員はみんな心配なのは、今の、言うたらほんまにそういう、僕は憂えてるわけです。言うたら、その子どもらが比較的安くてそこでプールをしてバタフライもできるようになった、そういう市民もいっぱいおると思いますねやんか。それ、みんな心配してんのは、そういうサービスがしっかりできていけるのかというところを、指定管理に関しましてはね。というところと、その事業計画を僕も見させてもらいましたけど、やっぱり今から頑張っていけますよということはいっぱい書いてくれたあるんですけど、確かにこれほんま大丈夫かなという意見はみんな議員それぞれ持ってると思います。だけど、一旦それを信じやなしゃあないかなと僕の中では思ってるわけなんですけど、でもそれはまたこの1年後を見て、ああ、あかんかったというところになるかもしれない。ほんならやっぱり市長も、先ほどこれずっとその会長と兼任してる、やっぱりその辺もしっかりと考えていかなあかんところに出てくるかもしれん、今の指定管理のサービスというのも低下させるわけにいかへんと僕は思ってますので、その辺しっかり頑張っていたきたいなと思ってます。

以上です。

藤井本委員長 答弁はええの。

西川委員 いいです。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。西川委員のご意見ありがとうございます。先ほどからちょっと出ておりました人事の件です。組織の件で再度申し上げさせていただきたいと思うんですけど、うちの市役所から職員2名を派遣いたしまして、また社会福祉協議会から2名こちらへ送り込んでもらって、バーターという形になるんですけども、それでまずは局長にうちの課長クラスの職員を置いて、その下に次長を置いて、介護保険課長と総務課長がいらっしますけれども、それらを統括して抜本的といいますか見直しをかけていって、赤字を黒字転換するというようなふうに持っていきたいなということで、今回、人事の交流を持ったわけでございますので、2年、早ければそれは1年で回復したい、また、あかんかったら

2年で回復したい、ちょっとでも早く回復したいのは思っておりますので、温かく見守っていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。期待をしているということで、ご理解くださいね。

質疑ないようですので、3款民生費に対する質疑を終結……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 まだあんの。じゃあ、今の言葉を訂正いたします。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 2点ほどお伺いします。80ページです。3款1項8目福祉推進費、福祉総合ステーション管理運営事業の13節使用料及び賃借料の土地借上料180万円、これが何なのかお伺いいたします。

2つ目です。84ページになります。84ページの3款2項、それから2目になりますが、保育所等整備事業、これ、こども未来課ですけれども1億86万5,000円ですね。これは負担金補助及び交付金ということで、保育所等整備補助金となっております。これについてどういうものかということについてお伺いしたいと思います。

併せてちょっとその上になるんですけど、ちょっと順番が逆になりましたけど、民間保育所育成助成事業の、これも18節負担金補助及び交付金で民間保育所育成助成金、これについてもお伺いしたいと思います。

以上よろしくをお願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの土地借上料でございます。こちらにつきましては、福祉総合ステーションに隣接しております、玉ヶ池の賃借料でございます。こちらは染野地区より賃借させていただいているものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

2点目、お伺いいただいております保育所等の整備事業についてでございます。こちら補助金につきましては華表保育園のほうでございますが、定員を200名から270名に増やすに当たりまして新たな増築を考えられております。そちらに係る補助金として計上させていただいております。

3点目でございます。民間保育所等の助成事業でございます。こちらは、内容的に2つございます。

まず1点目といたしましては民間保育所の育成助成金ということで、市内にあります民間保育所のほうに、例えばですが華表保育園、浄正院保育園、はじかみ保育園、それぞれ1園に対しまして200万円の助成をさせていただいております。また、奈良文化幼稚園、今年度

開園を予定しております當麻せいか子ども園も含めまして803万1,000円となっております。

もう1点、中身がございます。もう1点目が、保育士の雇用安定化補助金ということで、市内の私立の保育所で新規職員の採用の促進とか在勤職員の処遇を向上し雇用の継続を促進するため、1か月当たり2万円の補助金ということで支出をさせていただいております。こちら合わせまして3,782万1,000円となっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、福祉総合ステーション管理運営事業の玉ヶ池の賃借料ということですけど、これ賃借料ということで、池ですけど、この賃借の理由というのはちょっとよく分からないんです。土地だったら駐車場、建物を建てますよと。池ですわな。だから、ここへ何かボート浮かべるとか、そんなことですか、これ。あるいは、その水を何か利用してるとか、これどういう賃借目的なのか、ちょっとそれをお聞かせ願えませんかでしょうか。

それから、2つ目は分かりました。華表保育園の増築に関わるものということで、これは国の補助金が入っているということで理解いたしますが、3番目の民間保育所育成助成事業についてですけれども、これは2つ内容があるということですが、市内の民間保育所の育成ということで、市内3園及び今度新しくできる認定こども園やあるいは奈良文化女子大附属のこれもこども園になるんですかね、幼稚園のところにも助成金が出るということで、この財源はどうなるのかということをお伺いします。財源として、国からあるいは県から補助がついてるのかどうか。あるいは、もう一つ先ほどもありました私費の保育士等を雇い上げた場合にこの補助金が出るようですけど、安定化補助金とかということですけど、これはどうなのか、国の補助金対象ということになってるのか、これちょっとお伺いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

先ほどの賃借料、玉ヶ池の目的というようなところになるかと思えます。福祉総合ステーションは建物も大きいですし、その敷地、公園等スペースもありまして、緑に囲まれた広大な土地の中での隣接してる池との調和と、その全体的な含めました景観というところを保つために、設置当初から染野地区から借り上げをしてるというようなところで理解をしているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

民間保育所の育成助成事業の中でございます。

まず1点目の民間保育所の育成助成金、先ほど1園当たり200万円というふうに申し上げましたが、こちらは市の一般財源でございます。

2点目の保育士の雇用安定化事業、1か月当たり2万円と申し上げました。今年度から助成事業を始めさせていただいておりますが、次年度から県のほうで1か月当たり2万円の2分の1、1万円を上限に補助が出るという形で制度のほうを組ませていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけ申し上げます。この玉ヶ池の賃借の件ですけど、私は納得はできません。旧町のと時からそういう設置に当たっての取決めだけど、景色ですわな。景観ですわね。何も利用してるわけじゃないと。そういうことでいくんだったら、市内のいっぱいそういうことであるんじゃないですか。これちょっと、私は、市制20周年、これ私の問題意識ですけども、やっぱり旧町時代から引き継いだ不合理なもの、旧當麻町と旧新庄町の様々な行政上の違い、擦り合わせ、これ1回きれいにしませんか、見直して。だから、私は行財政改革ということで、そういう委員の方にも諮問して、1回棚卸しして、次の20年、葛城市が発展するために市政として、本当にいろんな住民の方にもご納得いただけるようないろんなところを見直したいと思ってるんです。この玉ヶ池なんか、市民の方知ってね、新庄町の方が知ったら、俺のところの池も景観で公園が横についてると、借り上げてくれと言われたとき、公平性担保できますか、これ。こんなことをほんま僕は、それは大字にとったらお金が毎年入るからありがたいですよ。でもね、これは本当に切り込まないと、次の20年の発展ないと思いますよ、ずっとこういうものを持ってるよ。

それから、3つ目に聞きましたこの市内の民間の保育所の育成のための助成金、これ200万円、3園は200万円、全部単独費用です。これ、いつから始まったかということですよ。ほんで今、これは旧新庄町時代からあったようですけども、その時代は私は助成目的はあったと思います、その当時は。でも今どうですか。保育については、国・県本当に様々な補助金が出てるんですよ。先ほどの安定化についてもそうですけど、安定化補助金というような形、ほかにも先ほどありましたこの保育所等整備事業で1億何ぼ、これもう国からの補助金もたっぷりいろんなところに出ているわけです。これだって、もう葛城市が単独で200万円。合わせてこの3,700万円出すというのは、事業目的として終わってるものをずっとやってるんじゃないですかと、既得権になってるんじゃないですかと。だから、これをきちっと、私は20周年ということであれば、私はこういうことこそ行政でしっかりと見直す機会にこの20年目はしていただきたいという思いで、ぜひ考えていただきたいということだけ申し上げておきます。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 私からは、まず89ページです。3款2項4目の認定こども園管理事業の14節の工事請負費484万円なんですけど、これ概要書のほうでは何か書いてくれてあるんですけど、この内容をちょっと教えていただきたいと。駐車場からスロープをつけるということなんですけど、そのどういうふうな内容かというのがちょっと分かりにくいんで教えていただきたいというのと、ちょっとページが戻ります。84ページです。3款2項2目19節児童手当事業の中の児童手当費、これについて令和6年の10月から、国のほうでもそうですかね、変わるかなという、18歳までですかね、その児童福祉費の扶助費が児童手当が拡大されると。これ、葛城市になったらどれぐらいの方が対象になってくるのかなという、ちょっと教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目のご質問でございます。認定こども園の管理費のほうでございます。工事請負費484万円の内訳でございますが、この度4月1日からではございますけども、磐城認定こども園のほうに磐城第1保育所から子どもたちがやってきて統合することになります。そうなりますと、送迎で車を使われる保護者の方が大変増えるということで、現在、学童保育所があります駐車場のところを登下校の際の子どもたちを降ろしたり迎えに来たりというようなところの使用を考えております。そこから、園庭に入るとなりますと、現在、調理棟を建設、出来上がったんですけども、調理棟のところにスロープが1つありますが、そのスロープというのはもう調理棟のほうの専用のスロープとなっております、その横にバリアフリーの対応をできる約2メートル幅、長さにして約5メートルから6メートルぐらいあるかと思いますが、少しなだらかなスロープを設置して、駐車場のほうから直接園庭に入れるような形の工事を考えております。それがまず、1点目でございます。

もう1点目は、先ほど申し上げましたように、子どもたちもちろん引っ越してくることもなるんですが、先生方も引っ越してくることになります。職員の駐車場の確保が難しい状況になっておりますので、今現在、駐車場のほう、先生方が停めれる駐車場のほうを考えておる次第なんですけど、ただ1か所想定しているところは、今現在使われていない土地でフェンスで囲まれている状態になっております。そのフェンスを撤去して使ってくれるのならばいいですよということでお話をいただいておりますので、そのフェンスの撤去として一部予算を計上させていただきます。お返しする際には、原状復帰してお返しするというような工事の内容になっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 子育て支援課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

児童手当費のことについてでございます。こちらのほうにつきましては、先ほど言っていたように、国が行う子ども未来戦略に基づく児童手当制度の拡充によるものが増額の大きな要因となっております。令和6年10月からの措置となる予定でございますが、主な内容をお伝えさせていただきます。

1つ目としては所得制限の撤廃、次に支給期間については、現在は中学校修了までのところを高校生年代までの支給期間の延長、多子加算につきましては、第3子以降が現行1万5,000円を3万円と拡充するものでございます。加えて、支給月につきましても年3回のところ、偶数月の6回となる予定でございます。こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたように令和6年10月分からの措置となりますので、初回の支給が令和6年12月となる予定でございます。

続きまして、人数でよろしかった……。

藤井本委員長 対象者ね。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 対象者、今回、人数の増える部分としましては、やはり

高校生まで年代が延長するということになるかと思います。中学生までにつきましては、昨年と今年と若干の数字の違いありますが、今年度の予算といたしましては4,817人を見込み、あとそこに追加で高校生、今のところ約1,160人程度を見込んでおります。お願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 工事の件につきまして、これも結局、給食調理室が建つというのは分かってますよね、言うたらね。そやから、なぜ令和5年度にしとかへんねんというところ、これずっと常に思うんです。そやから、これは何か、もうだって今度議会でも見に行くでしょう、見学もしに行きますやんか。ほんなら、もう言うたら稼動していくんやったら、その辺も踏まえてもう考えとかなあかんことやったんかなと。ほんで、僕あそこが学童の駐車場であって、僕、認定こども園の駐車場ではないという感覚ではおるんですね。こども園の敷地じゃないじゃないですかというところですよ。でも、しゃあないですよ、ないねんもん、周りにね。だからその辺からして、ちょっといろいろと無理がたたってるというか、後づけ後づけになってるところもあるから、これはちょっと、せやから今、軌道修正しながら計画的にしていかなあかんというところを常に考えていただきたいと思いますね。もう答弁はいいです。ありがとうございます。

次、児童手当に関しましては、これ、そやから10月やから半年分、ごめんなさい、4か月分のことになるんですかね。そやからまた、令和6年、令和7年度に、次の年度に関しましてはもうちょっと膨らんでくるよというところになるんですかね。対象者についても分かりましたし、これについてはやっぱり喜ばれる方々が多く出ると思いますので、スムーズな何というんですかね、これ恐らくシステムの改修も上がってたと思います。その辺もスムーズに支給できるような形で考えていっていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 もう時間も時間ですので、1つだけお伺いいたします。81ページの3款民生費の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の委託料で、園務支援システム導入委託料という、これ238万9,000円というのがあるんですけれども、この事業の内容についてお教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

園務支援システムの内容についてでございます。市内の公立幼稚園4か所、こども園1か所、保育所2か所の各保育所のネットワークの整備を行いたいと考えております。Wi-Fi環境を構築、タブレット端末の導入、園務支援システムを学校教育課と共同で整備いたします。具体的なシステムの内容でございますが、登園登校の管理、各指導案や指導要録等の作成、預かり保育や延長保育事業の管理、保護者との双方向の連絡機能等を活用し、保護者の利便性の向上と業務の効率化によりできた時間を、子どもたちとの時間等に充てることで保育の資質向上につなげたいと考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ネットワーク整備で、デジタルの力で保護者の利便性向上と、あと職員の業務効率化というものを図られるということということでございますね。分かりました。

現状なんですけど、まだ今、導入できていない、これが入っていない現状を皆さんは今のようになされているんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

現在の状況ですが、登園管理については一人一人毎朝電話にて欠席の連絡を受け、紙の出席簿により管理をしております。また、各種指導案や指導要録等の作成については、鉛筆等で下書きをされた後、ボールペンで清書し、その後また消しゴムで消すといった作業をされておるのが現状でございます。預かり保育や延長保育事業の管理についても、利用開始時間や終了時間を紙に書き留めて追ってエクセルで入力するような手間が発生しております。保護者の利用申込み等も紙ベースで行っておりますので、現状はそのような形でございます。また、P C端末につきましても、クラスごとにもちょっと配置されていないような状況になっており、学年に1台といった状況ですので、デジタル化がかなり遅れている状況でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今の話聞きまして、デジタル化が進んでいない中で今、保育士の方が大変な思いをされてるということは理解いたしました。今回の整備につきまして、第1は保護者の利便性向上ということがあるんですけども、やっぱり過去に保育士で、就職したけど退職した人というふうなことを聞きましたら、やっぱり仕事量が多いとか、それから就労時間が長いとか、そういったことでもう辞めざるを得ないというふうなことがあったかと思います。やはりそういった、働いておられる方々の環境、これがもう改善されることを期待したいというふうに思っております。またこれが成果が出るように、導入後、その辺りどうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 1点だけです。84ページの3款2項児童措置費、2目児童措置費ですね。子どものための教育・保育給付事業というところで、19節扶助費9億1,733万6,000円と上がっています。この予算案のポイントでは、子どものための教育・保育給付事業ということで、各項で第2子目以降保育料無償化分を含むと、これも厚生文教常任委員会で条例として上げられている第2子目以降の保育の無償化に係る分やと思うんですけど、そのとき聞いていたら、その分の保育料無償化には大体7,500万ぐらいがかかってくるというところなんですけど、この9億1,733万6,000円のこの内訳というか、結構額が上がってますので、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問いただきました、子どものための教育・保育給付事業の給付費でございますが、こちらは民間保育所でありましたりとか、市外の公立民間保育所等に対しまして運営費というような形でお支払いさせていただいておる給付費でございます。この中には、先ほど申していただきました、2子目以降の無償化に係る分も含まれております。先ほどおっしゃっていただきましたように、2子目の無償化に対しましては年間7,500万円程度、7,408万3,000円なんですけども、試算させていただいております。2子目無償化となりますと、まず第1に保育料の収入減がございます。こちらは、予算書の14ページの保育料のところで出てまいりますが、こちらは収入減といたしまして5,459万1,000円、こちらが保育料の収入減になるものでございます。

もう一方、先ほどの給付費のほう、私、市外のほうの運営費としてお支払い分も含まれているというふうに申し上げましたが、市外の保育所におきましては、その保育所において保育料を徴収されておりますので、市の事業といたしまして2子目無償化をいたしますと、その分の保育料の収入がその施設にはなくなります。その施設の収入の補てん分として1,492万円を計上させていただいております。

以上が中身となっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 理解しましたけど、もちろん5,459万1,000円というのは減っていきますよね、歳入のほうで保育料徴収できないから。ただ、その差引きしてもこれ全部で7,500万円じゃないですか。これは、令和5年度の当初予算と差引きしても結構な額が、何ぼになるんですかね。そのプラスしたとしても、何か金額が合ってこないような感じに受けるんです。それは、例えば今度、民間の認定こども園がそこに建ちますよね。その辺のこともここに入ってるのか、要はちょっとその辺が受入れ児童数に応じて施設整備、保育に関わる人材の資質向上、だからその辺が入ってるのか、ちょっと金額が合ってけえへんと、分かりますか、言うてること。そやから、その辺ちょっと教えていただきたいなと思ってます。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 すいません。少し説明が漏れておりました。今年度、給付費といたしまして9億1,733万6,000円見込ませていただいております。このうち、先ほど市外のほうにお支払いする2子目無償化に係る分が1,949万2,000円と申しました。この9億円の中に含まれておりますのが、来年度以降、来年度5月開園予定の當麻せいか子ども園に対する給付費も含まれております。こちらのほうが約6,000万円程度を見ております。除きますと、今の2子目の無償化の分を除きますと8億3,881万5,000円ということで、前年に対しまして12.9%の上昇となります。これにつきましては、令和3年から令和4年の給付費の伸びは11.5%、令和4年度から令和5年度の伸びが13.5%でしたので、例年の伸びというふうな見込みを考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。伸び率も大体それぐらいで推移して見ていただいていると、ほんで民間保

育園、認定こども園ができるから、その分も見込まれてるということで理解いたします。それで帳尻合ってきましたわ、これで。これ、僕、一般質問で、第2子のこともお話しさせてもらったので、その辺についてはほんまに今回こうやってやっていただけるということは、もともと考えてたというところもあったんですけど、ありがたいなと思います。喜んでおられる方がかなり多いと僕の中でも実感をしておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、3款民生費に対する質疑を終了いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、18日月曜日午後1時より委員会を開催いたしますので、よろしくお願いします。本日、8時半超過いたしました。ご苦労さまでございました。

延 会 午後8時33分